

ISSN0549-365X

日本経済政策学会編

経済体制の変容と政策課題

— 日本経済政策学会年報 XXXIX —

1 9 9 1



日本経済政策学会

勁草書房発売

日本経済政策学会編

経済体制の変容と政策課題

——日本経済政策学会年報 XXXIX——

1991



日本経済政策学会

勁草書房発売

本年度共通論題

『経済体制の変容と政策課題』

日本経済政策学会第四十七回全国大会は、平成二年五月二十六日(土)と二十七日(日)の両日、同志社大学において開催された。

大会が開催された五月下旬は、「八十九年東欧革命」の熱気が未だ醒めやらず、ソ連では『調整された市場経済移行の基本構想』が最高会議に上程された時期であったが、今大会の共通論題として経済体制の問題をとりあげてはという提案は、前大会の共通論題が議された前プログラム委員会で既になされていた。

第四十七回全国大会プログラム委員会は、こうした経緯を踏まえつつ、なお慎重審議の結果、今大会の共通論題に「経済体制の変容と政策課題」を採択し、共通論題について本部と各部会の承認を得た後、共通論題の三報告のテーマとして、

- (一) 経済体制の変容とその行方
- (二) 資本主義の変容と政策課題
- (三) 社会主義経済の変容と政策課題

を選んだ。三報告のテーマは後に報告者とも相談の上、プログラムに掲げられたタイトルに変更された。

第一報告は「経済体制の変容をどうとらえるか」という視点から共通論題全般のテーマをカバーし、第二、第三報告では、両体制の変容の現実を踏まえ、「政策課題」に重点をおいて報告者の視点からそれぞれ自由に論じていただくという趣旨であった。

なお、これと平行して、大会第二日目に、社会主義圏諸国の経済改革の現状に関する報告・討論をシンポジウム形式で開催することになり、また我国の公共事業の民営化をとりあげる「公益事業における競争と規制」のセッションもシンポジウム形式で行うことが、後に委員会で決定された。これら二つのシンポジウムは、原則として、これらのテーマで自由論題報告希望を出されていた方々にパネラーをご依頼する形で実現をみたものであり、プログラム委員会の趣意にご協力いただいた各報告者をはじめ、座長・予定討論者各位に深く感謝したい。

自由論題については、当初は前大会におけるセッション編成をそのまま踏襲して報告希望を募ったが、報告希望テーマを整理した結果、プログラムのようなセッション編成になった。
 共通論題をめぐる大会当日の報告と討論の総評は座長総括に譲るが、シンポジウムを含めて、報告者・討論者に人を得、また多数の熱心な会員の参加をいただいて、二日間に亘り終始熱気に溢れる議論が展開されたことは本委員会の喜びとするところである。

なお、共通論題第二報告の予定討論者として学会外から参加され、討論を盛り上げていただいた大阪大学経済学部の林敏彦氏に、この場を借りて感謝の意を表したい。

一九九一年一月

第四十七回全国大会共通論題プログラム委員会

目次

本年度共通論題『経済体制の変容と政策課題』……………第四十七回全国大会共通論題プログラム委員会……………1

△共通論題▽

 経済体制の変容と方位……………野尻武敏……………7

 スウェーデン型福祉国家システム……………丸尾直美……………17

 ——その経済合理性と問題点——

 計画経済の変容と政策課題……………鶴野公郎……………27

 ——ペレストロイカの行方——

 コメント……………尾上久雄……………38

 コメント……………林敏彦……………41

 コメント……………家本博一……………44

 総括……………加藤新野幸次郎……………47

△自由論題▽

 流動化する社会主義経済体制……………福田敏浩……………49

 ユーゴスラヴィアの経済体制の再検討……………香川敏幸……………53

 ソ連の経済改革とその政策……………望月喜市……………58

内外価格差問題と産業政策	山崎和郎	62
消費者の利益の増進を目指した米需給政策のあり方についての一考察	鶴岡詳晃	66
食糧安全保障の観点よりする米(コメ)自給政策の費用・便益分析	丹羽春之喜	70
——IO・LPモデルを用いた計測——	上西祥之	70
外部性の問題の空間的考察	土門晃二	76
賃貸住宅居住水準の向上……昭和四三—六三年	駒井正晶	80
——住宅サービス消費量によるアプローチ——	藤岡明房	88
道路のネットワーク構造と消費者余剰分析	植田和弘	92
持続的発展と国際環境政策	仲上健一	96
持続的発展と流域管理	伊東重彦	100
公益事業における競争と規制	直江重彦	100
——NTTの形態変化について——	小澤太郎	104
第一種電気通信事業の市場構造のモデル化・製品差別化の導入	西野義彦	108
競争導入下における電気事業の価格設定	山澤逸平	112
ウルグアイ・ラウンドは管理貿易化を阻止できるか	小坂弘行	116
日米経済摩擦の定性ゲーム論的分析	今岡日出紀	121
発展途上国における構造調整の経済分析	小柴徹修	126
——インドネシアのケース——	鈴木幸夫	131
アジアにおける国際下請分業システムのワーカビリティ	竹島正男	136
政治経済の国際的地殻変動と日本型システムの対応力	長屋泰昭	140
経済政策決定過程にかんする一考察	内山隆夫	149
——制度改革における囚人のディレンマ的状况——	飯田隆雄	153
経済体制と政治体制の関係について	田中啓一	158
——新自由主義の学説を中心として——	勝木太一	163
オーストリア・ケインズ主義とコーポラティズム		
金融自由化と金融機関の競争		
地価高騰と資産課税		
——とくに相続税を中心にして——		
日本経済の計量モデルによるフィリップス・カーブの分析		
——そのシミュレーションによる導出と、それについての理論・計量的考察——		
山田誠著『現代西ドイツの地域政策研究——西ドイツ国民経済における		
地域政策と地方財政——』	城島国弘	167

高瀬浄著『エノノミールとソシオロジー——象徴社会からの知的回帰——』……………	東條隆進……………	169
富田俊基著『国際国家の政治経済学——国際システムの安定と日本経済——』……………	加藤壽延……………	171
学会記事……………		173
Summary……………		xiii
The World Economic System in the Post-Cold-War Era and the Role of Japan: A General View……………	Haruki Niwa……………	21
学会紹介(英文)……………		1

〈共通論題〉

経済体制の変容と方位

野尻武敏

〈大阪学院大学〉

戦後西ドイツの「社会的市場経済」の名付け親であるミュラー・アルマックが、二十世紀は「諸秩序実験の世紀」(das Jahrhundert der Ordnungsexperimente)と書いたのは、一九七二年のことであつた(1)。今日、世紀末となつて、その実験結果もおおむね出揃つてきた観があるが、最近これに関して象徴的な出来事が少なくとも二つある。一つは環境破壊が世界的に急に深刻化してきたこと、いま一つは共産体制が急に崩れてきたことである。どちらも、経済体制の在り方に深くかわりをもつ。

経済社会体制はどのように動き、動こうとしているのか。

一 社会主義体制の変容

最近のトピックにも関連して、社会主義のほうから見てみよう。

(1) 社会主義の変容——原型・変質・分裂

1 近代の社会主義の体系化は啓蒙期に遡る。ソーシャリズムという表現はまだ生まれてはいないが、啓蒙期のメリエやモレリなどがその先駆的な思想家と見てよい。彼らは当時の自然法論に立って

人間の自然権を強調し、人間の解放を目ざして万人の自由と平等を主張した。この点では自由主義とまったく同様であり、その意味では近代社会主義は自由主義と兄弟である。が、十八世紀のいわゆる市民革命は自由主義的な変革であり、それを通して実現してきた自由主義社会において、両者は完全に敵対的となる。社会主義はいまや、自由競争下に抑圧されてきた無産労働者の利害を背景に自由資本主義の否定運動として前面に出てくることになったからである。だから社会主義においては、万人の自由と平等の実質的な保証(無階級社会)が目ざされ、自由資本主義のアンチテーゼとして共有化と計画化がその基本の体制方向となつてきた。つまり、社会主義はもともとほとんどが共産主義だったのであり、ソーシャリズムとコミニズムは用語上も区別はなかつたようである(2)。そして実際にも、第一インターがそうだったように、社会主義のヘゲモニーを握つたのは、まず、急進共産主義者たちであつた。

2 しかし、二十世紀に入る前後には、事態はすでに大きく変わつていた。確かに、当時インター(第二インター)で主役を演じていたのは、その頃マルクス主義一色になつていたドイツ社会民主党

であり、インターに結集したものはほとんどが社会民主主義を掲げてはいた。だが、当時すでにマルクスは亡く、マルクス主義自体もいくつにも分裂して急進派は一部に転じ、なかには明らかにマルクスの教説の修正を唱えるものも出ていた。そしてほどなく、議会民主制を擁護する漸進派がインターの多数を制するようになってきた。これは一つには、各国で普遍が実施され社会主義政党が公認されるようになったことにもよる。が、資本主義的であれ急速な経済成長によって、西欧では労働者の労働条件や生活水準が大幅に改善されてきたことが、やはり主因だろう。

3. そして第一次大戦である。この大戦は、社会主義の歴史にも大きく時代を画することになった。まず、それを契機に社会主義は、思想や運動の段階から実験の段階に入った。ソ連だけでなく西欧諸国においても、社会主義政党が政権を担当するようになってきたからである。しかし社会主義は、こうして実験の段階に入ると同時に、その分裂もまた決定的となった。すでに完全に少数派となっていたが革命に成功したレーニン派は、一九一九年、新しく共産主義インター(第三インター)を結成して世界の共産党を糾合し、既存の第二インターから分かれて激しくこれと対立するようになったからである。爾来、第二インター系の社会民主主義は、非共産社会主義の別称ともなってきた。

(2) 西欧社会主義(社会民主主義)

歴史的に本流をなす西欧の社会主義(社会民主主義)は、そうしたなかでますます漸進主義化し、現実化と自由化を深めてきた。社

西欧では社会主義政党に受け容れられてきたものであることは、ここに銘記されてよいであろう。

3. むしろ西欧でも、ことに南西欧では、共産党の力も小さくはない。しかし、このいわゆるユーロコミュニズムも自由化・民主化と無縁ではなかった。イタリア共産党を先頭に、すでに一九五〇年代後半から次々に自主路線がとられ、七〇年代後半にはあいついで一党独裁の放棄が明言されてきた。

(3) 共産主義(マルクス・レーニン主義)

かつて西欧でも社会主義の核をなしていた共産主義は、マルクス・レーニン主義の形で、西欧の外に広がった。第二次大戦まではソ連一国だったこの共産主義の体制は、第二次大戦を契機に一举に世界を二分する範囲に拡大した。しかし、マルクスにはもともと、社会主義の旗印はあっても社会主義社会の理論はない。だからロシア革命

命いらい、共産体制の歩みは試行錯誤の大きな揺れを示してきた。

1. 第二次大戦の後も、体制上重要な改革の波だけでも少なくとも三度あった。第一は一九四〇年代末からのユーゴの市場社会主義への実験、第二は一九五六年のスターリン批判について六〇年代に広がったソ連圏の経済改革の波、そして第三は八〇年代に共産圏のほとんど全域に高まってきた体制改革の大波である。いずれも共産体制の自由化の試みであり、ことに重要な六〇年代および八〇年代の改革の直接の背景は経済の停滞とその深刻化である。

2. 八〇年代改革では、これまで最も保守的だった中国が先頭を切りソ連・東欧がこれに続く順序となった。が、東欧そしてソ連が

社会主義政党がしばしば政権の座につき現実政策をも担当するようになってきたことと相関するが、この傾向は第二次大戦の後にいっそう顕著になってきた。

1. 戦後、西欧の社会主義は、戦間期にはまだ残っていたマルクス主義も完全に払拭し、そのイデオログたちはよく、もはや「マルクスにたいして」(gegen Marx)の時代ではなくて「マルクスなし」(ohne Marx)の時代だといってきた。当然に、階級闘争史観は斥けられ、階級政党か国民政党かといった議論もすっかり過去のものとなってきた。そして、マルクス・レーニン主義の東の共産主義は社会主義という名の専制主義だときめつけ、これと自らを明別するために自由や民主主義を強調して「自由社会主義」(Freiheitlicher Sozialismus)や「民主社会主義」(democratic socialism)を自称するようになってきた。ときた「新社会主義」(Neosozialismus)といわれるのも、そうしたところからくる。

2. こうして、この新しい社会主義では、経済体制構想もすっかり自由化してきた。世紀の転換の頃にはマルクス主義一色だったドイツ社民党の戦後の綱領では「できるだけの競争、必要なだけの計画」が謳われ、その理論家たちの間では「原則として私有、必要な場合の社会化」ともいわれてきた。社会主義の主流はいまや、自由競争と私有を原則とし必要に応じて計画化と社会化を進める。市場経済基調の混合体制を擁護するものとなってきたのである。シラーは施策体系の面からこれを「マイクロの競争とマクロの総体統御」と定式化している(3)。そしてこの総体統御に理論づけを与えてきたのが、ほかでもないケインズ経済学である(4)。ケインズ経済学は

政治改革にまでつき進んだのにたいして中国はまだ政治改革は拒否する姿勢を崩してはいない。しかし、全体として今日の改革の方向は次のように概括できる。

① 経済改革——(イ)市場経済化の一般化(消費財から生産財、さらに資本・労働・土地「使用权」にまで及ぶ市場化)とその徹底(市場の淘汰機能の導入)。(ロ)私有の領域の拡大(個人企業と雇用労働による私営企業の一般的な承認、協同組合企業、共有私営の混合形態「農地の請負制や国有企業のリース制」や国有営企業の株式会社化の試みなど)。(ハ)経済の対外解放。

② 政治改革——(イ)一党独裁から多党議会民主制へ。(ロ)制限的主権論(ブレジネフ)から自主路線へ。

ソ連も中国もまだその旗は降してはいないにしても、これらは明らかにマルクス・レーニン主義の放棄である。六〇年代のソ連にも似て政治改革はまだ厳しく拒否している中国にしても、少なくともすでに半分はそれを放棄しているのである。

(4) 社会主義体制の変容の原因

こうして、かつて共産主義が主流だった西欧の社会主義が今は市場経済基調の自由社会主義に変わり、一般に後進的な西欧の外に広がった共産体制も、今日、急に崩れて市場経済化が進んでいる。要するに、社会主義の自由化である。それにしても、なぜそうなり、そうならざるをえなかったのか。

1. 少なくとも理論的には、その理由はすでに、一九二〇年代から三〇年代のあの経済計算論争によって明らかにされていたところ

だともいえる。周知のように、自由市場を欠く社会主義経済では経済計算が不可能なことを強調したミーズスやハイエクにたいして、ランゲやディッキンソンはその可能性を主張したが、そのさい想定されていた社会主義は競争社会主義ないしは市場社会主義であった。つまり、市場なしでは経済の合理的・効率的な編成は不可能なことは、当時、賛否両論のほとんどに共通して認識されていたことなのである。が、経済の停滞、国際競争力の喪失、対外債務の累積等の形によって、それが現実 realistically 証明されてくるようになるのに、なお半世紀の歳月を必要としたのである。

2 いまこれに関連して、理論上重要と思われる二つの点に注意しておく。

一つはいわば、原理的な「中央管理の失敗」である。合理的な中央管理が可能であるためには、人間が需給の諸関連とそれらの変化のすべてを予測でき経済の細目を計画できること、そして人々のほとんどが私心や自利心と無縁なまでに高まりうる事が前提になる。人間理性と人間そのものの完全性ないしは完成可能性である(5)。完全計画のモデルということもできよう。が、実際には人間理性も人間もそれほど立派ではない。だから中央管理の共産体制においては、資源の最適配置は望めず、管理機構は官僚化し硬直化し、人々の自発性は育たず、独裁権力は自己増殖して行くのが、普通となる。それも、経済が未発達で単純な間はまだまだしも、経済が成長し複雑化してくればくるほどそれらの問題が顕在化して行くことになる。

もう一つはいうならば「逆統制波及の原則」の支配である。「統制波及の原則」とは二〇年代のミーズスの言葉だが、水面に落ちた一

事実、この体制のあげた経済的成果は偉大であった。しかし、景気変動や恐慌、それらによる失業や生活の不安定化、さらには労資間や資本間や国家間の所有格差にもとづく支配従属関係の深まりなど、新しい諸問題も生じ深刻化してきた。そうしてほどなく、市民革命を通して社会経済から追いついた国家権力に、再びその介入が要請されてくるようになる。この道程には二つの段階を区別することができる。

第一は一八七〇年代である。その頃から欧米自由諸国でいわゆる干渉主義的な国家干渉の増加が目立ってくる。社会経済のそここに問題が生じてきたので問題の生じたその箇所に次々と介入していく、事後的・局所的な国家干渉が急増してきたのである。この段階では、しかし、経済全般の調整はまだもっぱら市場機構の自動調節機能に委ねられていた。

が、一九三〇年代の世界恐慌をもって、自由社会の国家干渉は新しい第二の段階に入る。この恐慌は規模も期間も未曾有の大恐慌となり、慢性的な大量失業が発生してどの国も深刻な社会・政治不安に陥り、国家はどの国でも経済の全般的な調整にも乗りださざるをえなくなったからである。爾来、自由諸国でもその経済体制は、程度に違いはあっても市場原理に計画原理の加わった本質的に混合的な体制となってきた。

3 古典自由主義の体制は、この時期に崩れているのである。事実、当時広く自由資本主義の「全般的危機」がいわれ、それにも先だってケインズでは『レッセ・フェールの終焉』(一九二六年)を確認している。

滴の油が次々に油紋を拡げるのにも似ることから「油紋理論(Oil-ectheorie)」ともいわれる。これは逆に、統制の撤廃についても当てはまる。経済のある部分の自由化は、それが有効であろうとする限り、その部分だけにはとどまりえず、自由化は関連の諸領域にと波及していかざるをえなくなる。共産圏において、市場化が一部の財貨だけではなくてその全般に広がり、さらには財市場だけではなくに資本・労働・土地にまで及ぼうとしているのも、そこからくる。これらだけによっても、社会主義の自由化、共産体制の市場経済化は必然だといわねばならないだろう。

二 自由主義体制の変容

社会主義のこのような歩みは、それでは自由主義の勝利を示すものなのだろうか。それを尋ねてみよう。

(1) 自由主義の変容——原型・変質

1 自由主義社会思想は、近代社会主義とともに、啓蒙期自然法論を母胎に生まれ、ここでも人間の自然権の理念が根幹となってきた。が、自由主義においては、わけても自由の諸権利と財産権が自然権とされ、だからまた自由競争秩序が人間の本性に合した自然秩序と考えられた。そして当時誕生してきた経済学によって市場機構とその自動調節機能が論証されてきた。こうして、人間の本性に合する自由競争秩序の理念と、市場機構の自動調節機構による経済の効率的編成への確信、これが自由主義社会思想の支柱となってきた。

2 自由主義体制はこのようにして実現して行くことになるが、

旧き自由主義に代わって「新自由主義」(Neoliberalismus)が登場してくるのもその頃である。この新しい自由主義は、既述のような二つの論拠から自由競争体制を擁護する点では古典自由主義と同じだが、自由放任を拒否する点では社会主義に勝るとも劣ることはないほどである。代表者の一人のレプケによれば、自由競争秩序は、放っておけばおのずから花をつけ実を結ぶ「自生植物」のごときものでは決してなく、それが花を開き実を結ぶには手厚い配慮を必要とする「栽培植物」に似たものなのである。こうして一般に、責任倫理の確立と国家権威の強化の必要が説かれる。

(2) 現代自由諸国の経済体制

1 これらを考えるなら、もともとの自由主義は、現実体制としても思想体系としても、すでに戦間期に崩れ去っている、といわねばなるまい。そしてすでに見たように、西欧諸国でも社会主義政党がしばしば政権の座につき現実政策も担当しはじめるのも、その頃からである。とすると、その後のいわゆる自由諸国の現実、これを自由主義の所産と見るのは事実と反する。正しくは、自由主義と社会主義、より正確には新しい自由主義と新しい社会主義のいわば合作である。実際、今日のいわゆる自由諸国の現実を見ても、これらはい。総需要調整策、総合経済計画、各種の社会保障など、これらはすべて、かつては社会主義者の要求していたところである。

2 もっとも、八〇年代は新保守主義がいわれた。一九七九年にイギリスでサッチャーが、八〇年にはアメリカでレーガンが政権を握り、西ドイツはCDUのヨールの時代となって、広く新自由主義

の風潮が優位してきた。八〇年代の共産圏の全般的な自由化改革もその関連で見る向きも多い。

が、復讐ないし多数政党制とそれとの議会民主制の社会では、政権の交替は時の勢いであり、八〇年代の動きが将来の趨勢を決定することにもならない。第二次大戦後は、総じて、五〇年代から六〇年代の始めは新自由主義が、六〇年代中葉から七〇年代は新社会主義が、そして八〇年代は再び新自由主義が力を占めてきたが、こうした波動はなおも続いていくに違いない。そして、いずれの場合にも、もはやかつての自由主義と社会主義の対立はない。共産圏、ことに東欧諸国やソ連の急激な体制改革も、そうした西欧自由社会への接近を示すものであっても、自由主義への収斂などでは決してない。そして思想的にはそれは、新自由主義よりも西欧社民主義の新社会主義（自由社会主義）への接近と見るべきであろう。

(3) 自由主義体制の変容の原因

では、レッセ・フェールの自由主義体制は、なぜ崩れ、また崩れざるをえなかったのか。

1 理論的にも、原因はいまでは明白である。広く知られているように、それはいわゆる「市場の失敗」からくる。

正確には、これは二種のものに分けることができる。一つは、完全に合理的に行動する人間の完全競争や完全市場といったものは現実には一般に存在しないことに起因するもの（現実問題）であり、不安定や失業や独占化などの問題はこれに属する。もう一つは、競争や市場がかりに完全だとしても市場だけでは解決のつかない諸領

三 体制変動の方向

(1) 両体制の変容とその方向

以上のところを概括してみよう。

自由主義と社会主義、近代を動かしてきたこの二つの体制思想は、いずれももともとは啓蒙自然法論を基礎に体系化され、当初はともに絶対王制の否定運動を形成してきた。しかし、絶対王制が崩れるなかで自由主義が支配し自由主義体制が実現してくると、社会主義はこんどは自由資本主義の否定運動として、それとは対極の、したがって共産主義的な体制構想を固めるようになり、こうして自由主義と社会主義は、同じように人権の理念に立ちながら、敵対的な関係に立つようになる。

が、自由主義体制は、その偉大な成果とともに新しい諸問題も生みだしてやがて変質を始め、一九三〇年代にはついに「全般的危機」を迎えた。同じ頃、西欧ではすでに漸進主義化してきた社会主義政党が伸び、社会主義もポジティブに現実形成に参加しはじめる。こうして戦間期に及ぶ西欧社会は新しい自由主義と新しい社会主義の合作となり、自由社会の各種の社会化も進むことになる。他方、自由主義と対極の共産主義的な古典社会主義は、現実にはマルクスレーニン主義の形で西欧の外に広がり、第二次大戦の後には世界を二分する勢力にまで拡大した。しかしこの社会主義も、古典自由主義に半世紀遅れて八〇年代に「全般的危機」に陥った。そして今日模索されている道は、要するに全般的な自由化の方向である。

域が残されていることに起因するもの（限界問題）である。公共財や外部経済や費用通減の事業の問題、所得ならびに資産の分配の問題や市場社会での人間疎外の問題などが、それに属する。

自由市場経済は、だから、たとえ完全に作動したとしてもそれだけでは自存できない性質の経済なのである。補完的な国家施策が不可欠になる。レッセ・フェール自由主義体制の挫折は必然といわねばならない。

2 そこでどうしても、自由主義は社会化し、自由主義体制は計画や統御を組みこんだ混合体制となつていかざるをえなくなる。が、両体制原理の結合の仕方は、現実には多様であり、またありうる。原理的にも、今のところ少なくとも二つのものがある。国家干渉は市場経済の枠組みだけに、したがって秩序政策だけにとどめようとするのが、その一、国家を経済秩序だけでなく経済過程にまで、つまり経過政策にまで拡張ざるをえないとするのが、その二である。

第一は新自由主義の、第二は新社会主義の基本思想である。前者が国家干渉を秩序政策に限ろうとするのは、干渉が社会経済過程にまで及ぶと「統制波及の原則」が働いてついには全面統制に陥っていくことが危惧されるためである。が、新社会主義も、支持しているのは市場経済基調の混合体制であり、無制限な干渉拡大への警戒には劣らず厳しい姿勢をもつ。「ミクロの競争とマクロの総体統御」という先のシラーの言葉は、経過政策の在り方にかんする新社会主義の考えを原則的に示したものである。そして、いわゆる自由諸国の現実には、一般にこの方向をとっている。

しかしながら、今日の共産圏のこの自由化が自由主義への収束の動きでないことは、いわゆる自由社会の社会化が共産主義への移行過程でないのと、まったく同様である。もはや、自由主義か社会主義か、資本主義か共産主義かといった時代ではないのである。

(2) 経済社会体制の方位

社会経済体制のこれらの動きを類型的にモデル化してみるならば、図のように示すこともできよう。

1 自由主義体制は、基本類型としてはもともとBbつまり私有市場経済であるが、次第に国家干渉が増して管理経済的要素を加え、一時（第二次大戦中）はAbつまり私有管理経済の体制にまで進んだが、再び市場を回復してABの混合型に帰り、国によっては所有の社会化・国有化も進んで私有が基調ではあるが所有制もまた混合化してきている。今日、構想が進んでいる従業員持株制のような所有参

調整 所有	A	A B	B
a	←	↓	→
a b		↓	
b	←	↑	→

(1) 需給の調整方式

A：管理経済
B：市場経済

(2) 生産手段の所有方式

a：共有

b：私有

(3) 政治体制

I：一党独裁制

II：多党議会民主制

加は、共有 (Gemeineigentum) とは異なった共同所有 (Miteigentum) として、所有の新しい混合形態を開くことになるだろう。

これらにたいし、かつては社会主義の主流をなしていた共産主義は、基本類型ではAaつまり共有管理経済を構想し実験したが、その実際の展開のなかで市場の導入を余儀なくされてきた。最初にこの道を歩み始めたのはユーゴであり、そのいわゆる市場社会主義は、ABとaの組み合わせ、つまり共有管理市場経済の類型に属する。八〇年代に共産圏一般に広がってきた体制改革は、それをこえて所有制の改革にまで及んでおり、まだ共有基調であるとしてもABabの混合型に進んでいるといえる。そして、ここで奨められている協同組合企業や国有私営企業の試みは、別の方向から所有の新しい混合形態を開くことにもなるであろう。

もっとも政治体制については、共産圏では、まだ中国のようにIの一党独裁を堅持する国もあれば、すでに東欧諸国やソ連のようにIIの多党議会民主制に移っている国もある。しかし経済体制について見るかぎり、いわば左右からABabの多面的な混合体制に向かう趨勢にあると見ていいだろう。そして、混合が多面的であるだけに、その現実形態もそれだけ多様となるであろう。

2 なお、ここでは取り上げることができなかったが、今日の体制変動にかんじて忘れられてはならないことがある。中間組織の位置と役割の動きである。民主制社会では、戦間期いらい、ことに第二次大戦後になって企業や労組や消費者や市民の諸団体がますます大きな位置を占めてきて、すでに社会のインテグラルな構成要素となってきた。共産圏でも、すでに六〇年代の改革実験の時期か

社会主義の系譜では、一般に共同体が重視され広く参加民主主義の制度化が構想されているが、これらは権利とともに義務や責任の体系の回復を要求するものである。参加は決定への参加であると同時に責任への参加でもあるからである。

次に、近代の自由主義と社会主義は、ともに人権の理念に立ちながら、前者は個々の自由の一元的な体制を、後者は全体的な保障の一元的な体制を構想した。個か全体かの違いはあるとしても、どちらも一つの原理に即して論理的に矛盾なく、その意味で合理主義的に構想された一元体制である。そしていづれにおいても、前提に合理主義的・樂觀的な人間観が支配していた。だが、現実の人間はそれほど合理的でも立派でもない。それに、人間は本来、個人的にして社会的、人格的にして共同体的な二重の存在性をもつ逆説的な存在である。これらだけからしても、自由主義も社会主義も現実の展開のなかで他の体制要素の導入を余儀なくされてきたのは自然のことといわねばならない。

とすると、混合化への今日の体制変動は、近代社会に支配してきた唯権利主義や合理主義の挫折を示すものともなる。そして今日の動きは、そうした近代社会の精神の超克に向かうものでなくてはならないことになるだろう。

2 もう一つは、近代の経済社会体制を形成し推し進めてきた経済の精神である。

近代の経済の特徴は、剰余が非経済的な価値よりも絶えず再び経済の拡張にと振り向けられてきたことにある。経済主義的な経済拡張である。ハイマンによれば、その個人主義的な編成が資本主義で

ら、分権化と結んで中間組織の役割が重視されてきている。一般に、個人が国家と、個々の企業や労組が政府と直接あい対するといったことは、むしろ例外に属する。経済社会体制も、だから現実には、個人と国家、個別経済と政府の関係だから決まってくるのではない。さまざまな中間組織が介在し、それらの在り方によって体制とその作動が大きく左右されてくる。そして一般に、民主化の進展は中間組織の結成を増やしその役割を高めていく。このことも、今日の経済社会体制の共通の動きとして強調されてよいだろう。

(3) 経済社会精神の方位

ところで、経済社会体制の変化はそれを支える精神の変化とも結びあう。二つの面に注目しよう。

1 一つは、いうならば社会の精神である。社会を支え社会を動かす精神である。

まず、近代社会を動かしてきた自由主義と社会主義は、既述のように、いづれも人間の自然権、つまりは人権の理念にたち、そこからいづれも民主主義を称えてきた。十九世紀には社会主義一般の呼称でもあった「社会民主主義」は、法的・形式的には実現してきた民主主義を社会的・実質的にも実現すべきことを唱えたものにはかならなかつたのである。が、近代の特徴は、自由主義であれ社会主義であれ、ただ権利だけの唯権利主義的な権利主張にあった。これは、しかし、今はいづれにおいても崩れている。新自由主義においては、真に自由な秩序の確立のために国家権威とともに人々の責任論理の回復の必要が説かれていることは、既述のごとくである。新

あり、その集団主義的な編成が共産主義だったのである(6)。こうして近代には、未曾有の経済的繁栄がもたらされてもきた。しかし、そうした経済発展はどこまでも続いていけるはずがない。第一に人間の反発が起る。すでに早くからの各種の人間疎外にたいする抵抗に加えて、最近では先進地域の満ち足りた人々の間で非経済的・文化的な諸欲求が高まってきた。第二は自然の側からの反発である。資源や環境における自然の限界の加速的な接近がそれである。

これらは、経済主義的な経済発展が行き詰まってきたことを物語るものにはかならない。経済が経済の論理だけではやっていけないたというところもある。経済はいまや、経済のそのためにもますます経済外の諸要因を考慮に入れざるをえなくなっている。ポラソニーの言い廻しをかりるなら、経済は再び人間生活の全体、自然の生態系の全体のなかに「埋めこまれる」ほかはなくなってきたのである。経済体制は経済主義体制であることをやめ、その意味でも近代を超えていくことが求められているともいえる。

(1) Müller-Armack, A.: Unser Jahrhundert der Ordnungsexperimente. in: *Wirtschaftspolitische Chronik*, 1972, H. 1.

(2) Lakoff, S. A.: Socialism from Antiquity to Marx. in: Wiener, Ph. P. (ed.): *Dictionary of the History of Ideas*, Vol. IV, New York, 1973, p. 288-89; Stake, H.: Sozialismus, I: Geschichte. in: Albers, W., u. a. (Hrsg.): *Handwörterbuch der Wirtschaftswissenschaft*, Bd. 7, 1977, S. 4-5.

(3) Schiller, K.: *Preisstabilität durch globale Steuerung der*

Marktwirtschaft, Tübingen, 1966, S. 20-21.

(4) ドイツ社民党に属しその中心の理論家であるカール・ラング自身、ドイツの代表的なケインジアンの人である。

(5) これをシュムネーターは「半神人」(demigods)と「大天使」(archangels)の前提とよび、グロスマンは「理性と科学の力への確信」と「人間の完成可能性への信念」の前提と述べている。

(Schumpeter, J. A.: *Capitalism, Socialism and Democracy*, 3rd ed., New York, 1950, p. 200, 202-3.; Grossman, G.: *Economic Systems*, Englewood Cliffs, N.J., 1967, p. 31, 32-3.)

(9) Heilmann, E.: *Soziale Theorie der Wirtschaftssysteme*, Tübingen, 1963.

本報告については、討論を引き受けていただいた尾上久雄教授(滋賀大)をはじめ左記の先生方からご質問とともにかずかずのご教示をいただいた。ご指摘のむきはこの稿でできるだけ取り上げさせていたのだが、すべてにわたることはできなかった。ご海容を賜りたい。

家本博一(南山大)、喜田栄次郎(岡山商大)、白川清(名城大)、高柳暁(筑波大)、千種義人(関東学園大)、東條隆進(下関市立大)、戸田信正(同朋大)、丹羽春喜(京都産大)、宮城辰男(沖縄国際大)、望月喜市(北大スラブ研)、山澤逸平(一橋大)。

スウェーデン型福祉国家システム

——その経済合理性と問題点——

一 資本主義経済システム改革二つの方向

ソ連東欧の共産主義路線放棄により、市場経済を基礎とする資本主義経済システムの共産主義型の社会主義経済システムに対する優位はあきらかになった。資本主義国のほうでも、一九七〇年代以降、政府の支出と介入を抑えるとともに、市場システムの拡大をはかる動きが見られる。経済理論の面でもそれまでの主流の政府介入型のケインズの経済理論にかわる理論がいくつか現われた。先進資本主義諸国の経済は一九八〇年代末から最近まで小康を得ており、スタグフレーションの深刻な状態からは大抵の国が脱却したが、スタグフレーション脱却の政策として、二つの路線が目された。一つはイギリスのサッチャー政権とアメリカのレーガン政権がとった新自由主義的な小さい政府路線である。もう一つは福祉国家路線の難点を修正しつつも、いくつかの点でむしろ福祉国家路線を発展させたスウェーデンの修正福祉政策路線である。

スタグフレーションの原因が主に労働組合の圧力による大幅賃上げや寛大すぎる社会保障と安易な政府介入および支出と、これを支える重い税金にあるとみるサッチャー・レーガン路線は、労働組合

丸尾直美
〈慶應義塾大学〉

に対決するとともに公的福祉支出や教育支出を厳しく抑制することによって、財政支出と政府介入を縮小し、あわせて民間企業の活性化をはかりスタグフレーションの克服にもある程度、成果をあげた。他方、福祉国家路線をとってきたスウェーデンでは、一九七〇年代後半から一九八二年までの保守政権のもとでは、深刻なスタグフレーションと財政赤字に悩まされ、スウェーデン型福祉国家路線は破綻したといわれた。しかし、一九八二年に政権に復帰した社民党政権は、大幅な平価切り下げと、アメリカを中心とする世界的景気回復に助けられて、スタグフレーションから脱却しはじめ、一九八八年には、完全雇用(失業率二%台)と物価上昇の低下に成功し、財政赤字と国際収支の赤字を克服したかにみえた。スウェーデンでも、税制改革によって最高所得税率の切り下げおよび法人税率の五二%から四二%への引き下げ(ただし、社用車や仕事上の旅行等の課税は強化)と年金の物価スライドの一部抑制等、福祉政策の修正も若干行なわれたが、基本的福祉政策は保持し、近年では社会保障付き出産休暇の延長(従来の一二月月から一九九〇年には一五ヶ月へ一九九一年から一八ヶ月へ)、介護休暇の延長(これまでの年間六〇日から一九九〇年七月から一二〇日に延長)、部分年金の給付

率を五〇%から六五%へ再引き上げ等、福祉政策の拡大も一面では行なった。労働組合に対しては、対決よりもむしろ宥和政策をとり、一九七六年以来、労働組合が提唱してきた被用者基金制度を一九八四年に導入した。サッチャー政権が労組と福祉にたいする北風対策(1)とすれば、スウェーデンの社会民主党政権の政策は南風路線だといつてよいだろう。

経済に多元均衡があるように、経済改革にも有効な政策路線が一つ以上あることも考えられる。サッチャー・レーガンの新自由主義の北風経済政策論にも、一貫した合理的論理があるように、スウェーデンの福祉路線にも、福祉を支える経済合理性がある。本報告では、スウェーデン型福祉国家経済社会政策の経済的合理性あるいは効率性を指摘するとともに、同政策路線に残る経済的ジレンマを明らかにし、解決の方向を示唆しよう。

スウェーデンの福祉国家と民主的で協力的な労使関係は、しばしばスウェーデン・モデルとして国際的に評価されているが、共産主義を放棄した東欧諸国の有力な指導者の中に、今後の経済システムとしてスウェーデンをモデルにするという者があり、新たな注目を集めている。

本報告では、まず、福祉優先政策をとってきたスウェーデンが経済的にも効率的で多くの期間、安定成長を維持できた理由は何かの解明に重点を置きながら、スウェーデン型福祉国家の特徴を述べ、その後で問題点を指摘し、併せて改革の方法を示唆しよう。

は公有地である。ニュータウンはほとんど公有地であり、住宅コストや公共事業コストが土地代に多く吸収されることはない。住宅も本建築は耐用年数一〇〇年、プレハブでも七〇年の耐用年数を想定して良質なものをつくっており、単価は安くはないが、短期間で建てたり壊したりしないので長期的にはコスト節約的である。この点は住宅の耐用年数が短く短期間で建て替えることの多い日本の場合と対照的である。頻繁に建て替えるほうが経済成長率は高くなるであろうが、長期的観点から見ると効率的とはいえないし、資源保全の観点からも好ましくない。スウェーデンではエネルギー節約型の住宅づくりをも助成しており、これも長期的には省資源的である。雇用政策も職種・産業別の需給計画に加えて積極的かつ合理的な雇用政策で失業を少なくしている。年金は合理的に設計された二階建て年金であり、日本をはじめいくつかの国の二階建て年金システムのモデルとなった。過去賃金を現在価値に自動的に換算する合理的な年金ポイント制も導入されている。また基礎年金の基準とされる基礎額が設定され、これが年々物価と生活水準の上昇によって引き上げられていくが、社会保障の多くの給付はこの基礎額に一定の比率でリンクされているので基礎額の上昇によって自動的に引き上げられていく。まさに合理的に設計されたシステムといえよう。このようにスウェーデンでは市場競争の長所と計画の合理性の長所を組み合わせることによって効率を高めることになり成功している。

二 民間企業と市場の競争メカニズムと計画の合理性の両立を目指す混合経済システム

産業は民間市場で競争的

スウェーデン経済は中道を行く混合経済システムであるといわれるが、産業の九〇%以上は民間企業と協同組合で運営されている。公企業も、自治体の住宅会社等のように会社形態で民間企業の長所を生かした経営形態で運営している場合が多い。公益事業型の公企業でも電電公社のようにマトリックス組織の事業部制をとり、競争の刺激とシステムの効率を共に生かす工夫をしている。協同組合は民間企業と競争し、むしろ競争を活性化する役割を果たしている。スウェーデンでは公的支出も税・社会保険料の負担費の対国民所得比も七〇%以上で著しく高いが、産業は市場システムの長所を十分生かしている。またスウェーデンの輸出の対GNP比は三四〜三五%と高くして主要産業は厳しい国際競争にさらされており、生産性が高い。スウェーデンは競争原理と非競争原理あるいは社会的必要を充足するための連帯原理を両立させてきたといえよう(Milner[2], Introduction)。

合理的国民性に基づく合理的計画

スウェーデン人は合理的な国民であり、都市・住宅計画、雇用計画、社会保障計画等が合理的に設定されている。例えば都市計画は日本より遙かに計画的である。都市の土地も一九三〇年代頃から市有化が進められており、ストックホルム市の場合、土地の半分以上

三 積極的雇用政策の意義と効果

ケインズの総需要管理とミクロ労働市場政策のポリシー・ミック

スウェーデンは、ケインズ的な景気調整政策(総需要管理)によって経済全体の安定成長と雇用維持をはかりつつ、労働市場における質的不適合(所謂ミスマッチ)を少なくする労働市場政策をあわせてとるレーン型(2)の積極的雇用政策によって失業率を非常に低く維持することに成功してきた。我が国では労働市場でのミスマッチが問題となり、対応政策がとられたのは比較的最近であるが、スウェーデンでは一九六〇年代の初めから労働力のミスマッチ対策が積極的にとられてきた。スウェーデンの失業率は図1に示すとおり非常に低い。一九八九、九〇年の失業率は一・五%前後であり、OECD国の平均よりもかなり低い。スウェーデンの失業給付率は、従前賃金の九〇%で非常に高いし、雇用維持にも多くの費用をかけているが失業率が低いので、雇用関係の費用の対GNP比は、失業率の高い国よりむしろ低い。失業率が低いことは経済の安定成長の結果であると同時に経済の効率化の要件でもある。ケインズ型のマクロ総需要管理とミクロ労働市場政策のポリシー・ミックは物価安定と完全雇用を両立させる政策としても有益であった。というのは、総需要拡大だけで完全雇用を維持しようとする、インフレーションを生じやすいが、総需要拡大をインフレを生じさせない程度に留めて、残る失業(その多くはミスマッチによる失業)をミクロ的なミスマッチ対策で対処すれば、インフレなき完全雇用が可能になる

からである(社会保障研究所編「6」所載の拙稿「スウェーデンの経済と福祉」)。

国際競争と産業構造の調整

スウェーデンは一九五〇年代から国際的経済自由化を積極的に進め、産業を国際競争にさらし、低生産性(低効率)部門を淘汰し、効率化してきたが、このような政策を進める上でも積極的雇用政策が重要な役割を果たしてきた。

スウェーデンは早い段階から貿易自由化を行ない、低生産性部門をも国際競争にさらし、競争に敗れる非効率部門を淘汰し、産業全体の生産性を高め、淘汰された産業や企業の労働者を、積極的雇用政策(ケインズのマクロ総需要管理とミクロ労働市場政策の組み合わせ)によって、発展する生産性の高い産業へ移動させ、失業の不安を防止するとともに産業構造の効率化を促した。それゆえスウェーデンの産業には庇護された低生産性部門がほとんどなく、このことが産業全体の平均生産性を高める一つの理由になっている。この意味でもスウェーデンの労働市場政策は、労働者の福祉のための政策であるだけでなく、経済効率化のための合理的な政策でもあったのである。スウェーデンの産業はその生産物の四割以上を輸出しているが、厳しい国際競争にさらされて、絶えず技術革新と生産性向上に積極的に取り組んでいる輸出民間企業の効率性がスウェーデンの高福祉を支える基礎となっている。

四 スウェーデン型労使関係モデル

——参加型で協力的な労使関係とよく組織された労使——

スウェーデンの労使は一九三〇年代に深刻な労使紛争を経た後、一九三八年にサルシエバーデン(Salgsbådan)という保養地で労使の代表者達が協議し、労使紛争を平和的、協力的な労使関係に変えていくことに合意して基本協約(サルシエバーデン協約)を締結した。以後、スウェーデンの労使関係は基本的に平和的協力的になり、このこともスウェーデン産業の効率性を高めるうえで寄与してきた。スウェーデンでは労働組合の組織率が国際的に見て極めて高く、ブルーカラーの九〇%以上、ホワイトカラーの七〇%以上が労働組合に組織化されている。アメリカでも日本でも労働組合の組織率は低下傾向にあり、日本では一九八九年には二五%台にまでなり、アメリカでは一八%程度にまで下がったが、これと比べるとスウェーデンの労働組織率がいかに高いかがわかる。スウェーデンでは女性労働者やパート労働者の組織率も高く、その種の労働者の多くは社会保険にも加入しているが、日本では女性労働力とパートと中小零細企業の労働者の組織率が低い。このように良く組織された労使が相互の利益の調和的改善という協力ゲーム的、社会契約的なやり方で労使間の問題を合理的に解決しようとしてきたこともスウェーデンで労組が強力であるにもかかわらず、労使紛争が比較的少なく、労使が協力的な一つの理由であらう。

またスウェーデンでは賃上げ交渉に際して、労使の中央組織が、

しばしば協力ゲーム型(社会契約型)の取引を行ない、一方で賃金上昇率を抑え、他方それと引替に、完全雇用の維持、福祉給付のための労働側の拠出金の減少、労働時間の短縮等を行ってきた。このことが賃金インフレーションと国際競争力の低下を緩和させたことにはしばしば役立ってきた。サッチャーが労働組合に対決して、大量失業をベックに、労組の交渉力の抑制や弱体化を図る北風政策をとったのに対して、スウェーデンの社会民主党政権の政府と経営者側は、労働側に雇用保障(完全雇用)、労働時間短縮、労働者の経営参加、労働環境の改善、社会保険料の免除などの引替に賃上げを自制させる南風政策を取ることが多かった。こうした社会契約的協力ゲームによって、賃金インフレーションを緩和させることに何度か成功した。これも福祉と環境保全の負担の大きいスウェーデンが何とか国際競争力を維持してこられた一つの原因である。

ユニケーションを維持してきたが、これに対してスウェーデンでは、良く組織された全国的規模の労使のナショナル・センターの代表が交渉と協議を通じて、労働者の経営参加を進め、一方における技術革新と生産性向上を、他方における労働者の福祉の改善を両立させるような協定によって、生産性向上への労働側の協力を得てきた。一九七〇年代に労使のナショナル・センター間で締結された「合理化協定」はその代表的なケースである。

労働環境の人間化、労使関係の協力化による労働者の協力と仕事意欲の維持

スウェーデンは一九七〇年代の初めから労働環境の人間化に取り組み、仕事を意義あるものにしようとしてきている。仕事に満足している労働者の比率は日本やドイツよりずっと高い。ある調査によれば日本とスウェーデンの労働者の仕事満足度は、スウェーデンのほうが、はるかに高い(川崎一彦「7」一九九二頁)。労使が協力的であり、技術革新と生産性向上に労使が協力的であることも、参加型の労使関係のもとでの労働環境の人間化への積極的取り組みが寄与しているものと推測される。

五 質の高い教育水準と生涯学習による質の高い労働力

技術革新に積極的——ロボット化等に労働側も協力的——
スウェーデンの企業は技術革新に積極的であり、労働者当たりのロボット数は日本と共に世界のトップを競っている。(スウェーデンの資料では人口当たりのロボット数は日本よりも高く世界一である(とこう)。(Backström[1]及びMilner[2])
労働者の経営参加が進んでいて、労使関係が概して協力的である上に、失業の恐れも少ないので、労働者も技術革新に積極的になれるのである。この点では違う形ではあるが日本の企業と共通している。日本の民間大企業では日本型労使関係の下での、労使協議制やQCサークルなどを通じての従業員の経営参加と労使間の良きコミ

スウェーデンの大学進学率はヨーロッパの中では高い。学校外でも学習サークル、職業訓練教育などを積極的に政府が助成しており、全般的な教育水準が高い。スウェーデンには三三万以上の学習サー

クルがあり、二九〇万人（重複者を含む）が学習サークルに参加している。パルメ元首相が言ったように「スウェーデンは学習サークル民主主義の国である。——社会変化の提案が最初に考案されるのもしばしば学習サークルに於てである。」(Olinar 1987及び菊池幸子・丸尾直美(9))。学習サークルは民主主義と人々の能力開発の基盤のひとつとなつていのである。このこともスウェーデンの労働力の全般的な質を高くする一つの原因であろう。ことに失業者と衰退産業の労働者を主な対象として行なわれる労働市場教育は、さもなくば、失業したであろう労働者に需要の多い技術や教育を与えて、発展産業の労働需要にこたえることになるので、生産性向上に寄与するところが大きいものと推定される。また、労働休暇制度は労働者の福祉にとって好ましいだけでなく、労働者の再教育は能力開発と生産性向上にも役立つところも少なくないと思われる。

六 寛大な福祉政策の効率化効果

スウェーデンでは福祉政策が寛大に行なわれているから、人々が働かないと反福祉国家論者は言うが、スウェーデンの就業者の人口に占める比率も生産年齢人口に占める比率も日本より高い。就業者の人口に占める比率は日本の場合（一九八八年）四九・一％であるが、スウェーデンでは五〇数％である。婦人の就業率が高いことと失業率が低いためにそうなる。スウェーデンでは出産休暇、子供の介護のための休暇が寛大で弾力的であり、労働時間が短く弾力的で男女の雇用が平等的なので婦人の就業率が高い。ミルトン・フリードマンなどの新自由主義経済学者は寛大な福祉政策が勤労意欲と労働

八 福祉サービスの地域レベルでのシステム化による効率性

スウェーデンの老人・障害者福祉サービスは地域レベルで関連サービスと施設の有機的連係を進め、効果的なサービスが行なわれる方向に進んでいる。福祉サービスだけでなく老人医療サービスも基礎自治体（コミューン）の責任に移して、地域レベルでの福祉サービスと医療サービスの連係と総合システム化を一層進めようとしている。施設の中にも医療施設と老人ケア施設とケアつき住宅を複合化する試みなどノーマライゼーションと総合的（インテグラル）アプローチをとりながら、効率化をも意図している。医療では子供と妊産婦の歯科治療のように予防が効果的で費用も安く済むような場合には、無料にしているが、診療と入院には自己負担があり、薬も一定額までは費用比例的自己負担がある。

九 福祉サービスの労働力としてパートを有効に活用

スウェーデンには高齢者用のホームヘルパーが七万人以上雇用されているが、その九割はパートである。ホームヘルパーは一チーム一〇人前後で二チームに一人くらいホームヘルプ・アシスタントと呼ばれるチーフあるいはコーディネーターがおり、この専門知識のあるコーディネーターを中心にホームヘルパーと家政婦の仕事をするホームメーカーと呼ばれるホームヘルパーが在宅ケアを行なっているが、家政婦の仕事は専門的教育や経験の乏しいパートの人々で

働供給を損なうというが、その逆の面もあるのである。グンナー・ミューダールは「十分に計画された平等主義的な政策は効率적이다（グンナー・ミューダール(8)）とフリードマンとは一見逆なことを言っているが、平等主義的で寛大な福祉政策はこのように人々の就労を促す効果もあるのである。失業者に対する所得保障付きの労働市場教育にしても、障害者に対する寛大な雇用助成にしても、助成に対する寛大で弾力的な出産休暇や介護手当にしても本人達の福祉にとって好ましいだけではない。さもなくば福祉給付を受けたり、非労働人口にとどまったであろう人々を就業者にすることによって経済的にプラスになる面も大きいことを計算にいれているのである。女性の能力と女性への教育投資を生かすという点でも合理的である。

七 効率性にも合理的な面のあるノーマライゼーションと在宅ケア

スウェーデンの社会保障は手厚く寛大なことで知られている。殊に高齢者と障害者に対するノーマライゼーション理念に基づく福祉サービスは世界のモデルとして広く紹介されている。この寛大な福祉サービスは確かに費用がかかる。しかし、在宅ケア重視のノーマライゼーションとインテグレーションの政策は施設ケアよりもコスト安にすむ場合もあるので、経済的にも合理的な一面がある。スウェーデンの福祉サービスは確かに寛大であるが、近年では在宅ケア重視の福祉サービスになっており、従来型の老人ホームは減少しつつある。一般の通念とは逆で施設でケアされる高齢者の高齢者人口に対する比率は他のヨーロッパ諸国よりもむしろ低い。

もやれるので、専門知識と経験のある人との組み合わせによって、また勤務時間帯を選択させてパートを有効に活用している。以上のようにスウェーデンでは福祉と経済効率と経済安定との両立を図る工夫を色々な面で行なっている。

十 サッチャー政権下のイギリスとの比較

一九七九年以来政権を維持して、首相の地位にあったイギリスのサッチャーは一九九〇年の十一月に首相を辞したが、保守系の人々は、確固たる信念に基づいて自助と自立を重視する政策を遂行したサッチャー政権はスタグフレーションの克服とイギリス経済の活性化と建て直しに成果を上げたと評価する。一方、そのような人々は、社民党政権下のスウェーデンでは、過大な税負担と寛大すぎる福祉政策のために人々は勤労意欲を失い、経済的破綻状態にあると思ひ込む傾向がある。

しかし、経済的パフォーマンスをみると、このようなイデオロギー的先入観が必ずしも正しくないことがわかる。確かに一九八三、八六、八七、八八年のイギリスの経済成長率は、イギリスにしては高く、年率三％以上であった。しかし、サッチャー政権成立の一九七九年から一九八九年までの一〇年間の年平均実質経済成長率を単純に比較すると、イギリスが二・〇七二七％で、スウェーデンが二・一七二七％でスウェーデンの方がむしろ高いので、サッチャー政権下のイギリスが活力があり、スウェーデンは活力がないとはいえない。消費者物価上昇率の同期間の年平均は、イギリスが八・二〇八一％、スウェーデンが七・九三八一％であり、イギリスの方がむしろ

図2 スウェーデンとイギリスの財政収支、対国民総生産比(%)

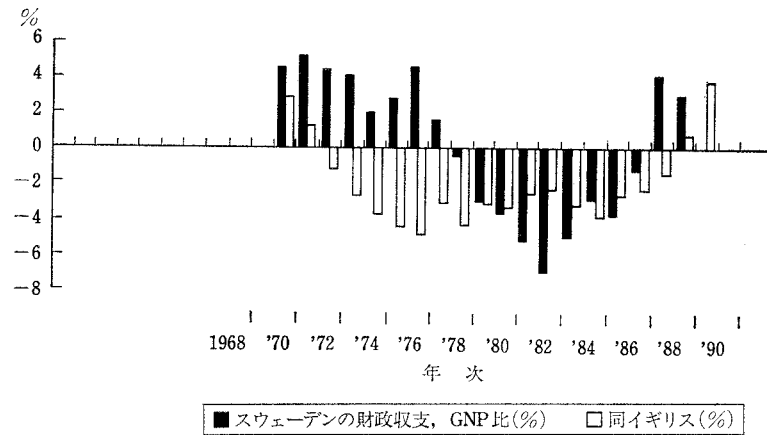
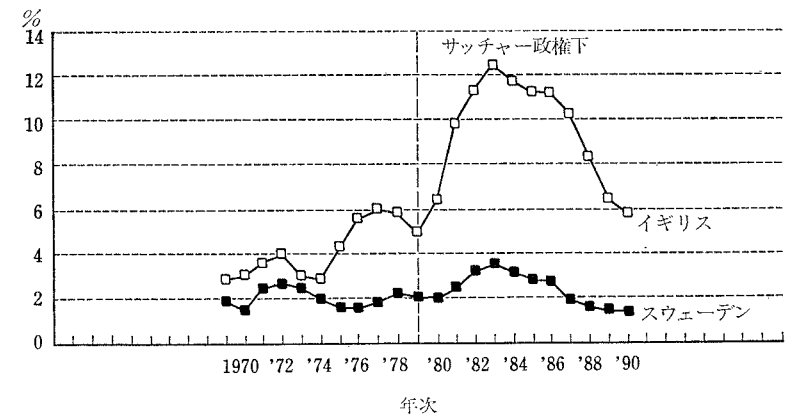


図1 スウェーデンとイギリスの失業率(%) (1969~1990年)



(出所) OECD, *OECD Economic Outlook*, Dec., 1989.
 1990年の数字は *The Economist*, 15-21 December, 1990 による。
 失業率は比較可能なように標準化された失業率。

一九八〇年代後半のスウェーデンとイギリスの経済は世界的な好景気に支えられて、スタグフレーションと国際収支および財政収支の赤字を脱却したが、両国とも一九八九年以降、再び経済停滞、インフレ率の上昇、国際収支の悪化に悩まされ始めている。スウェーデン型の修正福祉政策路線とサッチャー型の新自由主義政策路線が一九七〇年代後半以降の経済的困難を一九八〇年代後半にある程度克服できたのは、世界的な好景気によるところもあったものと推定される。イギリスは再び進行しはじめたインフレと国際収支の悪化に対してサッチャー的北風政策をとろうとしても国民の支持を受けられることは困難であろう。一方、スウェーデンの南風政策の方は、強力な労組へのたびたびの社会的契約の取引の結果、大幅賃上げ要求を控えさせる交換材料が乏しくなっており、一九九〇年には大幅賃上げ要求を抑えるだけの交換材料を労組に提供することができなかつた。このことが一九九〇年の経済環境悪化の原因になっている。資産分配というストックの面で大きな不平等があるかぎり、フローの面での再分配で労働階級要求に社会的契約的に対処していくのには限界がある。資産そのものの平等化を目指して一九八四年に導入された被用者基金(*Öntagarfonder*)制度への利潤からの拠出は一九九〇年で中止になったが、スウェーデンが今、直面している新しい経済困難を克服するためには、一方で福祉や、環境保全や、文教政策の面で公的部門に依存する以外に、民間企業と家庭やボランティアなどのインフォーマル部門の役割を見直すことと、新しい形での資

十一 スウェーデン型福祉国家の問題と政策課題

高いから、サッチャー政権の成果の方が目覚ましかったとはいえない。失業率はスウェーデンの方がはるかに低い(図1参照)。殊に一九八一~八六年の六年間にわたってイギリスの失業率は一〇%を越しているが、スウェーデンでは失業率が三%以上の年はない。このことによる労働者の犠牲の差は軽視されるべきではないだろう。財政赤字に関しては両国とも近年になって赤字克服に成功している(図2参照)。国際収支に関しては、赤字を一時克服したサッチャー政権は評価されるべきであろうが、一九七九年の第二次石油危機の時、サッチャー政権下のイギリスの経常収支が赤字にならず、黒字になったのは北海油田の収入によるところが大きい。しかし、そのイギリスの経常収支も一九八七年以降、再び赤字になり赤字の対GNP比はスウェーデン以上になった。

しかもスウェーデンがGNPの1%の対外援助(ODAだけで〇・八八%)をしているのに対し、イギリスは〇・三四%(ODAは〇・二八%、一九八七年の数値)であることも考慮されるべきであろう。

こうした事実をみると、断固として北風政策をとったイギリスのサッチャー政権の経済成果が称賛されるべきものであり、南風の福祉路線をそれほど変えず、特に完全雇用政策を堅持したスウェーデンの社会民主党政権下の経済成長が劣っていたとは経済政策の面でもいいがたい。少なくとも中以下の勤労者階層と社会保障給付の対象者にはスウェーデンの方がベターな政策であるといえるであろう。

産所有への労働者参加等によって、分配問題に対処することを通じて通ることはできないであろう。(丸尾直美「10」及び「11」。詳細は拙著『スウェーデンの経済と福祉』中央経済社近刊を参照されたい。)

(1) 旅人のマントを寒く北風で吹き飛ばそうとする政策に通ずるのが北風政策であり、暖かい太陽と南風で自ずとマントを脱がせる政策が南風政策である。

(2) スウェーデンのLO(スウェーデン全国労働組合組織)のエコノミスト Gösta Rhen が提唱したのでこの呼ばれる。

引用文献

- [1] Backström, Andres, "The Role of Automotive Industry for the Swedish Economy and Labour Market", in Clegg Olsen(ed.) *Industrial Change and Labour Adjustment in Sweden and Canada*, Toronto: Garamond, 1988.
- [2] Milner, Henry, *Sweden: Social Democracy in Practice*, Oxford, 1989.
- [3] OECD, *Economic Outlook*, 46, December 1989.
- [4] OECD, *Main Economic Indicators*, November 1990.
- [5] *Swedish Budget 1990/91*, The Ministry of Finance, 1990.
- [6] 社会保障研究所編『スウェーデンの社会保障』東京大学出版会、一九八七年刊。
- [7] 川崎一彦『日瑞新時代の幕開き』スウェーデン交流センター、一九八八年刊。
- [8] グンナー・ミュールダール著、加藤寛・丸尾直美訳『反主流の経済』ダイヤモンド社、一九七五年刊。

計画経済の変容と政策課題

——ペレストロイカの行方——

鶴野 公郎

〈慶應義塾大学〉

一 ゴルバチョフ政権下のソ連

ゴルバチョフ政権が誕生して既に五年以上を経過した。チェルネンコ書記長の死去に伴いゴルバチョフが後任書記長に就任したのは一九八五年三月のことであった。一九八六年二月の第二七回党大会ではペレストロイカ(再構築)路線を表明している。この間、国内政治面では、スターリン時代からの歴史の見直し、グラスノスチ(情報公開)の推進、などに着手し、一九八九年三月には初の複数候補制による人民代議員選挙を実施した。また国際政治面では、就任間もない一九八六年七月のウラジオストク演説でアフガニスタン撤兵中ソ関係改善などを表明、八九年にこれを実現している。東欧諸国における改革の動きを容認し、一九九〇年七月にはセスクワでコール首相と会談し、統一ドイツの北大西洋条約機構(NATO)帰属を受け入れた。

ゴルバチョフ政権下のソ連を振り返って見ると、政治面・外交面での実体が大きく変化した。これに対して経済面での変化は、ペレストロイカの掛け声とは裏腹に立ち遅れている。

[9] 菊池幸子・丸尾直美監修『労働者教育と産業民主主義』富士社会教育センター、一九七八年刊。

[10] 丸尾直美「スウェーデンの勤労者基金制度」(中央大学『経済学論纂』一九八七年三月号)。

[11] 丸尾直美『豊かさ創造』社会経済国民会議、一九九〇年刊。

二 経済改革のスコープと手順

ソ連最高会議が採択した市場計画移行最終案に至るまでには、大幅な市場原理導入を骨子とする「シャタリン案」と、政府による調整を可能とするため既存の官僚機構を利用していこうとする「政府案」が対立していたことは広く知られている。ゴルバチョフ連邦大統領とエリツィン・ロシア共和国最高会議議長は一九九〇年八月、シャタリン氏を座長とする専門委員会をつくり、委員会がまとめたシャタリン案は両者共通の計画案になる予定であった。しかしルイシコフ首相らがシャタリン案に強硬に反対、アガンベギアン氏らの手によって最終案が用意されたものである。アガンベギアン氏の手続きでの理論的立場はシャタリン氏に近く、事実筆者が知る限りアガンベギアン案は同氏自身九八%がシャタリン案と述べたと伝えられる。

シャタリン案が取りまとめられるに先立って、西側の専門家グループが各分野についてシナリオ作りに協力してきたことはほとんど知られていない。これまで一國が重要な政策立案にあたって国際的な検討を要請したことは稀有のことであり、それがソ連によって行

われたことは改革案を理解する上で重要な点であろう。筆者は専門家グループの一員として「資本市場の創設と国営企業の民営化」に関するグループの主旨を務めているので、その経験を踏まえつつ論を進めたい(1)。

検討の場となったのは、オーストリアにある国際機関 I I A S A (International Institute for Applied Systems Analysis) である(2)。I I A S A は冷戦期間中にも東西の学術交流の場として機能していたためその実績を買われたものと思われる。その経過をクロノロジカルにたどると次のとおりである。

・一九八九年十二月。シャタリン大統領会議委員が I I A S A を訪問(3)。

・一九八九年十二月十一～十二日。「経済の改革と統合 (E R I I Economic Reform and Integration) プロジェクト」の企画委員会をオーストリアにて開催。五分野について研究グループを組織することを決定。

・一九九〇年三月一～三日。第一回国際研究会をオーストリアにて開催。五分野についてソ連側がキーノート・ペーパーを提出、西側の各座長がこれにコメント。優先して研究すべき項目を選定した。

・一九九〇年六月二十七～二十九日。統計分野に関して新たな研究グループを組織するため、企画委員会をオーストリアにて開催。

・一九九〇年七月二十三日～八月三日。第二回国際研究会をハンガリーにて開催。五分野についてソ連側が現状と政策案を盛り込んだバックグラウンド・ペーパーを提出、東西専門家による討議を行った。各座長の責任において政策提案を取りまとめ、八月十日頃ま

とシステムが不安定化することである。中央計画と市場機構が共存する若干の過渡期が必要である。つまり、戦術的な後退が必要である。成功に至る道は容易ではなく、早急な結果を約束するのは政治的にミスリーディングである。われわれは具体的な成果が得られるまでに一五ないし二〇年を要するプロセスの始めにあるのであり、その事実を皆が認識することが重要である。」(4)

シャタリン案が五〇〇日計画として提出されたことから、急速に改革を完了させる成果をすぐにも得られると考えていると思われるが、事實は逆である。改革派が第一に念頭に置いていることは、改革を逆行させてはならないという点である。そのために彼らは、生産・金融・労働といったすべての分野で、市場経済に移行するための臨界点 (Critical mass) を越えることが最も重要と考えている。例えば製造業の一企業が民営化されても、原材料や部品が調達できなかったり、自由に売れなかったり、資本や労働を調達できないとすると、民営化の意味は全くなってしまう。生産量や価格、資金調達まで中央で決定する官僚制度と、市場機構とは相いれないものをもっている。そして、活発化する技術革新のものと、両者の不整合は広く西側経済においても認識されてきたといえよう。その意味で改革派は政府案が基本的に既存の官僚制度に手をつけず、むしろそれを媒介として「経済改革」を行う姿勢を有することに危惧の念をいだくのである。一九六〇年代半ばに行われた改革がいかに逆行し目ほしい成果なしに終わってしまったかを想起すれば、彼らの懸念は決して杞憂ではない。

ソ連が現在直面する経済的困難について、シャタリン自身は次の

でソ連経済改革委員会に手渡す。

・一九九〇年十月十五～十七日。統計分野に関する国際研究会をソ連において開催。

・一九九〇年十一月十五～十七日。五分野の座長およびソ連側専門家による会議を米国にて開催。分野間の整合性の調整、政策提案の改正を行う。ソ連側からは五〇〇日計画および最終案を説明。将来計画を検討。

上記の五分野ならびに主査は次のとおりである。

- ① 価格および競争政策 (A・カーン教授、コーネル大学、米国)
 - ② 労働市場および雇用 (W・アルベダ教授、M E R I T、オランダ)
 - ③ 経済の開放化 (R・クーパー教授、ハーバード大学、米国)
 - ④ 資本市場の創設および民営化 (K・鵜野教授、慶應義塾大学、日本)
 - ⑤ 経済安定化政策 (W・ノードハウス教授、イェール大学、米国)
- なお全体の調整は J・ベック、イェール大学教授がその任に当たった。

日本の論調を見ると、シャタリン大統領会議委員らによる改革案は「急進的」であり、他方ルイシコフ首相らによる連邦政府案は「穏健」であるとの見方が広まっている。しかしこのような対比は誤っている。改革が短時日に成るものでないことは、シャタリン自身が良く認識しているところである。一九八九年十二月、既に彼は次のように述べている。「恐らく主要な教訓というのは移行が早すぎる

ように述べている。内容的にはこれまで西側において指摘されてきた通りであるが、ソ連専門家の認識という意味で引用する。「基本的な問題は効率の低さにある。これは広範にみられ、われわれが今経験している物不足の原因となっている。この低効率は、成果の尺度として効率や品質よりも成長や物量を重視する経済体制の固有の論理に根ざすものである。何年にもわたって、ソ連経済は生産目標を達成するためにますます多量の資源(石炭、石油、ガス、鉄鉱石といった基本的な原材料)を用いてきた。…生産目標を達成するのに必要な大量の資源を供給することが困難になると、既に非効率な生産部門に一層多くの利用可能な資源を割く政策がとられた。…こうした政策の結果は非効率を助長することであった。量を重視するという経済体制の論理が建設にも適用されたことも原因である。過大な数のプロジェクトに着手し、利用可能な投資原資が余りに薄くばらまかれたため、例えば工場建設が完成に至る時間は平均八年から一〇年ということになった。投資への振り向けはまた消費財生産への割合を減らし、基本的な社会的インフラストラクチャー、すなわち住宅、保健、教育、輸送への投資の割合を減らすことになった。社会的部門への投資の比率は一九七五年から一九八五年の間に一〇ポイント減少している。今や、こうした基本的問題の上に、もう一つの問題が生じた。財政赤字である。」(5)

改革へのシナリオについてシャタリンは次のように述べている。「財政赤字削減のため、生産部門における投資を減らし、効率向上に集中する。社会的領域の投資は少なくとも今の比率を維持する。防衛費は大幅に削減されようし、防衛産業は消費財生産に転換する。

いくつかの利益の出ない企業、特に食品加工および軽工業分野のそれは閉鎖せよ。」(6)

「われわれは今や、市場機構をどのようにして建設するかについて専門知識に欠けていることを明白に自覚している。労働市場や資本市場をいかにして創設するか、インフレーションをいかに制御するか、賃金をいかにインデックセーションするか、等々。こうした問題にわれわれ自身の回答を見出しソ連の固有のニーズや特性に合致した新しいシステムを確立することが重要である。しかしその努力の中で、西側の経験と知識に学ぶこともまた重要である。」(7)

三 資本市場の創設と民営化

報告者は「資本市場の創設と民営化」に関する部会の主査としてプロジェクトに参加しているので、上記テーマのうち特にこの部分についてソ連側の背景を紹介しつつ政策提案を要約的に述べることにした。

(1) 銀行制度の改革

ソ連における銀行制度はこれまでゴスプランによる物量計画のいわば影にあって、計画に規定された経済主体に対してルーブルを配分するためのパイプに過ぎなかった。経済改革に伴って、ソ連経済に金融市場を創設すべく、銀行制度は大転換のさなかにある。従来の巨大なソ連の銀行機能は大きく二分されて、一つは中央銀行の機能を有し通貨供給や公定歩合の決定など金融政策を担うことになる。現在ソ連ではいくつかの共和国がそれぞれの中央銀行を持つようとし

ており事態は複雑化しそうであるがわれわれはそれは考えない。各共和国が中央銀行を有しながら連邦中央銀行が全般的な金融政策を担う米国FRB型のシステムが現実的であろう。ソ連の中央銀行は人事および政策決定の面で中立性を有する。

もう一つの機能は市中金融である。このため従来国家の統制下にあった特殊銀行(建設、住宅、農業)は、一九九〇年七月には国から切り離された。しかし新しい形態や機能は本稿執筆時には定まっていなかった。外国貿易銀行は従来の形態を維持している。特殊銀行は国有的ままで企業への信用供与を開始し、近い将来にはそれ自体が民営化されることになろう。そのタイミングは、次に述べる企業の民営化の完了を待つことになろう。これには約二年を必要としよう。これがいわば上からの銀行民営化の動きである。これに対して下からの動きとして、パートナーシップによる銀行の登場がある。既に約四〇〇のこの種の銀行が存在されると伝えられる。これらは五〇〇万ルーブル以上の資本金を必要とする(協同組合銀行は最低資本金五〇万ルーブル以上)。しかし資金量は少なく、全預金に占める比率は二・二%と伝えられる。

金融市場の創設にはいくつかの前提条件がある。ソ連においてはこれまで、労働市場と財市場についてはある程度までは存在していた。しかし、金融市場は全く欠如していたわけであり、その機能を新しい機会とともにリスクをも含めて国民が理解することが最も基本的な前提条件といえよう。

西側専門家はよりテクニカルな意味での前提条件を次のように見ている。

と考える。低金利の貯蓄銀行資金という歳入側を手つかずにしておくことは本末転倒である。

しかし、貯蓄銀行から民間の銀行へ資金の逃避が急速に生じるとは混乱を招きかねない。そこでわれわれは、貯蓄銀行の口座を旧口座と新口座に区別し、旧口座についてはこれまで通り事実上の一〇〇%の国による保証を続け、新口座については(金利は高いもの)保証を付さないことを提案している。

金利についてはプラスの実質金利を維持するという意見が大勢を占めた。

(2) 国有企業の民営化

目標は民営化の徹底である。そして民営化された企業が生き残り機能するためには「臨界点」を超えることが必要である。

民営化の前提条件として次のものが挙げられる。

- (a) 独占禁止政策
- (b) 所有権の保証
- (c) 破産法の制定
- (d) 会計制度の確立

独占政策が必要という意見は西側よりもむしろソ連側の専門家に多い。これはソ連の国営企業は特定の産業部門内で支配的な力を持つことが多いという事情を反映している。したがって民営化に先立って企業分割が必要と考えられる。

所有権の保証は民営化プロセスが逆行するのではないかという懸念を払拭するために必要である。新しく株主となる市民にはこうし

- (a) 銀行に対する監査制度を西側にならって導入すること。
- (b) 自己資本比率などの国際ルールの採用。
- (c) 特殊銀行の分割。
- (d) 銀行経営者および従業員への教育・訓練。一部については日本を含む西側で実施する必要がある。
- (e) 情報処理ネットワークおよび中央銀行への報告制度など、インフラストラクチャーの整備。

ソ連の金融制度の中で貯蓄銀行は特殊かつ重要な位置を占めている。これまで、貯蓄銀行は国民から貯蓄を集めこれを政府の財源としてきた。これも株式会社制度へ移行するか、過渡的には特殊法人に改組し、上記の特殊銀行の改組されたものおよび地方政府に対して市場金利で貸付けを行うことになろう。貯蓄銀行と財政との直接のパイプが切断されるので、財政当局は金融市場で民間と競争して資金を取り入れる必要に迫られる。当然市中金利を支払わなければならなくなるので、財政赤字が拡大する要因になるが、別の見方をすればその分だけ財政赤字縮小のインセンティブが強まること期待される。

財政赤字の問題は「経済の安定化」の中でノードハウスが取り上げているが、「資本市場の創設と民営化」を扱う立場にとっても重要である。現状のようにGNPの一三%といわれる財政赤字が続けば、民営化される企業の投資資金が枯渇してしまうからである。ひいては物不足の解消が遅れ、ルーブル・オーバー・ハンダといわれる過剰流動性のもとではインフレの危険が大きい。われわれは財政赤字には補助金と軍事費の削減という支出側から迫るべきであ

た資産が再国有化の対象となったり無価値となることがない確信を与えなければならない。

破産に関する手続きは民営化ならびに価格改革に不可避である。これまでソ連では、価格は平均価格に定められてきた結果、限界価格がこれを上回るいくつかの企業では必然的に損失を出すことになる。そのため負債は実質的な意味を持たなかった。また銀行は国家資金のパイプにしか過ぎなかった。帳簿上、負債に思えるものはしたがって単に国からの移転の累積に過ぎない。しかし価格制度が改定され限界価格に基づいて価格が定められるようになると、利益を出せない企業を存続させる理由はなくなる。

会計制度の確立は、企業の業績を測り、株主・金融機関をはじめとする市場参加者に情報を公開する上で必須である。この点から、ソ連の会計制度は西側で確立しているものに準拠することが望ましい。

大企業約四〇〇を株式会社に移行させることが適当である。四〇〇という数はアレクサンシェンコ・ゴリエフ (1986b) が資本金二億ルーブル以上を有するとして示す六〇〇企業のうち軍事部門等の二〇〇を除いたものである。これらはいずれも連邦の支配下であり、共和国レベルのものはない。将来は国有化の対象は資本金五千万ルーブル以上の二二〇〇企業に及ぶことになる。

小規模の非軍事企業はリース方式等の方法で民営化することが適当である。小売店、食堂、近隣サービス、小企業がこれにあてはまる。経営方式として労働者の直接参加は望ましくないという意見が大勢である。

ソ連においては生産手段はすべて国民生産物のなかから蓄積されたわけである。一部の豊かな層に売却することは、将来キャピタル・ゲインが予想される中ではなおさら、不適当であるとする考え方がそこから出てくる。また別の立場からは、ソ連のように金融市場が存在せず、また企業経営も価格統制と物価計画の中で行われてきた場合には、企業の価値を評価することが困難である、との考え方もある。これまで行われた投資の累積額も市場経済の下での企業の価値とはほとんど関係がない。

株式の無償配布を主張する立場は次のようなものである。

(a) 改革の目的は単に民営化を行うことにあるのではなく、私有財産制度の概念と現実と国民の支持を得ることにある。したがって預金と引換えに強制的に株式を持たせたり、あるいは自由意志によるものであっても国民の一部にしか株式が行き届かないやり方は不適当である。

(b) ソ連国内では、現在の金融資産(貯蓄および現金)の保有状況が不平等であるとする見方が強い。不正な方法で蓄財が行われたと見られるからである。

(c) 無償配布であれば市場が機能していない状態で企業の価値を評価するという困難な問題を避けることができる。

(d) 無償配布であれば、民営化の問題と財政赤字の問題を別個のものとして処理することができる。(逆にいえば、売却を主張する立場からは、売却によってルーブル・オーバー・ハンダを解消できることは大きな利点と考えられている。)

(e) 株式の多くはリスクを伴い、価格に対する規制が緩和され

運輸・通信といった社会的インフラストラクチャーについては国有・国营を維持する方針である。これらは従来、理論では自然独占のケースとして扱ってきたものである。ただし技術変化と代替的手段の発達(運輸では自動車輸送、通信では光ケーブルや人工衛星の利用、コンピュータを利用したネットワークの形成)によって、西側ではこれら部門についても民営化が進展していることに留意する必要がある。

大規模な国有企業に関していえば、民営化の手順は次のとおりでたらしめる。

(a) 民営化を担当する政府機関を設立し、国有資産の管理に当

たらせる。

(b) この政府機関が投資基金(複数)(Investment funds)を設立する。これは産業部門ないしは地域に基づく。

(c) 証券市場を設立する。証券市場で投資基金は利潤原理に基づいて行動する。また政府債券も証券市場で消化する。

(d) 投資基金は企業の株式を発行する。株式は一般国民、労働組合組織、企業、金融機関、投資基金自身、その他によって保有される。

(e) 企業は該当する法律の下で運用される(s)。

(f) 投資基金はそれ自身数年後には解消し、民間の金融機関となる。

民営化にあたっての重要な論点は、国(連邦ないし共和国)が、株式を売却すべきか、国民に無償で配分すべきか、である。無償で配分すべきであるとする考え方は、西側の経済では受け入れ難いが、

補助金が廃止されれば、無価値となる場合もある。こうした事態は民営化に対する国民の支持をなくする。

しかしながら、無償配布には無理があり、売却が適当とする意見も強い。

(a) 無償配布によっても公正の問題は避け難い。若年層や将来世代など、論点は無限にある。

(b) 当初平等な無償配布を行っても、直ちに売却され、買手は現在の資産配分を代表するものだとすれば、いずれにせよ株式の保有は不平等になる。

(c) 株式が広範に所有された場合、情報処理が重大問題である。

(d) 国民全体に配布するやり方は時間がかかり過ぎる。それに必要な人材も育っていない。

全体としての判断は、売却と無償配布を組み合わせることに傾いている。すべてを売却に頼ることは、国民の貯蓄残高と生産設備のリプレースメント・コストとを比較すると前者がかなり少なく、困難と思われる。売却に際しては、一定の(短かすぎない)予告期間をおいた入札制度をとることが望ましい。さもないと、内部情報を手に入れることのできる者が有利になり、社会的公正が生じる。その意味で、新聞その他を通じた情報公開が民営化の大前提となる。

民営化された企業の経営者にとっての誘因はストック・オプション・プランである。これによって経営が軌道に乗り利益を出せば、経営者はキャピタル・ゲインを手にすることができ、市中銀行に企業の株式保有を認めるか否かも論点の一つである。

アングロサクソン・モデルでは株式は非銀行系の株主に分散して保

有される。ドイツ・モデルでは影響力のある単一の大株主が存在する。日本モデルでは銀行系・非銀行系を含め広範な株式の持ち合いが行われている。アングロサクソン・モデルにおいても最近ではユニバーサル・バンキング指向が見られる。われわれの提案は個々の銀行に株式の一定比率（例えば日本モデルに従って5%）の保有を認めることを提案する。銀行全体としては特定企業の株式のうち、かなりの比率を保有することになるが、特定の銀行に支配力を持たせないことにより、所有の分散化が図れる。

四 結びにかえて

本稿ではIIASAにおける改革立案の経過と、そのうち小生が主査をつとめた資本市場の創設と民営化に関わる部分の概要を述べたにとどまった。論じ切れなかった部分は三つに大別できる。第一は、資本市場と民営化を取り巻くソ連の経済環境である。いわば問題の位置付けとよいてよい。第二は、安定化政策、開放経済化など、他の検討課題との整合性の問題である。第三は、IIASAにおける西側専門家を交えた政策提案が、「五〇〇日計画」ならびに最終案にどのように反映されたか、あるいは修正されたか、である。これらの点はそれぞれ一つの論文あるいは著書となるべき大きな課題であるが、ここでは第一について論点だけを提示するに止めざるをえない(9)。

第一の点に関しては、次の論点に指摘しておきたい。

(a) 企業家精神 民営化は市場の機構を用意することとまじり、市場を機能させるには主体としての企業家が登場しなくてはならぬ

が、その普及にあたっては資本市場が大きな役割を演じる。この点に関しては、シュムペーター的な創造的破壊と金融制度による信用創造を想起すれば十分であろう。このことから、金融機関相互間の競争状態を維持することが重要であることが示唆される。

(d) 金融・実物二分法の克服と統計 金融市場の創設と民営化は法律だけではできない。金融・財サービス・労働などいくつもの市場にまたがった同時的調整が必要である。中央銀行の機能強化、金融市場の創設、国有企業の民営化といった大幅な制度の変更と、従来の命令経済の廃絶に伴って、市場のパフォーマンスをモニターするための統計が必要になる。ソ連には従来、金融統計とよべるものはない。資金循環表(フロー)や国民貸借対照表(ストック)などの整備が急がれる。さらに重要なことは金融面と実物面の接点に関する統計の整備である。産業別の産業資金や投資資金の貸出し状況、産業別の投資計画や目的別投資実績、資本ストックや設備の稼働状況などの統計がそれにあたる。

改革によってソ連邦は分裂するか、という問題がある。共和国がそれぞれの利害を主張し自主性を発揮する時、ソ連邦は分裂するであろう。しかし、アメリカ合衆国(最近ではカナダとの自由貿易も含めて)や、一九九二年を自途とするECの統合の例を見ると、各州や各構成国は、それぞれの独自性を持ち、その意味では分裂している。しかし、経済政策はもとより、教育制度、各種の資格(弁護士、会計士から運転免許に至るまで)、工業規格、建築基準、環境基準、労働条件、法律、政治制度に至るまで、ある種の共通性が確保されている。モノの流れの自由化は極度に進展し、カネの面でも

い。それによって始めて、技術革新の導入、要素価格や資源価格の変動や環境問題への対応、流通・建設などの効率化、需要への迅速な対応など、市場経済の利点が生かされる。

他方、西側経済では「市場の欠陥」「政治の欠陥」が理論的にも経験的にも広く知られており、市場経済の中に数多くの是正措置を組み込んできている。しかし、ソ連においては市場経済化への「臨界点」を超えることに目が向いており、その分、市場機構への過大な期待が持たれている。しかし、ソ連にとって、企業家をいかにして育てるかには最大の課題となろう。

(b) 貯蓄と投資 西側の経済理論では、金融面と実物面が二分してとらえられている(ソ連では金融面の知識が欠如している)。しかし資本不足の経済ではこれは正しくない。また大幅な経済改革により技術革新を推進し、軍需生産を削減し民需に転じるなど、経済構造を政策的に変化させようとする場合には、投資政策が極めて重要である。投資こそ金融面と実物面を結ぶ接点である。インフレに対しても長期的には供給面から対応しなければならぬ。したがってIMF、世銀などの国際機関の助言がしばしばそうであるように、インフレ対策の一環として投資を削減することは、問題の解決にはならない。必要なことは貯蓄を動員し生産的な投資(インフラストラクチャーを含む)に結びつける制度的枠組を確立することである。この点でわが国の間接金融方式、財政投融资は参考になろう。これらはいずれも資源配分にあたって市場のテストを組んでいること忘れてはならない点である。

(c) 資本市場と技術革新 新しい技術は研究開発から生まれる

金融の自由化が進み、運輸・通信も標準化されている。このような傾向にさからうことは少なくとも市場経済圏の各国にとって得策ではなかった。こうした経験に照らすと、ソ連の「分裂」はその中に「統合」に向かう力を長期的には秘めているといえてよい。

本報告に対しては、学会報告時に千種義人、丹羽春喜、望月喜市の各先生方から質問が寄せられたが、これに対する回答は本文中に含めたのでご了承いただきたい。

(1) 西側専門家に對してソ連から提供された資料、および各座長による政策案は、IIASAにおける学術研究の一環をなすものであり公開される。しかし、現在素稿段階にあるものについてはここでは立ち入らない。

(2) IIASA発足の発端は、一九六六年アメリカ合衆国大統領ジョンソンが東西両陣営主要国が参加した国際的研究機関の設立を提案したことにある。準備期間を経て、一九七二年に非政府ベースの学術的研究機関としてIIASAが二カ国の科学アカデミーないしは同種の機関の発意により設立された。現在の参加代表機関は日本を含む一六カ国である。IIASA憲章第一条(目的)には、「IIASAは、科学技術の発展により生ずる現代社会の諸問題に関する共同及び単独の研究に着手し、これを推進する」その事業は、「国際科学協力の一般的慣習に従い、すべての専門家に對して公開される」ことがうたわれている。

(3) シェアリング訪問時のインタビューは「Options, Dec. 1989, pp. 10-11」に所載。

- (4) *И-В-С* 及び 邦人企業家連合会「*ibid.*, p. 11.
- (5) *И-В-С* 及び 邦人企業家連合会「*ibid.*, pp. 10-11.
- (6) *ibid.*, p. 11.
- (7) *ibid.*, p. 11.
- (8) 経産省経済協力局「The Law of the USSR on Free Economic Activity and the Development of Business (自由経済法の USSR) における「Temporary Regulations Governing Joint-Stock and Limited Liability Companies and Societies」を整理する」
- (9) *ソ連の銀行* の改正について、経産(1990c) 参照。第三、第四の改正については一九九〇年十一月のソ連銀行大会で採択された修正案を参照せよ。経産省の整理は行なわれず、この改正については、邦人の経済学者の著述を参照せよ。Springer Verlag の著書に記されている。
- (10) 純羅と Fei and Ranis, 1964, 参照。
- (11) 純羅(1980) 及び 純羅・ナシ・ヤシエフの三編に於ては、修正案の整理について。

参考文献
主要書目

- International Institute for Applied Systems Analysis (IIASA), *Economic Reform and Integration, Proceedings of 1-3 March 1990 Meeting*, Collaborative Paper CP-90-004, Luxembourg, July 1990.
- Ryzhkov, Nikolai, "On the Economic Situation in the Soviet Union and the Concept of Transition to a Regulated Market

Economy," address at the 3rd Session of the USSR Supreme Soviet, 1990.

- Yasin, E., "Modern Market Institutions and Problems of the Economic Reform in the USSR," in IIASA Collaborative Paper, 1990.
- The 500 Day Plan*, 1990.
- 銀行整理
Babycheva, Julia, "Banking System and Banking in the USSR," 1990, paper presented at the Economic Reform and Integration Project Meeting held on July 31-August 3, 1990 at Sopron, Hungary.
- "The Law of the Union of Soviet Socialist Republics on the State Bank of the USSR."
- "Law of the Union of Soviet Socialist Republics on Banks and Banking Activity."
- 銀行法
Alexashenko, Sergei and Grigoriev, Leonid, "Capital Market and Privatization in the USSR," in IIASA Collaborative Paper, 1990a.
- and —, "Privatization and Capital Market," Paper presented at the Economic Reform and Integration Project Meeting held on July 31-August 3, 1990 at Sopron, Hungary, 1990b.
- Chubais, Anatolij B. and Vasilief, Sergei A., "Privatization in the USSR: Necessary for Structural Change," in IIASA Collaborative Paper, 1990.

Musatov, V.T., "The Opening of the Soviet Economy and the Formation of the Financial Market in the USSR," paper presented at the Economic Reform and Integration Project Meeting held on July 31-August 3, 1990 at Sopron, Hungary.

Irwin, Inc., 1964.

編輯公設「ソ連の銀行整理と国際銀行」『ソ連東欧研究年報』No. 8, 1980.

Naisnui, V.A., "The Concept of the Privatization," paper presented at the Economic Reform and Integration Project Meeting held on July 31-August 3, 1990 at Sopron, Hungary.

Uno, Kimio, "Comments on Capital Market and Privatization," in IIASA Collaborative Paper, 1990a.

—, "Economic Transition and Structural Statistics—Money, Investment, Technology, and Employment—," paper presented at an International Forum "Economies in Transition: Statistical Measures Now and in the Future," October 15-17, 1990, at Sochi, USSR, 1990b.

—, "Capital Market and Privatization," (Second draft), paper prepared based on discussion at the ERI meeting in Sopron, Hungary, July-August, 1990. Revised for authors' meeting in New Haven, U.S.A., November 1990c.

"The Law of the USSR on Free Economic Activity and the Development of Business," or "The Law on Business in the USSR," 1990.

"Temporary Regulations Governing Joint-Stock and Limited Liability Companies and Societies," 1990.

純羅
Fei, C. H. and Ranis, Gustav, *Development of the Labor Surplus Economy, Theory and Policy*, Homewood, Illinois: Richard

いまもつとも現代的でドラマティックでさえある問題で、しかも長い未来にかかわる問題は経済社会体制の問題である。このような問題にアカデミックな次元で直ちに取り組める学会は、わが経済政策学会において無いのではないか。それにしてもこの未来的問題に、余命いくばくもない私のごとき老骨がコメントライターとして選ばれたのは申し訳ないことである。

そもそもわが学会は広く経済政策の理論と現実を学問的に攻究する学徒によって構成されているのであるが、その構成員がある視角からその学問的接近方法、志向ないし指向から分類すると、経済体制論的接近をとる研究者と産業構造論的接近をとる研究者とに大別することも出来る。もちろんこの二つの接近を兼ねる秀れた研究者、両者の中間に位置する学者、それとは別の接近を試みてこられた研究者も多々あることは事実であるが、この大別は、さしづめ老骨の厚顔のなせるわざとして今は論争を切り抜けさせていただきたい。

さて、ここにコメントの対象となる三人の研究者は、あえて右の大胆な分類に付すれば、ほぼ経済体制論的接近グループに属する。もっともこの分類に異論が多いと思われるのは鶴野野郎会員についてであることは私も充分認識している。その理由は同氏の熟達した計量的接近が、前記二分類と別の視角のように見えるからであるが、

計量的というのはテクニカルな問題であって、同氏の今までの計量分析の背後には常に体制論的問題意識が存在していた。さらに言えば同氏の恩師である加藤寛氏は気賀健三博士の学風を継いで体制論的問題意識を持ち、この学会においても自由主義的立場からソ連の計画経済について報告されたことがある。

今回本学会が大会プログラム編成において三氏を共通論題のトリアングルに位置づけたことを私は高く評価したい。トリアングルとは、資本主義体制の中で最も社会的志向の強い視点と、これに對するに計画経済の中から民営化を志向するペレストロイカの視点、この両志向をふまえて周知のコンヴァージェンス論も心得たうえで経済体制変容のベクトルを追求する議論、この三つの視角である。いうまでもなく今回の報告者、丸尾、鶴野、野尻の三氏はこの三視角のプロタゴニストとしていま最適の人であると思う。

議論のまとめに登場しても不思議でない野尻教授を最初に登壇いただいたのは二つの意味で良かったと思う。第一に、始めに問題が一つの世界的な問題であって、別の体制の中でそれぞれ起っている問題ではないという問題意識を提起し、論議を刺激した点に意味がある。第二に、もし三者の最後にこれほどの報告が行われると、まるで問題を方向づけるまとめというように受けとられてしまう危険

をまぬがれた点である。つまり問題の解は現時点ではクローズドでなくオープンであることを印象づけるためには野尻報告が終りでなく始めにあったことは良かったと思う。

さてその野尻報告であるが、教授はただ今回の報告だけでなく、わが学会においても早くから経済体制論について発表している。初期においては社会主義体制および社会主義的思想に批判的で、その後は包摂的・共存的な方向に発展し、東欧研究にも分野を拡げ、また収束論に関心を持たれた。これは勿論私の皮相的な印象であって、教授の重厚な本質論的探究は容易に概念化出来ない。とくに収束論について言えば、教授はわが国において早くからの紹介者でありながら決して安易な収束論者ではなかった。これらの背景は今回の報告によく示現し、極めて短く制限された報告にもかかわらず集大成の片鱗をうかがわせるに足るものであった。

野尻報告の特徴的ポイントは、現代を社会主義の崩壊・資本主義の勝利として捉えず、「両体制の全般的危機」に対応する「両体制の変容」として捉えている点であり、そのような把握の布石として冒頭に今世紀を「経済秩序実験の世紀」と見るアルマックの現代認識が掲げられている。これに対して最近流行の通説は今世紀を単に「社会主義実験の失敗の世紀」と見るのであるが、今世紀はそれに劣らず資本主義の大きな変容の世紀であったことを通説は見落しやすい。野尻説は両体制変容の方位を「所有」の縦軸と「調整」の横軸の二次元において三行三列のカテゴリ分類を行った。縦軸には所有形態として「共有」「共有・私有混合」「私有」が並び、横軸には政策的調整形態として「管理経済」「管理・市場経済」「市場経済」

が並ぶ。そうすると北西角に管理・共有の純粹社会主義、南東角に市場・私有の純粹資本主義が位置づけられる。これだけでは体制分類の「方位」だけが概念化されるに過ぎないが、教授はこれに矢印を加えて体制変容の「方向」を展望する。歴史のダイナミクスは矢印で示され中央の調整・所有の混合体制に向うのであるが、注意したいのは資本主義の角から一本の矢が南西角へと外れている点である。南西角指向とは所有形態は共有を含まず純粹に私有形態をとりながら、調整は市場形態よりも管理形態に向うという指向である。言うまでもなく、ケインズの指向もこれに属するが、そのような歴史的に限定された指向ではなく現時点でも一部にこのような傾向が現れていることに目を向けたい。すなわちプライベートイゼイションとダイレギュレーションの組み合わせでなく、プライベートイゼイションとレギュレーションの組み合わせである。

以上については私は抵抗なくフォローした。教授が両体制の一方の危機と変容だけでなく両体制の同時代的変容を分析しようとしている点に収束論の良い所を吸収したものととして高い評価を付したい。それに教授は今回の報告において「収束」の概念を使用されなかった。この慎重さに対しても私は賛成なのであるが、この点については教授の卓見をもっと明示的に聞きたいものである。

丸尾報告を野尻教授の方位図の中に位置付けると北西から南東に向い中央に置くことが出来る。この方向への進行をいみじくも丸尾教授自身が「南風政策」(スウェーデン型)と名づけている。これに対する逆風としてのサッチャー型改革を教授は「北風政策」と呼んでいる。丸尾教授その人は「南風政策」の日本における最大のプ

ロタゴニストであることは知らぬものがない。しかし勿論丸尾教授は単なるスウェーデン信奉者でなく、一般経済政策論、福祉経済論の広い研究分野を持つ研究者であるから、安易な政府支出拡大・高い限界税率・勤労への悪影響など福祉国家のディレンマを強く指摘した。それにもかかわらず、スウェーデン型改革の道が現時点においてもサッチャー主義より総じて優位にあることを、成長率、失業率、インフレ率、財政率、国際収支の分析に基づいて説明されたことは説得的であった。もう一つ注目したいのは東欧諸国改革モデルとしてのスウェーデン型の位置づけである。東欧がこの方向に進むと、野尻教授の概念図で言えば、中央を乗り越えて北西圏に入ることになり、単なる調整というより体制的革命になる。そして現実はそのようなりつつある。あえて私見を加えるとイタリアははじめ西欧社会主義も明示的にスウェーデン型をモデルとして指向しているので、今後スウェーデンの体制論的比重は、ますます重くなる。世界的に東西両体制から注目されているのは日本型成長における供給サイドである。教授は、意識的に日本型とスウェーデン型の供給ミックスの中に最適化を求めようとしている。一般経済政策学の研究者としての丸尾教授に期待すべきは、この点についての展開である。

三番目の野尻報告を野尻型方位図の上に位置づけると南東から中央への体制的ダイナミクスである。しかし周知のごとく野尻教授は加藤寛教授に連なる近代経済学的立場から計量経済学的接近を行って来た学者である。計量的システム分析のメッカであるIIASAにソ連に研究プロジェクトを依頼し、野尻教授がこのプロジェクトの重要なセクションに主査として参加されたことは意義深い。今や

コメン

日本経済政策学会第四十七回大会の共通論題セッションでは、ソビエト連邦および東ヨーロッパ諸国における経済体制の大変革という事態の進展を受けて、「体制の変容と政策課題」という時宜を得たテーマの下に、興味深い三つの報告が行われた。学会外から討論者に加わった者にとっても、それぞれの報告はまことに興味深く、また、考えるべき課題が多数提示され、刺激的でもあった。

第一の、野尻報告は、「経済体制の変容とその方位」と題され、近年の社会主義経済の変容の様相と自由主義経済の側での変容とを、それぞれの体制における全般的危機として特徴づけ、経済調整の方式および所有形態をめぐる座標軸の上で、両体制が一種の混合体制の方向に収斂する動きを示している、と指摘したものであった。第二の、丸尾報告は、資本主義に基づきつつ比較的高福祉と高効率の両立に成功しているスウェーデン型改革を、餉とむちによるサッチャー政権の「北風政策」の対極に位置づけて「南風政策」と呼び、スウェーデン型福祉国家の光と影について実態を詳述したのち、わが国の経済改革への示唆を四項目にまとめた。第三の、野尻報告では、ゴルバチョフ政権下のソビエト経済のいわゆるペレストロイカについて、ソ連経済改革委員会の委託した経済改革の具体的手順を検討する作業に参加されている立場から、とくに資本市場の創設と

体制だけでなく経済学にも収束・交流のトレンドは不可逆的となっている。その第一歩は計量分析の基礎となる統計概念の両体制における整合性の構築だけでなく、資本市場・労働市場に関する経済学的概念の整合性の探究である。この二つの接近を通ずるソ連経済改革の分析は経済政策学の発展に画期的なものとなる。野尻報告は過去の成果であると同時にその第一歩でもある。資本市場の創設と民営化の前に横たわる困難な諸条件を野尻教授は明示的に説明されたが、ここでも比較されるのは日本型成長のパターンであろう。ペレストロイカは資本市場の創設と民営化を含むと同時に、政治的・社会的次元での民主化を含んでいる。日本型モデルは資本蓄積指向ではあったが、民主化指向であったとは言えない。ここにペレストロイカにおける経済改革と政治・社会改革のディレンマの一つが存在するのである。

こうして以上の三報告の方向を辿って見ると今回の大会における学問的展開は実に焦点が合っており、現実の発展にも適切に照合するものであった。経済政策学会における経済体制論の今後の発展にとって三報告は画期的な基盤を提供した。

蛇足ながらコメントイターたる私は経済政策学会において当初産業構造的な接近を辿っていたが、イタリアとオランダでの在外研究を経て、同じ「構造」でも社会経済的構造、すなわち経済体制論を志向して今日に到っている。体制と政策の方向は単に経済によって規定されず、それとは独立的に市民的民主主義によっても方向づけられることを強調して来た。今回の三報告に刺激され老骨に鞭打ちなお一歩を進めたい。

林 敏 彦

△大阪大学▽

国営企業の民営化の問題に焦点が当てられ、ペレストロイカは政治、経済、行政、社会を包含する大改革であるだけに、その展開には予断が許されず、巨大な官僚機構の抵抗をいかに克服できるかが成功の鍵をにぎっていると指摘された。

これらの報告とその日の午後行われた討論会の内容を整理しつつあった数週間後、『ペレストロイカと経済改革——ソビエト経済のパラドックス』と題する書物が出版された。著書はソ連邦科学アカデミー経済研究所員のユーリー・マリツェフ氏とイーゴリ・オレイニク氏に明治学院大学の中山弘正氏を加えた三人で、著者たちは、いわばソ連の改革推進陣営に属する立場から、ソ連の経済的困難の歴史的経緯と現状における問題点を分析し、改革の方向を提案している。この書物はソ連経済について予備知識を持たない者にも非常に興味深く、イデオロギーや政治体制の背後にある経済法則への著者たちの透徹した洞察によって大いに蒙を啓かれた。

著書たちの主張を大胆に要約すれば、ソ連経済でここ一〇〜一五年の間に顕著となってきた重工業の基礎的部門、基本建設、運輸などでの停滞、機械製造業製品の技術的立ち遅れ、消費財生産の停滞、国家財政の大幅赤字、商品流通、サービスなどでの非効率、潜在的インフレなどの危機的状況は、物的計画経済自体の失敗というより

は、むしろ、行政指令機構が価格機構にとって代わろうとし、そのため異常に肥大した官僚組織が経済法則を無視して価格機構を蹂躪した結果である、という。

そのような問題の起源は、一九二〇年代のネップ（新経済政策）の時期にさかのぼることができる。当時、世界で最初の社会主義国家の经济管理機構の選択には、二つの道がありえた。一つは、生産手段の国有化された企業に指導的役割を与えつつ、他の所有形態も容認し、国営、協同組合、株式会社、そして私有さえも含むさまざまなタイプの企業活動を形成し活発化させる道であった。この道をとれば、企業の経済活動に対する国家機関の干渉は制限されなければならず、经济管理は経済メカニズムに委ねられ、租税体系、信用・融資制度や多様な所有形態を進展させる必要がある反面、政治権力機関の根本的民主化が不可避となるはずであった。

もう一つは、国家の経済的管理の発展、とくに超急速度の工業化を目標として、官僚主義的に経済運営を行う道であった。このころのソビエトの文献には、市場のてこを用いての、経済的方法で管理された国民経済は、もっぱら行政的指導方法を用いた場合よりもその発展はゆっくりでかつ小さい、という考え方がしばしば登場した。後発農業国としてのソ連を急速に工業化するためには、市場の試行錯誤に委ねるよりは、強力な国家管理機構による計画と指令の方が優れているとする考え方は、社会生活のすべての局面への独裁的介入を意味していたが、国家官僚機構と共産党指導者の利益には合致しており、スターリンの勝利とともに、その後のソ連経済の発展の方向を規定することとなった。

て、赤字工業部門への補助金の支給が可能となっていた。工業発展のための本源的蓄積を、国民の自発的貯蓄にまつのではなく、プロレタリアート独裁の名の下に、行政による農業余剰への陰伏的課税によって実現し、その戦略的配分に関しても、行政管理機構が大きな裁量権を確保していたのである。

ソ連の価格システムの第三の特徴は、それが固定的に運営されたことと、物量計画と併用されたことによって、多くの産業セクターに、経営効率を必ずしも反映しない会計上の赤字を生みだしたことである。マリツェフとオレイニクは、「公式統計によると、一九八六年にソ連邦国民経済において活動中の全農業経済単位組織の一四、一万三千の企業や組織が赤字であった。赤字企業に対する補助金の額は第一次五カ年計画（一九八一～八五年）の間もあいかわらず増大し、一九八六年には国民所得の一二％、国家財政歳出の一七％をなしていた」という書き方で、『ベレストロイカと経済改革』を始めている。

そして、第四に、ソ連の価格水準は、国家財政の赤字をまかなうために発行された通貨供給量とは無関係に決定維持されたため、多くの財やサービスの市場において、潜在的インフレーションを醸成していった。抑圧されたインフレーションは、消費財の慢性的欠乏、長い行列、ブラックマーケットの常態化、汚職と腐敗などの形で進行した。こうしたインフレーションは、物価の統制がはずされたならば、一気に現実のインフレーションとして噴出する性質のものである。

こうした観点からするならば、今日のソ連のベレストロイカが目撃となしければならないのは、経済全体におよぶ固定価格体系によ

ソ連型の計画・指令経済に官僚機構の肥大化がともなったのは、計画の策定実行のために情報収集や監視が必要とされたという理由だけからではなかった。それは、官僚的行政的管理機構が価格機構にとって代わろうとする必要性から生じていた。すなわち、ソ連における価格体系は、ダイナミックに変化する生産技術と国民のニーズを自動的にマッチさせ、資源の有効配分を誘導する役割を果たしたのではなく、計画された工業発展という国家目標に資することを目標に、党と国家官僚機構に強大な権力の行使を可能にする役割を果たしたのである。

ソ連の価格体系の第一の特徴は、それがほぼ一九三〇年代の経済状況を反映して設定されたまま、生産技術や経済発展の速度や広大な地域的特性や消費者の嗜好などはほとんど考慮に入れず、長期にわたって極めて硬直的であり続けたことである。そのため、価格体系は市場の需給をまったく反映することなく、資源配分の誘導という役割は果たすこともできなかった。たとえば、生産を刺激する目的で導入された農産物の価格体系のもとでは、農民の出荷量がある水準を超えればより高い価格が支払われることとされたが、この体系は、豊作の年には農産物価格が高騰し、不作の年には下落するという信じられない現象すらもたらした。

第二に、ソ連の価格体系には、さまざまな政策目標実現のため、今日の言葉で言い換えれば、「内部相互補助」を目的として、二重価格制度が随所に導入されていた。たとえば、農産物の生産者価格は低位に固定され、消費者価格はそれより高位に固定されたが、その差は一種の取引税として国家の財政収入となり、これを資源として人為的に作り出された慢性的超過需要の下で、それをてこに官僚機構が数量割当を実行し、資源配分に恣意的権力をふるうというやり方から脱して、市場の資源配分機能を復活させ、国営企業も含めた多様な経営形態の企業の競争を促進し、経済発展のための全体的計画とも整合的な形で、個人や企業へのインセンティブを設計していく方向である。その意味では、スターリンによって六〇年前に葬り去られたありうべき社会主義経済の第一の道への回帰と模索がベレストロイカの真骨頂であるが、それは、恐竜的規模に肥大した官僚機構への正面きつての挑戦を意味しているだけに、改革のもたらす過渡的混乱の社会的費用を過大評価する既得権益の側からの大きな抵抗にあうことは避けられない。

しかし、ソ連の現状をこのように理解するならば、ゴルバチョフ政権のベレストロイカは、官僚的指令から市場へ、統制から自由へ、組織原理から市場原理へ、公共目的から私利利潤へという方向において、レーガンの規制緩和、サッチャーの民営化、そして、わが国の行革路線とも軌を一にする性質のものだということができよう。そして、ソ連社会主義経済も、スウェーデン経済も、わが国の経済も将来的には互いに近いところに行き着くのだとするならば、ソ連の旅すべき道程の方がはるかに長くけわしいもののように思われるのである。

体制変動に関連して注目すべき最近の現象は、とくに八〇年代半ば以降、それまで従属的な状態に置かれていた国々が一定の主体性を確立すると共に、その国民大衆が政治的な自己主張を強め、既成の枠組みの変更を要求するようになったことである。この現象は、東欧諸国を除けば、アジアとアフリカの国々（韓国、フィリピン、ミャンマー、ネパール、ナミビア、南アフリカなど）で最も大きな変動を示している。また、中国、ヴェトナム、モンゴルなどのアジア社会主義諸国では、このようなアジアの激変に加えて、ゴルバチョフ政権の「ペレストロイカ」の影響も受け、それぞれ重要な転換点に差しかかっている。抑圧的な独裁体制が内部から崩壊（弛緩）し、国民大衆の政治的、社会的な活性化が顕著になった背景には、権力支配の「正統性」の根拠が有効性を維持しえなくなった事実が見られる。その主因は、独裁体制によって政治、経済、社会、文化、倫理などの様々な側面で「人間の尊厳性」が踏み躪られ（あるいは、その恐れが非常に大きくなり）、それが国民大衆の怒りを一挙に爆発させたという点である。例えば、八九年十二月にチエコスロヴァキア大統領に就任したヴァツラフ・ハベルが、ドイツ書店組合「平和賞」受賞演説（同年七月）において、言葉が、新たな社会を構築する原動力になりうる点だけでなく、状況によっては、同じ言葉が

抑圧の原因にもなりうる点を指摘して、言葉の暴力による人間的なレベルでの空虚さ、屈辱感を強調しているが、これなどは、体制変動の重要な要因の一つとして、社会・経済的な発展段階と相応しい形での肉体的、精神的な抑圧が、体制変動に際して如何に大きなインパクトを有しているかを示す事例である。東欧諸国を含めた激変後の国々で、安定した民主政治、抜本的な経済改革、着実な社会再建などが未だ軌道に乗っていない現状は、国民大衆の活性化が市民社会の成熟と結びついてこそ大きな成果を生み出すのであって、そうでなければ、様々な段階での困難を克服しなければならぬ、という点を示している。この意味では、体制変動に論議する場合、政治、経済など様々な側面で人間の「尊厳性」がどのように、どの程度まで実現されているか、また、それがどのようなルールで保証されているかを検討する必要がある、そのようにして初めて、体制変動に対応した政策体系の変化が論議可能になるように思われる。

ところで、明らかなことではあるが、経済体制の研究では、理念（構想）、マクロ・ミクロの政策体系、経済実績、及びその分析という四つの過程を相互に関連したものとして取り扱う必要がある。そして、これら四つの過程がどのように連動し、それが体制の変容を通じて様々な側面での人間の「尊厳性」の確立にどのように影響し

ているかという点を分析の核心に据える必要がある。例えば、ある政策措置の効果について実証的に研究する場合であっても、それがどのような理念（構想）の下に策定され、どのような実績を示したかを分析するだけでなく、その体制の変容にどのような影響を及ぼしているか（あるいは、そうではないか）、その過程で体制の変容がどのレベルにまで達しているか、そして、それがあらゆる体制論理の最終目標である人間的な自己実現にどの程度貢献しているかを検討する必要がある。このように考えることに一定の説得力があるとするれば、経済体制の変容とその政策課題という特定の問題についても、事態の変化の基因である人間的、精神的、倫理的なレベル、つまり体制変動の原動力としての民衆の主体化、活性化の状況を考察の範囲に組み入れる必要がある。

このような立場から「経済体制の変容と政策課題」と題する共通論題報告の内容を振り返ると、野尻武敏教授、丸尾直美教授、鶴野公郎教授の三氏は、体制変動に対応した政策体系の変化の方向性に關して、それをどのような視点から考察すべきかという点についてそれぞれ自説を展開されている。ここでは、経済社会体制の方位と経済社会精神の変容との間の相互関連性の視点（野尻報告）、社会福祉と経済合理性の両立を目指す（スウェーデンの）システム構築・改革過程に見られる中・長期的な連帯性の視点（丸尾報告）、そして、根本的な経済再建を目指す（ソ連の）システム・アイデアの策定過程に見られる目的合理性の視点（鶴野報告）という三つのものが提示されている。野尻報告では、今世紀を「経済秩序実験の世紀」と規定するアルマツクの指摘を分析の出発点とされた上で、自

由主義、社会主義の両体制が、民衆の人間的な自己実現の可能性から遠ざかるにつれて大幅な変容を遂げざるをえなかった点を理論的に整理されている。時間的な制約によって、社会倫理的な立場からの体制変動の基本方向について教授の所説を伺うことができなかったのは残念である。また、丸尾報告では、スウェーデンの経験に基づかれた上で、人権、環境、福祉の優先的な選択に基づく政策面での連帯性の実現とその可能性について具体的に論議されている。この点に關して言えば、丸尾報告には、高福祉・高負担の政策体系を効率性に立脚したそれに逆行するものとして考えがちな現状に対して一つの批判を加える契機を提示されているように思われる。更に、鶴野報告では、ゴルバチョフ政権による経済ペレストロイカを具体的な事例とされた上で、従来の社会主義経済システムの抜本的な改革について論議され、政策的な可能性とインパクトを明らかにされている。なかでも、ソ連経済改革委員会がオーストリアの研究機関に改革の具体的手順を提示し、検討を依頼している点は、経済ペレストロイカの実現に英知の結集を図るというソ連側の姿勢一端を示しており、興味深いものであった。このように、三氏の報告は、いずれも問題点の指摘に止まらず、事態の変化を把握する基本的な視点を積極的に提示され、それに基づき体制変動の現状分析を試みるものとなっている。

最後に、二つの点について論議しておきたい。第一点は、経済体制の変容に伴う政策課題として技術の開発と吸収という古くて新しい問題が再び注目を浴びるようになってきた、ということである。この問題は、労働現場における熟練形成システムの再建に關連する

ものではあるが、高度情報化社会の到来が世界の一部で現実のものとなる一方で、それから隔絶された地域や国々では、輸入技術や国内技術の改良といった従来からの技術政策が依然として中核を占めており、その意味では、技術政策の立案、実施を経済体制の変容とどのように結びつけていくのかという重要な問題が残されている。この問題は、世界経済がボーダーレス化し、主権国家を単位とする経済政策の役割が大きく変容している現状では避けて通れないものと思われる。次に、第二点は、(第一点に関連するが) 国家連合の進展、世界経済の一体化といった国際的な政治・経済システムの根本的な変化の中では、体制変動に対応した新たな政策体系の確立も、主権国家を単位とする従来の枠組みをかなりの程度相対化するものになるのではないかと、ということである。もちろん、主権国家を単位とする新たな政治・経済システムの模索が完全に消滅することはなからうが、国際的な政治・経済システムの新たな枠組み、ルールが構築されるにつれて、特定の国家や地域に限定された形の体制変動がそれほど大きなインパクトをもちえなくなるように思われる。この意味では、経済体制の変容を論議する場合、国際的なシステムがどこまで特定の国家や地域を「制御」しうるかどうか、ゲームのルールが個々の国家や地域での体制変動をどこまで「包摂」しうるかどうか、という点に留意する必要があるように思われる。

総括

総括 I

加藤 寛

本学会は創設以来、たびたび経済体制を共通論題のテーマとしてとりあげ、学会研究者の成果を発表してきたが、共産圏のペレストロイカがどのような意味をもつかを論ずることはまことに時宜を得たことといわなければならない。

その意図に相応わしく各報告とも的確に問題をとらえ提起し、大会に大きな刺激を与える成果をもたらしたことは特筆してよい。

野尻報告は、両体制の変容の意義を新自由主義と新社会主義との融合ととらえ、丸尾報告は、スウェーデンをとりあげ、労働側の参加を中心とするが故に、サッチャリズムの北風政策に対し南風政策と特色づけた。鶴野報告は、市場導入をどのようなステップで行うかというテーマと問題点を論じた。それぞれ補完性を持ち、問題点を明確にすることによって議論を活性化させることに貢献した。

しかしなお論ずるべき点が残されている。第一に、三者とも両体

加藤 寛

〈慶應義塾大学〉

新野 幸次郎

〈神戸大学〉

制の変容という形で並列して論じられたが、市場経済を導入しようとするソ連・東欧と、市場経済の活性化によってその欠陥を除去しようとする自由圏と同じであろうか。市場経済を導入するということは体制そのものの変容ではないのか。体制の変容ということであれば、それは理念・政治そのものの変容にはかならない。その場合の理念・政治とはどんなものであろうか。自由・平等あるいは民主主義でよいのであろうか。多元的政治・社会の追求が望まれる。

第二に、両体制の収斂があり得るとして、それは安定する条件をそなえているのであろうか。体制の変容をもたらすものとして、技術革新を考へることが多いが、もしそうなら、技術革新への対応をもって変革は収束することになる。しかしもし変容をもたらす要因を人間・環境など含めるなら、その安定条件は多様化されるしかないであろう。

第三に、ペレストロイカは、スターリンのおこなったアウタルキイ方式によって生じた悪弊を是正することなのか。もしそうなら、スターリン・ソ連を除去するだけでマルクス主義ソ連は不変である。社会主義の中に市場経済導入を正当化する理由はないということ

ある。

このように考えてくると、ベレストロイカをもって両体制の収斂と結論づけることは容易なことではない。ソ連の国家分裂、市場経済圏の統合といった問題に今後は目をむけなければならぬであろう。

総括 II

新野幸次郎

一九一七年のロシア革命と一九四五年の第二次世界大戦の終結に伴う世界の政治体制の激変に匹敵する大変革が進行している。いま、わが日本経済政策学会が「経済体制の変容と政策課題」を共通論題としてとりあげたことは誠に時宜をえたことであつた。報告者および討論者にも人を与えて、例年以上の会員を集めることになつた。

経済体制の維持・運営は、ボルデング流に表現すれば、交換・統合および脅迫の三体系のある一定のバランスによって可能となる。ところが、何れの体制も、科学技術の変化、価値観の変化に即応できず、その程度は国および体制によって異なっているが、交換体系としての十全な機能を実現できないでいる。その不十分さの程度はとくに中央計画体制において顕著である。中央計画体制のもとでは、従来、どちらかといえば脅迫体系（政治）を主とした統合体系のリードによって交換体系を運営してきた。ところが、その活性化のためには産業組織の改革を中心とし、それに対応した政治体制と

それを含む全体的なベレストロイカが必要であり、この後者の改革のためにはグラスノスチが不可欠となつた。ところが、グラスノスチは伝統的な脅迫体系とそれに立脚した統合体系の崩壊を齎らさずにはいない。中央計画体制は、いま経済体制としての全面的困難に直面している。

他方、市場経済体制も科学技術や価値観のドラスタティックな変化に即応できる産業組織の変革ができていないとはいえず、統合体系の全面的とはいえないが、かなり大きな困難をかかえている面もある。このように考えてくると、社会主義と自由主義の変容と両体制変動の方向を示された野尻報告、ソ連ベレストロイカの行方を示そうとされた鶴野報告、一方においてサッチャー主義的市場経済の限界とスウェーデン型改革の意味と問題点とを示された丸尾報告、夫々に対する尾上・林・家本の三氏のコメントは現代経済体制の担っている課題の深刻さとその問題点を自覚するうえにきわめて有益であつたといふことができる。しかし、問題の全面的解明は今後の課題として残されており、経済学者はいまあらためて夫々の経済像の確立を求められている。

〈自由論題〉

流動化する社会主義経済体制

福田敏浩

〈滋賀大学〉

ソ連・東欧諸国では一九八九年から九〇年にかけて強烈な政治的地殻変動が發生した。オートクラシーからデモクラシーへの移行が劇的な形で進行したのである。このような政治体制面での激変に伴い経済体制面にも変化が生じてきた。ソ連・東欧諸国の経済はどこからどこへ向かおうとしているのか。以下、この問題に筆者なりの解答を与えてみたい。

一 筆者の立場

本論に立ち入るに先立って、筆者の立場を明らかにするために、筆者の経済体制論を紹介しておく（一）。

物財調達にかかわる人間生活の一領域たる経済は、経済経過と経済体制とから成る。前者は経済の日々の流れであり、後者はそのあり方を規定する枠組である。経済経過は川の流れに、経済体制は川床になぞらえることができる。

経済体制は基本的に所有方式、相互調整方式および上下調整方式から構成される。所有方式は私有と共有に区別される。相互調整方式は個別経済相互間の需給の水平的調整方式であり、市場経済（市

場メカニズム）と中央管理経済（物財バランスによる計画経済）に区別される。

上下調整方式は、国家と個別経済との間の垂直的調整方式である。国家の経済への干渉方式といってもよい。これは国家の経済施策が個別経済活動のどの点へ投下されるかということによって、自由放任方式、指令方式および誘導方式に区別される。自由放任方式は国家の経済への非干渉をもって、指令方式は個別経済活動の内容（生産や消費など）への国家の直接干渉をもって、誘導方式は個別経済を取り巻く環境条件（価格、利子率、賃金率、税率など）の国家的操作つまり国家による個別経済の間接的誘導をもって、特徴づけられる。以上の説を筆者は自ら「所有、相互、上下調整の三元論」と呼んできた。

二 八〇年代までの経済体制の動向

第二次世界大戦後から八〇年代末までのソ連・東欧諸国の経済体制の動向は、「二様化から多様化へ」をもって特徴づけられる。五〇年代の東欧諸国ではソ連型管理社会主義（共有＋中央管理経済＋

指令方式)の直輸入が行われ、どの国も経済面でソ連化した。ところが六〇年代に入ると、いわゆる経済改革を機に体制レベルで多様化の傾向が生じた。

経済改革のタイプは体制保持的改革と体制改変的改革に区別される。前者は管理社会主義の部分的改革を、後者はその全面的改革を意味する。ソ連、東ドイツ、ポーランド、ブルガリアおよびルーマニアは前者の道を、チェコスロヴァキアとハンガリーは後者の道を選択した。

体制保持的改革はもっぱら上下調整方式の改革を、つまり指令方式の改革を目指したものであった。具体的には、中央管理機関の権限の一部の中間管理機関への委譲、義務的指標数の削減、企業の成功指標の総生産高指標から利潤指標への転換などの措置が取られた。しかし、体制保持的改革はどの国でもほとんど見るべき成果を挙げなかった。このため各国は六〇年代以後も改革を余儀なくされた。

一九六三年に経済改革の先陣を切った東ドイツは、部分的改革の実効のないことに気付き、七〇年には再集権化の措置を取り、旧体制へ復帰してしまつた。この国ではその後も体制レベルでの改変は試みられず、管理社会主義が八〇年代末まで保持されてきた。ルーマニアでは七〇年代に西側への接近を図る政策(たとえば七二年のIMFへの加入)が展開されたものの、八〇年代末まで管理社会主義が保持されてきた。

ブルガリアでは八〇年代に入ると、市場社会主義への移行を思わせるような動きが生じた。たとえば、八七年の改革プランには企業の自立化や所有の多様化や株式・社債の発行などが含まれている。

ど。

相互調整方式の面では市場経済が制度化された。市場の種類には、財市場(消費財、生産財)、金融市場、資本市場(株式市場、債券市場)および労働市場がある。円滑な市場の機能化のため公定価格と自由価格から成る混合価格制度が導入された。

上下調整方式の面では誘導方式が導入された。これに伴い国家の経済計画は指示的計画に転換された。他方で企業が自立した。すなわち、投入・産出・販売の決定権が企業に付与され、利潤最大化がその目的関数となった。企業管理が民主化され、国有企業に労働者自主管理や労使協議制が導入された。さらに、破産法と失業手当が制定され、企業に対する市場経済的環境が整備された。

以上を総括すると、六〇年代から八〇年代末までの体制動向は要するに多様化をもつて特徴づけられるが、これをグループ化すると、管理社会主義の堅持(東ドイツ、ルーマニア、チェコ)、市場社会主義の志向(ブルガリア、ポーランド、ソ連)および市場社会主義の制度化(ハンガリー)に区別することができる。

三 現在の経済体制動向

東欧革命後、ソ連・東欧諸国の経済体制に新しい動きが生じた。まず注目すべきは、これまで最も保守的な道を行ってきた東ドイツが西ドイツ型の誘導資本主義(私有+市場経済+誘導方式)への転換を決定したことである。東ドイツの事例は政治の変化が経済体制の変化を誘発することを如実に示している。

次に注目すべきはソ連の動きである。八九年秋から芽生えた市場

しかし、八〇年代末までに市場社会主義の建設が本格化したわけではなかった。

ポーランドでは六〇年代以降部分的改革が繰り返されたのち、八八年から市場社会主義への移行が開始された。プランによれば所有方式の多様化、相互調整方式面での市場経済の導入および上下調整方式面での誘導方式の導入が予定されている。

ソ連では六五年のコースギン改革以後、七〇年代に二度ほど改革が行われたがいずれも部分的修正であり、管理社会主義は八〇年代半ばまで保持されてきた。八七年の後半から企業の自立化——完全経済計算制、資金の自己調達制、經常活動の自主決定、従業員による企業長選出など——が実施されたが、この改革は徹底さを欠いたため却って国民生活にマイナスの影響(インフレ、物不足)を与えた。このためゴルバチョフ政権は八九年秋頃から市場社会主義への移行を余儀なくされた。

一方、体制改変的改革を選択したチェコは、一九六八年から市場社会主義への移行を開始したが、ソ連の介入を受け管理社会主義への復帰を余儀なくされた。その後も大きな変化は見られず、八〇年代末まで管理社会主義が保持されてきた。

ハンガリーは六八年から今日までの二三年間にわたって市場社会主義の建設を行ってきた。八〇年代末の時点でのハンガリー型市場社会主義の基本構造を簡単に示しておく、次のごとくである①。所有方式については多様な所有形態が導入された。国有国营企業、国有自主管理企業、国有民営企業(国有資産のリース制)、協同組合、私企業(従業員五百人まで)、合併企業、一〇〇%外資企業な

社会主義への移行の動きは、九〇年になると一層はつきりとしてきた。それは、九〇年二月の政治綱領「人間的で民主的な社会主義」、

二月の「農地法」、五月の「所有権法」および五月の「調整された市場経済移行への基本構想」などに具体的に示されている。これらを整理すると、目指すべき市場社会主義の基本構造は所有の多様化(国有、協同組合的所有、市民所有)、市場経済(財市場・金融市場・資本市場の導入、価格の自由化)および誘導方式(省の役割の産業全体の調整への変更)から成るが、これは基本においてハンガリー型市場社会主義と一致する。「調整された市場経済」への移行は緒に着こうとしている段階であり、それがプラン通りに制度化されるかどうか予断を許さないが、ともあれソ連が管理社会主義から離陸し始めたことは確かである。

チェコは最近、ハンガリー型市場社会主義への移行を志向し始めた。ポーランドおよびブルガリアの現状は、東欧革命以前と変わらない。両国とも試行錯誤を重ねつつハンガリー型市場社会主義の建設を行っていくものと思われる。ルーマニアでは複数政党制が導入されたものの依然として共産勢力が強く、また国民の間にデモクラシー・マインドが蓄積されていないこともあって政治の民主化は低迷を続けている。このため、経済体制の抜本的な改革を実施するような動きは生じていない。

ハンガリーの状況は東欧革命以前と同様であり、国内外の政治的経済的環境に大きな変化が生じない限り、この国は市場社会主義の道を行くものと思われる。ただ、最近の経済実績は低迷しており、ゼロ成長、インフレ(八九年、一六%)、対外債務残高の累

増（八八年、一六〇億ドル）の三重苦に悩まされている。現在、ハンガリー政府はこのような苦境を金融市場・資本市場・労働市場の拡充、国有企業の民営化および国民経済の開放化などによって打開しようとしている。注目すべきは、所有形態比率が今後どうなるかということである。もしも、民営化が推進されて私有の占めるウェイトが高くなるならば、ハンガリーはもはや社会主義の国とは言えなくなる。現在のところは国有の占める割合が高く、しばらくはその可能性はないと思われるが、今後経済に好転の兆しが見られず、私有化が一段と推進されると、将来ハンガリーが誘導資本主義化するということも考えられる。

以上を踏まえて現時点（九〇年九月現在）でのソ連・東欧諸国の経済体制動向を総括すると、これらの国は東ドイツとルーマニアを除いて市場社会主義の道を歩みつつある。国によって遅速の差や細目面での違いはあるが、どの国も共有の優位十市場経済十誘導方式の組合せから成る市場社会主義を選択している。しかも、意図的かどうかは別として、結果においてハンガリー型市場社会主義が志向されている。この意味で九〇年代のソ連・東欧諸国の経済体制は、八〇年代に増して一層西側の誘導資本主義へ接近していくであろう。もとより、一口にソ連・東欧諸国と言っても国情はさまざまなので、どの国でもハンガリー型市場社会主義の移植が成功するかどうかは予断を許さないが、低成長、インフレ、対外債務の累増、財政赤字、失業に悩まされているこれらの国は、今後しばらくは市場社会主義の道を歩むことになる。政治の民主化が進行すればするほど、その可能性は高まるだろう。東欧革命は我々にマーケットとデモクラ

シーは相補の関係にあることを教えてくれた。管理社会主義とオートクラシーは対になっていた。デモクラシーのある限り、管理社会主義への回帰はないであろう。

(1) 筆者の説の詳細については福田敏浩『比較経済体制論原理』晃洋書房、一九八六年、福田敏浩『現代の経済体制論』晃洋書房、一九九〇年を参照されたい。

(2) ハンガリーの改革の細目については前掲二書を参照されたい。

（付記）

大会での報告に際し適切なコメントを頂いた討論者の福田亘先生（神戸大学）に厚くお礼申し上げます。また、御質問および御教示を賜った神戸大学の野喜久之輔先生、千葉大学の岩田昌征先生、早稲田大学の田村正勝先生、東洋大学の小荻米清弘先生に感謝致します。先生方の御質問の一部については本稿でお答えしたつもりであります。

ユーゴスラヴィアの経済体制の再検討

香川 敏 幸

〈広島大学〉

一 経済危機から社会主義の危機へ

周知の通り、一九八〇年代にはソ連・東欧諸国において例外なく経済危機が発生し、ついには社会主義そのものの危機へと発展した。一九八一―八八年のこの地域におけるGNPの年平均成長率は、ルーマニアのゼロ成長を初めとして、ポーランドの一パーセント未満のほか、ハンガリーの一・〇パーセントからソ連の一・九パーセントまでいずれも一パーセント台に止まった。ユーゴスラヴィアも一・二パーセントで、経済停滞の例外ではなかった。しかも一九八〇―八八年における消費者物価の年平均上昇率は、「ポーランド危機」と呼ばれた当のポーランドの三三・七パーセントを大幅に上回り、ユーゴスラヴィアでは八〇パーセントを超え、一九八九年の十二月には月間五九パーセントというハイパーインフレーションを記録した。すでに一九七〇年代にスタグフレーションの段階に入ったユーゴスラヴィアの経済は、今日、第二次大戦直後の停滞の時期以来、戦後最大の経済危機を迎え、経済システムそのものの再検討に迫られている。

二 「ショック・プログラム」と経済改革の現局面

これまでも一九七九年（経済安定化政策）と一九八三年（DPE S、長期経済安定化計画）、そして一九八七年（反インフレ・経済安定化計画）にそれぞれ賃金・物価の凍結や金利の引上げ、輸入抑制と為替の切下げなど繰返されてきたが、むしろ危機の様相を深めたにすぎなかった。

このような経済危機の中で、昨年（一九八九年）十二月半ばに連邦執行評議会議長（首相）アンテ・マルコヴィッチによって、「経済改革のプログラムと一九九〇年実施の方策」が発表された。

これらの諸方策に含まれている主な要素は、第一に、ディナール通貨の完全な交換性回復と西ドイツマルクとの固定レートによる通貨安定と、インフレ対策としての財政・金融政策及びインフレ期待などの心理的要因を抑えるデノミの実施やディスインフレ策などをテコとする経済政策、第二に、経済改革と構造調整による摩擦的影響を緩和するための公共福祉と低開発地域援助のプログラム、第三に、すでに憲法改正によって容認された社会的所有資本の流通と使用に関する法、労働関係法、貿易法、金融・資本市場法、証券法、企業の清算・破産・整理に関する法、銀行の資金更生及び整理に関

第1表 ユーゴの経済システムの変化とマクロ経済のパフォーマンス (1946-1985年)

期 間	I 1946-52年	II 1953-62年	III 1963-73年	IV 1974-85年
A. 経済システム				
計画/市場の役割	+ / - -	▼ / △	- / +	- / ▲
計画のタイプ	ソ連型指令的 年次計画	総合バランス 中期計画	指示的計画化 行政的決定	社会的計画法
経済のタイプ	中央集権型 計画経済	古典派的供給 制約のある経 済	ある種のケイ ンズ派的経済	スタグフレーション 下の供給制 約のある経済
主たる制約要因	資本 熟練労働	資本	通貨供給	外国為替
B. 経済パフォーマンス (国内的安定性)				
成長	低成長	高成長	安定成長	成長低下からゼ ロ・マイナス成 長へ (1983年)
設備・労働の稼働状態	低い・不安定	高い	不安定	低い
インフレーション	ゼロ	低い	加速傾向	極めて高い
(対外的安定性)	比較的高い	高い	低下	1980年まで低下

(出所) Table 6. 1, Mencinger, Jože, "The Crisis and the Reform of the Yugoslav Economic System in the Eighties," in Gey, Peter, Jiri Kosta, et al. (eds.), *Crisis and Reform in Socialist Economies*, Boulder/London: Westview Press, p. 101.

する法、などの採択による一連の制度改革を前提とする経済システムの改革など、である。

三 経済システムの変化とその評価

ユーゴスラヴィアの経済システムの発展を、経済政策と制度改革の視点から概観するとき、その目的・狙いがしばしば意図せざる方向に外れ、経済のマクロ的なパフォーマンスが悪化し、また社会的・政治的不安定によって増幅され、否定的な評価を受けやすい(第1表を参照されたい)。

一九六〇年代初めから半ばにかけて実施された経済改革は、外国貿易の自由化・関税制度の導入、通貨・銀行制度の改革、および賃金統制の廃止と投資決定の自由化などにより、国民経済の開放化と経済主体の自律性の拡大を主眼とするいわゆる市場社会主義システムの採用であり、これによって国際収支の赤字を解消し経済の不安定性を除去し、自主管理企業の自立的な経済活動による経済発展と国民の生活水準の向上などを目標としていた。しかし国際収支は改革実施直後の一、二年に改善したものの、その後は再び悪化し、また一九六六―七〇年のGDPの現実成長率は計画目標を大きく下回り、同時に雇用の伸び率も大幅に減少してしまった。そして一九六五―六六年の物価上昇率も二〇パーセントを起え、六七年にはデフレ政策へ転換しなければならなくなった。こうして一九六〇年代前半の経済改革は、その目標を実現することなく、事実上失敗に終わった。当時の改革によって生じた問題は、いわゆる「市場の盲目性」とか「自発性」という観点から捉えられ、原因を未発達で地域

的にも統合されていない市場のメカニズムに帰されると共に、自主管理企業の経営専門家集団の台頭や、社会的雰囲気の自由主義的傾向に対する政治的指導層の懸念があったように思える。

また一九七〇年代終り頃から今日まで、ほぼ一〇年の永きに及ぶ経済危機も、その深刻さをさらに増幅させて社会主義的自主管理システム(socijalističko samoupravljanje)の全面的危機の様相を示すに至って、危機の原因が一九七四年憲法と一九七六年連合労働法(Zakon o udruženom radu, ZUR)などの現行システムそのものに帰せられている。そもそも社会主義的自主管理システムは、一九七〇年代初めの社会的・政治的緊張の中で、社会的所有(društvena svojina)・連合労働(udružen rad)・労働と資本など諸資源の共同管理(udruživanje, プール制)などを中心概念とする制度改革の結果として成立した。しかしそれが今日、協議経済(dogovorna ekonomija)とか契約社会主義(ugovorni socijalizam)とか呼ばれ、また社会的所有にある連合労働企業の「Oritizacija, 連合労働組織化」という「実体無き所有」など、非効率的な経済システムをつくり出したとして、批判的論議の対象になっているのである。

四 経済改革プログラムの意味

——一九六五年改革への回帰——

第2表の通り、ユーゴスラヴィアの自主管理システムにおいては、労働および資本を中心とする経営諸資源はプールされ、連合労働から連合企業などへ至るまで、様々な形態の共同管理の下に置かれる。このようなプール(連合)制と社会的所有制において、しかも労働

第2表 プール制と取引制

プール(連合)制の諸形態			
	労働	資本	労働および資本 (連合組織, OOUR)
労働	連合労働	貸借	連合企業
資本	雇用	資金調達	企業経営
労働および資本 (連合組織, OOUR)	新規雇用	新規投資	統合
取引(市場)制の諸形態			
	労働市場	資本市場	企業市場(企業 の合併・買収)

(出所) Gligorov, Vladimir, "Udruživanje i poslovanje (プール制と取引制)," *Ekonomika politika*, No. 1898, 15 August 1988, p. 19.

者の所得(労働市場が存在すれば、賃金に当たる)や、利子(資本市場が存在せず、企業のソフト予算制約のために、通常インフレ率以下であって、したがって負の利子率となる)が多い)などのコストや、価格が自主管理協定で決められる場合、経営諸資源は浪費される。したがって取引(市場)制の諸形態としての各種市場の創設と育成が不可欠である。その意味では今回の経済改革プログラムは、一九六〇年代初めに議論され一九六五年に実施された経済改革への回帰という面があるように思える。

というのは、いまや効率的な新しい経済システムが再び求められ

ていて、すでに連合労働法は放棄せられ、それに代って発達した統合市場の形成、多元的な所有形態と同等の権利の承認および経済活動における公正な競争、社会的所有の社会的資本としての実体化、世界市場に対しての門戸解放と国際分業への統合など、今回の経済改革の基本的構想が表明されているからである。

五 結びにかえて

スロヴェニア共和国とセルビア共和国の経済断交と「コンゾヴォ問題」をめぐる両共産主義者同盟(SKJ、共産党)の対立、そして本年一月二十―二十三日に開催されついに分裂のまま宣言が出された第一四臨時党大会など、政治危機へと発展しており、従来の連邦制の枠組みを維持できるのかどうかを含めて、今後のユーゴスラヴィアの経済体制は極めて流動的と言わざるを得ない。

主な参考文献

- 阿部望「ユーゴスラヴィアにおける経済危機と経済制度改革」(『東海大学教養学部紀要』第一九輯、一九八八年、七五―一二〇頁)。
岩田昌征『社会主義の経済システム』(『新評論』一九七五年、とくに第八、九、一〇の各章)。
同「ユーゴスラヴィア経済の発展と現状」(野々村一雄編『社会主義経済』第二章社会主義の現状Ⅲ、有斐閣、一九八六年)。
拙稿「ユーゴの市場社会主義経済システムの制御可能性をめぐって——財政・金融および所得政策を中心に——」(日本経済政策学会編『安定成長下の福祉政策』日本経済政策学会年報XXV、一九七

七年、九二―九八頁)。

同「ユーゴスラヴィア・自主管理型社会主義の理念」(岩田昌征編『経済体制論』第IV巻、現代社会主義』第六章、東洋経済新報社、一九七九年)。

マクシモヴィチ、イスマン(拙訳)「ユーゴスラヴィア 自主管理経済システム」(岩田昌征編『経済体制論』第IV巻、現代社会主義』第七章、東洋経済新報社、一九七九年)。

Bacić, Mate and Emil Primorac, "Some Causes of the Growth of the Yugoslav External Debt," *Soviet Studies*, vol. XXXVIII, no. 1, January 1986, pp. 69-88.

Comisso, Ellen, "Review Article: Crisis in Socialism or Crisis of Socialism?" *World Politics*, vol. XLII, no. 4, July 1990, pp. 563-596.

Kowalik, Tadeusz, "On Crucial Reform of Real Socialism," *Forschungsberichte* (The Vienna Institute for Comparative Economic Studies), Nr. 122, Oktober 1986.

Marsenić, Dragutin V., *Sumnje u privredni sistem Jugoslavije* (Doubts about Yugoslavia's Economic System), Beograd: Ekonomika, 1986.

Mencinger, Jože, "The Yugoslav Economic Systems and Their Efficiency," *Economic Analysis and Workers' Management*, 1, XX (1986), pp. 31-43.

——, "The Crisis and the Reform of the Yugoslav Economic System in the Eighties," in Gey, Peter, Jori Kosta, et. al, (eds.), *Crisis and Reform in Socialist Economies*, Boulder and London: Westview Press, 1987, pp. 99-119.

Vacic, Aleksandar, "Economic Reforms in Yugoslavia: Industrial Prices (Part I)," *Ostevopis-Wirtschaft*, 18, 2, September 1973, SS. 132-150.

Ekonomika politika (Economic Policy), ponedeljkom (Weekly), Beograd, Redakcija i administracija, various issues.

(謝辞)

筆者の報告に対して、予定討論者の阿部望先生(東海大学)から、(1)経済危機の諸原因、(2)経済危機に対する対応策、(3)一九九〇年当初のショック・セラピア、(4)現状と若干の展望など、B5用紙八頁に及ぶ詳細なコメントを戴いた。また同じく福田亘先生(神戸大学)、そしてフロアーの千種義人先生(関東学園大学)・津田直則先生(桃山学院大学)からも貴重なコメントとご質問を頂戴した。本稿に活用させて戴いたつもりであるが、不十分な点をお許し願うと共に、記して厚くお礼申し上げる次第である。

ソ連の経済改革とその政策

望月 喜市
北海道大学

一 現在の経済改革の経過

ゴルバチョフ政権が発足してから四年間のソ連の経済改革は、それ以前の改革たとえば、一九五七年（フルシチョフ、省別管理から地域別管理へ）、地域別国民経済会議の創設、一九六五年（コスイギン改革、省別管理制度の復活、計画指標体系の簡素化）、一九七三年（ブレジネフ、工業合同の導入）、一九七九年（ブレジネフ、指標体系の再集権化）、一九八三～八四年（アンドロポフ・チュルネンコ、労働規律の引締め、経済実験）などの一連の経済改革と同様に従来の計画制度の見直しといった程度のものであった。

つまりこの時期までの改革とは、国民経済全体の生産課題を生産現場に分割・分掌させる方法をどう改善するのか（たとえば生産現場の裁量権拡大、指令指標間の矛盾克服、指令指標のタイムリーな伝達など）、企業の生産を刺激するために企業の成績をどう評価し、報酬制度をどうすればいいのか、といった問題を解決することであった。また、コンピュータシステムを導入することで、企業活動の自動管理システムを作り出す計画も七〇年代に実験的に提案されたが、実施からは程遠いものであった。

ゴルバチョフ政権になってからの経済改革も、一九八九年秋頃までの頃までの、ゴルバチョフ政権の経済改革は、市場経済への移行を企業財務のハード化（たとえば企業の完全独立採算制、自己資本回収制など）や様々の経営形態の創設（たとえば個人営業、賃貸制企業、合併企業など）で実現しようとするもので、市場経済そのものの包括的な体制づくりというにはほど遠いものであった。

市場経済の体制作りは、一九八九年十月のソ連邦最高会議から開始された。すなわちこの最高会議では、所有権法（九〇年三月、最高会議で採択）・土地法（九〇年二月、同採択、農地の永代利用権と相続権を認める）・賃貸および賃貸関係法・統一税法系法・社会主義企業法の五法案が提出され、協同組合法の一部改正が行われるなど市場経済制度の包括的整備が開始されたのである。

この時期には、経済改革の根本的改革を目的とした緊急会議Ⅱ「全ソ理論・実践検討委員会」が開催され（八九年十一月十三～十五日）、席上、L・I・アバルキン経済改革担当副首相が市場機能を大幅に取り入れた経済システムの導入を提案した。この経済システムには、証券市場や独占禁止法が存在し、利子率・通貨流通量・租税・財政支出などをテコとする財政・金融政策が含まれていた。ただし、その社会は、勤労者が経済運営の主人であり、搾取のない、勤労者が所有から疎外されない「社会主義市場」であって、このような社会の建設には数十年を要するといふものであった。

それと平行して、生活必需品の保障のため次のような「市場健全化非常措置」（連邦最高会議、十一月二十日）をとった。

- ①一連の生活必需品、とくに老人と子供向け低価格製品に対して

でのところでは、経済の段階的自由化とその引締め政策のジグザグ過程として特徴づけられよう。

対外経済関係の改革についてみると、貿易の一部自由化（八六年八月）、合併企業の導入（八七年一月）とその一部改正（八七年九月）、対外活動の一層の自由化（八八年十二月、貿易アクセス権の全面解放）と国家規制の強化（八〇年三月、ライセンス制、割当枠の導入）などが主要なものであり、また国内経済措置としては個人営業の公認（八六年十一月）、国有企業法の採択（八七年九月）と施行（八八年一月）、協同組合法の採択（八八年五月）、農業の賃貸請負制の導入（八九年四月）、国有企業法の一部改正（八九年八月）などがある。このうち一九八七年の「国营企業法」では、企業行動を誘導する国家指標として、①統制数字（企業計画のガイドライン）、②国家発注（国家から企業への生産注文）、③リミット（生産財・投資資金の企業への割当）、④ノルマチーフ（比率による利潤処分方法）を定め、さらに独立採算制の改善案として、独立採算の第一形態（賃金をコストの一要素として優先確保する採算制度）と第二形態（賃金も利潤からの分配とする制度、この方法では利潤が不十分であると賃金の取り分が減少するので採算努力はより強く刺激される）が提案され、企業は第一形態から第二形態に次第に移

敵しい国家発注制をとる、②生活必需品の生産に対する原料の優先供給、③同じくその生産に補助金を出す、④魚、海産物、一部の電気製品など国内市場で極端に不足している商品の輸出制限、⑤貧困層向けの食品、服と靴の価格凍結など。

十二月二十日第二回ソ連人民代議員大会で、経済健全化、経済改革などの基本原則に関する政府案（ルイシヨフ報告）が承認された。しかし、ここでは、市場経済化という表現でなく「経済健全化」という表現に留まっていた。

一九九〇年二月の共産党中央委員会総会では、「計画・市場経済」というコンセプトが打ち出され、さらに五月二十四日の連邦最高会議でのルイシヨフ報告では、「規制された市場経済」というコンセプトが使われるようになった。

この提案には、七月一日からパンの値段の引き上げ、九一年からの小売価格の平均二倍の引き上げ、生活関連諸料金（アパート代以外）は七〇%、運賃は五〇%引き上げること、こうした一連の値上げに対する生活補償として、賃金と年金の引き上げを行う（学生・年金生活者月三五ルーブル、労働者四〇～四五ルーブル程度）とした。このテレビ放送を聞いて人々は値上げがくると家を飛び出し、市民は買える食品で腐らないものを買ひ込み、パニックが発生した。最高会議はこの提案を拒否し、秋までに修正案を出すようにとの決定を採択した。

この時の最高会議では、このルイシヨフ提案の他、「連邦・共和国経済関係法」、「地方自治・地方経済基本法」、「ソ連の企業に関する法律」、「企業税法」、「株式会社と有限会社に関する法律」などが

採択された。

ここで採択された「企業法」(一九一一年一月より施行)では、八年の「国営企業法」を大幅に改訂し、前述の四つの指標は撤廃された。企業資産の所有権者による企業長の任命(従業員による選挙制の廃止)、契約による国家発注制、生産財の卸売商業化、従業員持株制、固定価格と契約価格の共存、社債発行権、企業登記地域での任意の銀行口座開設制などが導入され、国家管理機関は、税制・金利・目的別補助金・為替レート・減価償却率などの経済的テコによって企業を誘導することになった。倒産・合併・分割が制度化され、解雇される雇用者は、法律に基づきその利益が擁護されるということになった。

さてこれ以降は、秋の最高会議の再開まで、すっかり有名になった。シャターリンの五〇〇日計画案と政府案を巡る市場化案の検討が延々と続いたが、この間のことは、ここでは省略する。結局この論争は、十月十九日に最高会議で採択された大統領案で、一応の收拾を見、十二月十七日に開始されたソ連邦人民代議員大会に提案される運びとなった。

以上の経過からいえることは、現在のソ連にとって市場経済への移行を目指すことは、共通項であるが、このシステムへの移行の手順・期間・程度をめぐって鋭い意見の対立があることである。しかも、論争に時間を取られている間に、事態は益々悪化しうえ、一部共和国サイドでは、独自の改革案を作りこれを作動させ始めただけでなく、他の共和国に原材料や食料、生産物を出荷しないという行動すら現れるようになった。このことは、混乱に輪をかけ、政策

ればならなくなった。まずホットマネーを吸収し、ついで最小限の生活必需品の価格を固定化した状態でその他の価格を自由化し、生産が軌道に乗ったところで多様な企業形態を含む企業活動の自由を与え、企業間競争を醸成すべきであったと思う。

穀物の収穫に当り、例年のように学生・軍隊・労働者の応援隊をおくることが不可能になった。この状況をなせ事前に数量的に察知して、それに有効な手段をとりえなかったのか。

経済困難は炭坑ストや労働意欲の低下を招いた。民族・地域エゴは、商品の国内循環を破壊しつつある。

十二月の人民代議員会では、ゴルバチョフ大統領は政勢に出、大統領令を執行する副大統領と内閣制の導入などを提案している。この提案は採択されようが、これでうまく行くかどうか依然予断は許されない厳しい状況である。

三 会場での質問について

ソ連の技術革新の遅れは、その硬直的な計画システム、産業技術の底辺を支える中小企業が育っていないこと、基礎研究が応用研究や産業化に結合する体制がなかったこと、市場ニーズのフィードバック機能が作用していなかったことなどによるものと思われる。ゴスプランは、長期的・全体的計画見直しを作り、間接誘導の方向を示す予測機関に変貌するといわれている。提案されている改革案をみて感ずる不満の一つは、そこにトータルな視点からの政策効果の数量分析がないことである。そのため、政策の有効性についての確かな判断が出来ない。日本では、在野のシンクタンクや、学者たちが

不信を人々の間に植え付けてしまった。

ソ連最高会議は、市場経済移行政策を確実に実施させるために大統領に非常事態権限を与えた(九月)。しかしこの命令ですらしばしば共和国サイドでの反対の声に阻まれて、実行されない有様である。

二 経済政策の視点から

経済政策の視点からこの問題を考えると、つぎのようにいえよう。政策争点としては、所有、土地の私的所有、脱国有化、共和国主権、価格、生産財の卸売商業化、財政健全化、ホットマネーの吸収、銀行改革、軍事生産の民需転換、労働市場の創設、などの他、対外経済政策として貿易の振興、技術協力、協同生産、合併、経済特区、借款、消費財の輸入、ルーブルの交換制などがある。こうした争点を逐次検討することはここではやらない。

全体としていえることは、政策手順を誤ったこと、対応の程度を数量的に捕らえて対処出来なかったこと、人々は成果の早急な実現を望みすぎ、それが政府不信を生んだこと、民族・地域のエゴが吹きだしたことなどが指摘出来るよう。

まず政策手順の誤りについていえば、政府は、価格システムの大きなヒズミを正さないまま、企業に大幅な自由を与えた。そのため、品物は高い価格で買い取る地下経済に流れた。国家買付け価格の多少の引き上げ位では、ヤミルートへ流れる肉類・穀物を引き留めえなかった。貿易分野でも同様で、国内市場よりも外国市場へ出荷することが、外貨稼ぎのためにも有利であった。そこで国内市場に必要な品物の輸出を制限するため、輸出ライセンス制度を導入しなけ

ら、直ちに数量的サイドの政策批判が行われる。こうしたことがないのは、一つには統計データが不足しているからであるが、もう一つは、数量分析の理論水準が高くないことにもよる。ソ連の新体制がこれまでの社会主義の経験の影響を一定程度受けることは、間違いない。その結果どのような特徴を備えた、市場経済になるのか、現在のところはつきりしない。しかし社会福祉面や労働政策分野で、その影響が大きくでることと思っている。史的唯物論についていえば、革命は成熟した資本主義においてまず始まると述べている点で、後進国革命が経済的に行き詰まることを予見していたといえないだろうか。もちろん、現代の資本主義に革命がくるとは思わないが、資本主義自身、確実に変質している点も見逃せない。

(多くのかたから興味深い質問を頂き、感謝いたします。紙面の関係でお答えを簡略化したことをお許しください。なお学会での報告以後に対象の変化・発展がありましたので、それを若干考慮してまとめてあります。(一九九〇・一〇))

内外価格差問題と産業政策

山崎和郎

〈東北学院大学〉

一 内外価格差の実態

小売価格の国際比較 内外価格差の実態としては小売価格の五都市での国際比較がある(経企庁「1」三二頁、経企庁「2」)。これらによれば東京の小売価格は掲載された二六(三〇)の品目中ニューヨークより二三(二三)品目、ロンドンより二一(二二)品目、ハンブルクより一八(一九)品目、パリより一八(一七)品目が割高であることが分かる。ただし経企庁「1」は円高が最も進んだ年のものであり、円高による内外価格差が大きく表れた時期である点に注意する必要がある。

生計費についての内外価格差

右の調査より多くの品目(ニューヨークとの比較は三九七品目、ハンブルクとの比較は四〇三品目)についての生計費に関する調査結果が表1である。食料品についてはニューヨークが六九(八四)、ハンブルクが六四(八〇)であり、東京では肉類、酒類、牛乳・乳製品などが割高になっていると指摘されている。また食料品については公的規制のある規制品目の場合はニューヨークが五七(六四)、ハンブルクが五五(六八)であるのに対して、非規制品目についてはニューヨークが八〇(九九)、ハ

ンブルクが七四(九一)と規制品目の方が日本では割高であるという点が明らかに読みとれる。

輸出品の内外価格差

日本からの輸出品のうち、いくつかの品目について海外(特にニューヨーク)での小売価格が日本での小売価格に比べて大幅に安いという点が報道され、多くの人々の注目を集めた。例えば、日本製のカメラやカラーテレビがニューヨークの小売店で半額かそれ以下で売られているという指摘がなされたこともあった(一九八九年)。しかし一九九〇年のいくつかの調査によると「日本製の輸出品が海外で安く売られている」という傾向はほとんど認められなかったという報告がなされている。

輸入品の内外価格差

輸入ブランド品の内外価格差は消費者の目にもつきやすく、また様々な報道でも取り上げられているが、一九九〇年に入っても欧州製の輸入ブランド品についてみると、口紅は日本ではニューヨークの一・九倍、香水は一・八倍、時計は一・三倍などと日本の方が割高な品目が多いことが報告されている。

公共料金の内外価格差

公共料金については各国の習慣や制度

に入ってから余り顕著な現象とは思われない。

流通問題

流通の系列化、返品制、リベート制、建値制などの日本の商習慣が内外価格差の原因となるケースもある。また、大規模小売店舗法(大店法)、輸入総代理店制などの制度、契約が参入障壁を形成し競争制限的な作用をすることによって内外価格差をもたらす場合もある。これらの

表1 物価水準の国際比較(1988年調査)
(東京=100)

項目	ニューヨークの 相対価格	ハンブルクの 相対価格	
総合	72	68	
商 品	食 料 品	69	64
	規 制 品 目	57	55
	非 規 制 品 目	80	74
	耐 久 財	76	88
	自 動 車	81	112
	娯 楽 用 耐 久 財	83	86
	家 事 用 耐 久 財	54	80
	そ の 他 耐 久 財	69	73
	被 服 ・ 履 物	67	71
	そ の 他 商 品	79	89
制 度 的 要 因 の 大 き い 品 目	エ ネ ル ギ ー ・ 水 道	44	70
	運 輸 ・ 通 信	70	93
	運 輸	88	87
	通 信	65	104
	保 健 ・ 医 療	106	24
一 般 の サ ー ビ ス	教 育	108	52
	家 賃	54	51
	土 地 利 用 型 サ ー ビ ス	37	69
そ の 他 サ ー ビ ス	118	78	

(備考) 1. 食料品のうち、規制品目は参入規制、価格支持、輸入数量制限の何れかが行われている品目、非規制品目はこのような規制がない品目を指す。
2. 娯楽用耐久財は時計、電卓を含む。家事用耐久財は冷暖房機器を含む。その他サービスは外食を含む。
3. 調査銘柄の特定は行わず、できる限り類似のもので比較した。

(出所) 『物価レポート'89』p. 33.

点は流通合理化の観点から検討を要するものが多い。

産業保護政策・農産物

米、小麦、牛肉などの農産物に対する産業保護政策は、その政策コストとその産業のあり方との観点から基本的な見直しが必要と思われる。経済的合理性のない長期にわたる保護政策は、産業としての体質自体を弱体化させてしまうという当初考えられていた意図と異なった結果を招く危険性が大きいことを肝に銘じるべきである。産業の体質を弱体化させるということとは、その産業にとっても好ましくないし、消費者にとっても好まし

二 産業政策の観点からみた問題点

の違いがあるために単純な国際比較を行うことは適切でない点がある。しかし留保条件つきでアメリカとの比較を行うと、電気が一・三八倍、ガス二倍、郵便一・八七倍、タクシー一・九五倍(一九八八年)など日本の方が割高である(経企庁「1」四二頁)。

企業の戦略的価格政策 経済学の教科書で扱われているような価格差別の企業戦略が採られているかどうかの判断は難しいが、与えられている調査結果からは特に円安になってきている一九九〇年

くない。このような結果をもたらすことの政策コストは測りしれないものがある(2)。

政府規制 農産物に対する政府規制以外にも産業に対する政府規制が行われており、これらの規制が物価を高くしている場合も多い。政府規制(農産物も含む)が日本の物価を高止りさせているという指摘として、輸入物価と国内の卸売物価の動向をみると、規制のない品目については円高を反映して輸入物価が大幅に低下しているのに対応して、国内の卸売物価も大幅に低下している。これらに対して規制品目については、輸入物価は大幅に低下しているにもかかわらず、国内卸売物価はほぼ横ばいであり、輸入物価の低下とは無関係に推移していることが報告されている(経企庁「1」五五頁)。経済的合理性のない政府規制は見直しの必要があろう。

消費者の態度 内外価格差問題の原因の一つとして日本の消費者の価格に対する態度の特殊性が指摘される。日本の消費者はブランド志向が強いこと、日本特有の消費習慣(中元・歳暮あるいは冠婚葬祭などの贈答)、良質な商品・丁寧なサービスを好む傾向、消費者の発言力が弱いなどの傾向が見られ、また企業の莫大な交際費などが、日本の消費者が価格に関して余り敏感でないことの原因と考えられる。

三 内外価格差問題への若干の提言

内外価格差を引き起こす原因を要約すると、①企業の戦略的価格政策、②非効率的な流通機構、③農産物にみられる産業保護政策、

④産業に対する各種の政府規制、⑤日本人の独特の消費習慣、⑥円高の進展などがあげられる。日本の消費者の利益を考えれば、このような内外価格差をできる限り縮小することは急務であると思われる。なぜなら「経済大国」になったといわれる日本の国民が生活の豊かさを実感できない理由の一つは、日本の物価が外国に比べて高すぎることにありと考えられるからである。内外価格差という隠れた税金は予想以上に大きい可能性があるから(3)、高い買物をさせられていることになる内外価格差にもっと関心を持つことが、合理的な行動と思われる。そのためには、上に記した内外価格差の原因のうち、特に流通機構の合理化、政府規制の緩和、消費者の態度の合理化などを中心に自由競争の原則に基づき改良が必要と思われる。

(1) 以下の()内の数値は『物価レポート90』による一九九〇年のデータを参考までに付記したものである。

(2) 米に対する産業保護政策の政策コストの推計としては、叶芳和(5)がある。

(3) 内外価格差の総合的な試算ではないが、内外価格差の縮小による効果の試算としては、経団連(4)と経済審議会(3)とがある。経団連(4)は「流通マージンを圧縮したり農産物の輸入を自由化したりすれば、消費者物価は五・九四%低下し、食料品価格は一七・五%下落する」という試算を発表している。また経済審議会(3)は、「日本の流通機構を合理化すると、五年後には合理化しなかった場合に比べて消費者物価が最大二・〇%下がり、実質国内総生産は一・一%増加する。」などのシミュレーション結果を報告している。

参考文献

- [1] 経企庁物価局編『物価レポート89』、経済企画協会、一九九〇年。
- [2] 経企庁物価局編『物価レポート90』、経済企画庁資料、一九九〇年。
- [3] 経済審議会構造調整部会『経済構造調整の計量分析——計量委員会第九次報告——』、経済企画庁資料、一九九〇年。
- [4] 経団連「日米構造協議の内外価格差に関する報告」経済団体連合会・経済調査委員会資料、一九九〇年。
- [5] 叶芳和「コメをどうする 農政改革のこころ」、日本経済新聞社、一九八七年。

(付記)

報告に際しましては、予定討論者の土井教之先生(関西学院大学)より詳細なコメントと質問をいただき、またフロアーから山口三四先生(神戸大学)ならびに遠藤浩一先生(日本大学)から質問ないしはコメントを頂いたことを感謝いたします。

消費者の利益の増進を目指した米需給政策のあり方についての一考察

鶴岡 詳晃

〈千葉経済大学〉

一 はじめに

本報告は、日本人の主食である米をとりあげて、商品の安全の確保とか商品の選択の拡大という消費者の利益が現行の食糧管理制度のもとでどのように擁護されているのか、また、仮に米の部分的輸入自由化が行われた場合の消費者の利益はどうなるのかを考えたものである。

二 現行の食糧管理制度での消費者の利益

米の市場は、現在、市場原理の導入がはかられているが、昭和七年に制定された食糧管理法にもとづく生産・流通・消費システムで形成されている。

まず、食糧制度の原型と現状および問題点を価格・流通などに分けて対比してみよう。

価格 統制価格は、生産者米価と消費者米価だけとなっているが、政府が正規に流通管理している政府米と自主流通米および政府が管理しえない自由米（不正規流通米）の三種の流通形態があるので、価格は一物三価となっている。しかし、全体の価格水準は、最低保証価格の役割を果している政府米価におかれており、これを

参酌しつつ自主流通米価格がきまり、さらに自由米市場の需給を反映して自由米価格がきまっている。

流通 全国一律同一価格で同量配分を旨とした食糧制度も、米余り現象の進行とともに四四年度には自主流通米制度が創設された。平成二年現在、自主流通米の政府米全体に占める比率が六〇％台となり、過剰米が自主流通米段階で発生する恐れがでてきた。また、「うまい米」なら自由米といわれている。

貿易 一部例外措置はあるが、籾から碎米まで国家貿易品目として政府が管理している。

つぎに現行の食糧制度のもとでの消費者の米消費の現状と問題点を数量・品質・価格などに分けて考えてみよう。

消費数量 日本人の消費量は六二年には一人年間約七二キログラムとなり、また総消費量も一、〇六五万トンとなっている。今後、人口が微増しつつづけても、総消費量は毎年約一五万トンも減少しつつづけると予測されている。

品質 「うまい米」志向の消費者の要望に應える生産体制はとれないために、そうでない米も混れたものも市場に出まわるなど消費者の適正な選択を損う事態も横行している。

価格 うまい自由米の価格は政府の小売指導価格（一キログラ

ム当たり三〇〇円台）の二倍前後となっている。

以上のように現行の食糧制度のもとでの米の生産・流通・消費過程には市場原理が本来機能しない個所が多々あること、またそうした問題を十分に解消しないままに米の供給過剰・需要の減退および財政負担の軽減という趨勢のなかで米管理に関する政府の規制を緩和し、市場原理を導入した流通経路を拡大することが直ちに消費者の要望に應えてゆけるのか疑問である。

つぎに、消費者の利益をより具体的に安全の確保と選択の拡大という視点にしばって、それらが現行の食糧制度のなかでどのように満たされているのか否かを考えることとする。

まず、安全の確保について国全体の数量、品質、価格および個々の家計の安定について考えてみよう。

米は、現在消費者が必要とする数量以上に生産されているために、消費者は米に関してあり余るという満足感を味わっている。しかし、反面、減反政策のための財政（税）負担という不満足も味わっている。

品質については、法規制で残留農薬などによる身体への危害は防止されている。

価格については、所得の増加から米は他の商品の価格に比べて割安であると考えている消費者も多いが、米の内外価格差や過去の国内価格に比べて著しく割高となっている。

米の家計支出に占める割合は二％台ともはや主食という地位にはないので、米の価格が割高であっても家計の安定を危うくすることはない。現行の米の小売価格は「家計ヲ安定セシムルコトヲ旨」と

してというよりもむしろ「逆ザヤ」の解消ないし「財政ヲ安定セシムルコトヲ旨」としてきめられてきた。なお、米の小売価格が横這いないし値下がりはすることは消費者の家計の安定に資するばかりでなく、家計費を米よりも所得弾性値の高い商品・サービスにふりかけることができるという選択の拡大につながるわけである。

つぎに、選択の拡大について考えてみよう。

消費者の「うまい米」志向に應えるには、銘柄米の表示の適正化のみならず、現行の減反政策を良質米の生産地では中止し、他方「うまくない」米しか生産できない地域での減反率を大幅に高めるなど品質の差をより加味した政策を実施する必要がある。

三 米の部分的輸入自由化による消費者の利益

まず、世界の米の生産と貿易の現状と問題点を考えてみよう。

米は中国、インドなどアジア諸国では膨大な人口の主食・必需品という性格が強く、国内生産で国内需要をまかなうという自給自足体制をとっている。

他方、欧米諸国では米は、主食でなく副食にすぎず、輸出向けの生産が多い。

このため、世界の貿易市場に出まわる米は一九八六年で約一、二〇〇万トン（精米ベース）と全生産量の約四％を占めるにすぎない。また、主たる輸出国はタイ（約四五〇万トン）、アメリカ（約二四〇万トン）、中国、パキスタン、ミャンマーなどで、これら五カ国で世界の貿易量の約八割を占めている。なお、現在ベトナムがタイにつぐ輸出国となりつつある。

他方、輸入国は数十万トン単位で輸入するアジア、中東、アフリカ諸国である。また、これらの諸国の輸入量は年々の国内生産の豊凶を反映して大幅に変動するので、米の国際価格の変動幅も大きい。これは、各国が必需品の米の国内市場の価格安定のために、米が過剰の時には輸出し、不足時には逆に輸入するという自給自足体制を前提とした輸入抑制策をとっているためである。

このように世界の米市場は、国内の米の価格安定のための調整のための市場として存在しているわけであり、逆に一国の供給力の過半も輸入に依存することは危険なわけである。

つぎに主たる米輸出国の生産および輸出についてみてみよう。

・タイ 米の作付面積は約一千万ヘクタールで、年間生産量は約二千万トン（籾ベース）である。稲作は、不安定な雨水と洪水を利用できる水田と無肥料・無農薬という稲作技術と低賃金の労働者という生産要素がうまくかみ合って、低い生産費で生産が可能である。米の品種はインディカ種の長粒米であり、価格は、年により変動が大きい、生産者価格で日本の約十分の一、消費者価格で約八分の一となっている。

仮に日本がタイ米を輸入とした場合、短期的には日本人にとっては「うまくない米」である長粒米を最大限四〇〇万トン輸入できるわけであるが、これは日本の消費者の志向に反するし、また、こうした買占めは国際価格の高騰を招く恐れもある。しかし、長期的にはジャポニカ種の米の生産が可能となれば、二期作であるので日本人好みの新米の「うまい米」も輸入できるわけであり、これは国際価格の上昇をひき起こすことは少ないであろう。

回、日本の食糧制度による米の輸入制限は七四年通商法三〇一条にもとづき不正であるとして、その撤廃を求める提訴をUSTRに行った。しかし、USTRはこれらの提訴を却下し、米問題をガット・ウルグアイ・ラウンドの場で協議するとの方針を示した。

日本政府は、現在ガットの場で米のような基礎的食糧については食糧安全保障論を主張しているが、アメリカ政府は農産物貿易の自由化のためにすべての非関税障壁を関税化し、十年間でこれらの関税を大幅に引き下げようことを提案している。

そこで現在のような世界の米の生産および貿易のもとで、わが国が米の供給量の最大限一割を輸入に依存するという部分的輸入自由化が実現された場合に消費者の利益はどうなるかを考えてみよう。

まず、安全の確保については、わが国が世界の貿易量の約一割を輸入するだけであるならば、米の国際価格もあまり上昇させずに安定した輸入がはかれるであろう。品質については、日本人好みのジャポニカ種の中・短粒米の輸入を優先させ、つぎにインディカ種の良質米だけを輸入することによって、消費者の「うまい米」志向に應えるべきである。価格については、当初は輸入米の日本国内での小売価格をほぼ同じ品質の国産米の価格と同じ水準になるように高い関税を賦課して、国内の価格体系の混乱や国産米と輸入米の混入を防止し、その後徐々に関税を引き下げて国内の米の価格に反映させるようにすべきである。

つぎに、選択の拡大については、消費者は日本にいなからインディカ種の米を用いたカレーライスやピラフなど本場のインド料理やタイ料理を食べることができると。また、輸入米の輸入時期を梅雨時

・アメリカ 米の作付面積は約百万ヘクタールで、年間生産量は約六百万トン（籾ベース）である。稲作は、灌漑用水に制約はあるが広大な水田と飛行機やコンバインなどの大規模機械を用いた農法による高賃金の労働力の節約という生産要素の組合わせによって、低い生産費での生産が可能となっている。

米の品種は、カルフォルニア州でジャポニカ種が栽培されているが、アーカンソー州など南部五州ではインディカ種である。また、価格は、政府からの補助金の多寡と為替レートにより変動があるが、生産者価格で日本の約六分の一、消費者価格で約三分の一となっている。

仮に日本がアメリカ米を輸入とした場合、短期的には日本人にとっては「うまい米」に準ずるカルフォルニア州のジャポニカ種の中・短粒米の増産分（減反を中止すると約六四万トンの増産が可能との試算がある）を輸入すれば、アメリカの生産者の所得増加、政府の補助金の削減、日本の消費者の「うまい米」志向への若干の貢献につながる事となる。しかし、長期的にはジャポニカ種の米の栽培が南部諸州でも可能であるのか、また、全体として灌漑用水の制約はどの程度なのかなどを見定めなければ、百万トン単位の輸入について言及することはできない。

ところで、米の輸入自由化についての国民の意向を各種調査で見ると、国民の意見が、消極的ながら輸入容認に傾きつつあるが、条件付賛成を含めても米の輸入自由化賛成が国民の過半数を占めるまじには至っていない。

なお、アメリカの精米業者（RMA）は一九八六年と八八年の二

から初秋までの間に多く、国産米の作況予想からみた予想持越在庫量を適正にすることによって日本人が嫌う古米を少なくすることができるといわれている。なお、タイ人は新米よりも古米を好むし、二期作の可能なタイからは、インディカ種の米ではあるが、常に新米を輸入できるといふ利点もある。

四 むすび

「うまい米」なら割高でも食べたいという消費者の利益を擁護・増進させるには、まず、国内において「うまい米」の生産を増加させ、他方「うまくない米」の生産を大幅に減少させ、全体として毎年一五万トンずつ生産量を減少させるといふ画期的な減反政策を実施することが緊急の課題となっている。国内で「うまい米」が増産され、それが国内で自由に流通し、消費者も現行の価格水準で購入できるとすれば、消費者の利益も増進することとなる。

さらに米の部分的輸入自由化が実施されれば、前記のように消費者の利益の増進につながるものであるが、むしろ国内で「うまい米」を生産する「農家らしい農家」を育成し、かつわが国の農業の足腰を強くする刺激剤としての意味合いと国際協賛ないし世界経済への日本の貢献度を示すという意義の方がより大きいものと思う。

（付記）

本報告には、討論者である山口三十四神戸大学教授からの貴重なコメントおよび座長原豊青山学院大学教授はじめ会場の先生方からのコメントに感謝いたします。

食糧安全保障の観点よりする米（コメ）自給政策の費用・便益分析

——IO・LPモデルを用いた計測——

丹羽 春 喜

（京都産業大学）

上 西 祥 之

（京都産業大学）

一 研究作業の概要

本研究作業は、食糧安全保障の観点から、マクロ計量モデルおよびIO体系（すなわち産業連関体系）にLP（線型計画法）を結合した実証的モデルを用いて、わが国における米（コメ）の自給政策について、「費用・便益分析」の手法によるその経済的効率性の測定を試みたものである。

このような分析を行なうにさいして、本研究作業では、まず第一に、計量モデルを用いて、わが国が米の大量輸入（年間三〇〇万トン、五〇〇万トン、七〇〇万トン、一〇〇〇万トンの四ケース）に踏みきった場合の米の価格水準を予測算定することからはじめた。このような米の需給状況と価格水準を予測算定するために推計・構築されたモデルは、八本の方程式（うち行動方程式四本）から構成されており（内生変数八個、外生変数五個）、データ観察期間は一九七三～八五年で、アメリカ産の「中・短粒種米」の世界市場価格を予測・算定するためのものであった。輸入自由化の場合は、この世界市場

価格がわが国の国内の米の価格水準を決定する主要要因になると想定した。なお、このモデルの「最終テスト」の結果は非常に良好であった。当然のことながら、わが国の大量輸入を想定した場合、米（中・短粒種のカルフオルニア米）の世界市場価格それ自体は、現状に比べて二～三倍に高騰するという予測結果となった。

本研究作業においては、第二の作業段階として、このようなわが国の「米の輸入自由化」（大量輸入）およびそれにとりあう米の価格水準の変化を想定した場合の産業連関表を（昭和六十年表をベースとして）推計した。そして、それに基づいて、現在のわが国自衛隊の海上護衛兵力により「有事」（本研究では、とりあえずの試算として、わがシー・レーンに武力攻撃が加えられるような「戦時」を想定して計算を行なってみた）のさいに確保しうるであろうと予測される物資の輸入総量（総重量）——石井洋氏のモデルを準用して「平時」の約四〇％と推計（一）——によって国民の実質消費の総額を（そのような「有事」の悪条件下でも）可能なかぎり高く維持しうるような「最適」な経済活動パターンを、米の「自給」を行なっ

第1表 IO・LPモデルのフレーム・ワーク

(記号説明)			
内生変数			
X_i	国内生産額	S^*	在庫純増の修正
C_i	部門別家計・家計外消費支出	S^{**}	修正後在庫純増
C	家計・家計外消費支出	E	輸出
G	一般政府支出	M_i	部門別輸入
I	国内総固定資本形成	M	輸入
S	正常在庫純増	V	付加価値合計
係数および外生変数			
g_i	G に対する各部門の構成比率	\hat{d}_i	1/トン当たり輸入単価（百万円）
i_i	I に対する各部門の構成比率	V_i	付加価値係数（節約後）
e_i	E に対する各部門の構成比率	A_{ij}	投入係数（節約後）
s_i	S に対する各部門の構成比率	X_{max_i}	国内生産額の上限
c_i	C に対する各部門の構成比率	D	石油ショック・ダミー
	L 下限 U 上限	MQ	輸入確保数量（重量）
(モデル体系)			
1. 目的関数			
$max \sum C_i$			
2. 部門別需給均衡			
a. 米輸入自由化後における「米」部門を除くその他の部門			
$\sum (I - A_{ij})X_i + M_i \leq C_i + g_i \cdot G + i_i \cdot I + s_i \cdot S + e_i \cdot E$			
b. 米輸入自由化後における「米」部門			
$\sum (I - A_{ij})X_i + M_i \geq C_i + g_i \cdot G + i_i \cdot I + s_i \cdot S + e_i \cdot E$			
3. 各最終需要項目（マクロ・モデル）			
a. 家計・家計外消費支出			
$C = 12872.563 + 0.538 \cdot V + 6470.691 \cdot D \quad R^2 = 0.998$			
b. 一般政府支出			
$G = 3271.868 + 0.0859 \cdot V + 821.929 \cdot D \quad R^2 = 0.979$			
c. 国内総固定資本形成			
$I = 6884.117 + 0.264 \cdot V + 3773.979 \cdot D \quad R^2 = 0.955$			
d. 正常在庫純増			
$S = 0.004970 \cdot V$			
e. 修正後在庫純増			
$S^{**} = S - S^*$			
$S^{**} \geq 0.000685 \cdot V$			
f. 輸出			
$E \leq 0.3 \cdot M$			
g. 輸入			
$M = \sum M_i$			
4. 付加価値合計			
$V = \sum v_i \cdot X$			
$V = C + G + I + S^{**} + E - M$			
5. 家計・家計外消費支出の制約			
$c_i^L \cdot C \leq C_i \leq c_i^U \cdot C$			
6. 生産能力制約			
$X_i \leq X_{max_i}$			
7. 輸入量制約（最適輸入ミックス）			
$MQ = \sum \hat{d}_i \cdot M_i$			
8. 各変数の非負制約			
$X_i, M_i, C_i, S_i, S^{**}, S^*, G, I, E, V, MQ \geq 0$			

(注) 「有事」のさいには、「第1次石油ショック」の時と相対的に同程度の原・燃料の「節約率」が各産業で達成されうるものと想定して、「投入係数」に修正をほどこしてLP計算を行なった。また、実質家計・家計外消費支出の品目別構成比も、「有事」のさいの相対価格変動とそれに対応する実質消費の価格弾性値を考慮して、それぞれの上限値と下限値の範囲内で変化させうるものと想定した。

第2表 米自給政策の費用・便益比率（5年後に有事発生を想定した場合）

我が国の米の年間輸入量 (想定ケース)	想定	a 我国の自衛隊のみ		b aに在日米軍を含める		c bに加え第7艦隊を含める	
		上限	下限	上限	下限	上限	下限
		300万トン	有事が1年間続く場合 1.61 (1.23)	1.47 (1.13)	1.58 (1.21)	1.44 (1.10)	1.48 (1.13)
	有事が2年間続く場合 3.14 (2.40)	2.89 (2.21)	3.08 (2.36)	2.81 (2.16)	2.89 (2.21)	2.42 (1.86)	
	有事が3年間続く場合 4.59 (3.52)	4.23 (3.24)	4.51 (3.45)	4.12 (3.16)	4.23 (3.24)	3.55 (2.72)	
500万トン	有事が1年間続く場合 1.32 (1.07)	1.22 (0.99)	1.30 (1.05)	1.19 (0.96)	1.22 (0.99)	1.02 (0.83)	
	有事が2年間続く場合 2.58 (2.09)	2.38 (1.93)	2.53 (2.06)	2.32 (1.88)	2.38 (1.93)	2.00 (1.62)	
	有事が3年間続く場合 3.78 (3.07)	3.48 (2.82)	3.71 (3.01)	3.39 (2.75)	3.49 (2.82)	2.92 (2.37)	
700万トン	有事が1年間続く場合 1.10 (0.94)	1.02 (0.87)	1.08 (0.93)	0.99 (0.85)	1.02 (0.87)	0.85 (0.73)	
	有事が2年間続く場合 2.15 (1.84)	1.99 (1.70)	2.11 (1.81)	1.93 (1.65)	1.99 (1.70)	1.66 (1.42)	
	有事が3年間続く場合 3.16 (2.70)	2.91 (2.48)	3.10 (2.65)	2.83 (2.42)	2.91 (2.48)	2.44 (2.03)	
1,000万トン	有事が1年間続く場合 0.99 (0.89)	0.92 (0.82)	0.97 (0.87)	0.89 (0.80)	0.92 (0.82)	0.77 (0.68)	
	有事が2年間続く場合 1.94 (1.73)	1.79 (1.59)	1.90 (1.70)	1.74 (1.55)	1.79 (1.59)	1.50 (1.34)	
	有事が3年間続く場合 2.84 (2.53)	2.62 (2.33)	2.79 (2.49)	2.55 (2.27)	2.62 (2.34)	2.19 (1.96)	

(注) 各欄の上段の数字は、米を原料として使用している諸産業において、その付加価値の増加という形で輸入自由化による米の国内価格水準の下落の影響が吸収されるような場合を想定して行なった費用・便益比率の算定結果を示す。
また、各欄の下段(丸括弧)の数字は、輸入自由化による米の国内価格下落による物価体系全体への「負」のコスト・プッシュ・メカニズムによる波及効果を算入した場合の費用・便益比率の算定結果である。

第3表 米自給政策の費用・便益比率（経済的地平線の概念を導入した場合）

(割引率=5%)

我が国の米の年間輸入量 (想定ケース)	a 我国の自衛隊のみ		b aに在日米軍を含める		c bに加え第7艦隊を含める	
	上限	下限	上限	下限	上限	下限
	300万トン	0.33 (0.25)	0.31 (0.23)	0.32 (0.25)	0.30 (0.23)	0.31 (0.23)
500万トン	0.27 (0.22)	0.25 (0.20)	0.27 (0.22)	0.24 (0.20)	0.25 (0.20)	0.21 (0.17)
700万トン	0.23 (0.19)	0.21 (0.18)	0.22 (0.19)	0.20 (0.17)	0.21 (0.18)	0.18 (0.15)
1,000万トン	0.19 (0.17)	0.18 (0.15)	0.19 (0.16)	0.17 (0.15)	0.18 (0.15)	0.15 (0.13)

(注) 各欄の上段の数字、および、下段(丸括弧)の数値の意味は第2表の場合と同じ。

ている場合と、米の「大量輸入」を行なう場合との、それぞれについて、LP計算と結合した産業連関モデル(IO・LPモデル)によって算定した。そのさい、実質GDPないし実質総需要の「最適」な構造ならびにそれに対応した生産の「最適」な構造とともに、それと同時に、限られた輸入総重量のワク内での「最適」な輸入品目ミックスをも、それぞれのケースについて算定されるようにモデルを工夫した。第1表は、このIO・LPモデルを示したものである。

本研究作業での第三の作業段階では、そのような算定結果に基づいて、わが国の「米の自給政策」によってもたらされる「利益」の額——すなわち、「有事」のさいわが国経済が、こうむるダメージが「米の自給」によって相対的に少なくなりうる額——を算出した。そして、この「利益」の額と、「米の自給政策」の実施にともなう「費用」の現在価値額とを比較することにより、「米の自給政策」の「費用・便益比率」(利益額÷費用額)——いわば、米の自給政策の投資効率——を計測したのである。

二 費用・便益比率計測の方法と諸前提

「費用・便益比率」の計測における「利益」の測定算式を簡略化して示すと次のごとくである。

有事のダメージ額=(平時の実質GDP-有事の実質GDP)

×危険確率

(ただし危険確率=1-安全確率)

米の自給政策の利益

米の輸入自由化を行なっている場合での有事のダメージ額は

米の自給政策実施のもとでの有事のダメージ額

ただし、本研究作業では、右の式により有事の経済的ダメージ額を算定するための指標としては、「実質GDP」とならんで、「有事」という特殊事態の特質を考慮して、実現ベースの「実質総需要額」(実質GDPに実質輸入額を加算した額)をも用いた。また、右の式における「安全確率」(およびそれから導出される「危険確率」とは、わが国にとっての「敵性国」(本研究作業では、一応ソ連をそれと仮定した)に対する軍事的抑止力という観点から見た場合のわが国の安全性の程度を示すものである。本研究作業では、対日正面に展開投入されうると推定される極東ソ連軍の戦力に対するわが自衛戦力(およびそれに在日米軍ならびに米第七艦隊のうちの一空母とその直接支援艦艇をも含めた戦力)の比率を基礎とし、「ランチェスター法則」、「攻者三倍の原則」、および、「劣勢限度七割の原則」を組み合わせて、この「安全確率」を算定しておいた(この算定公式については、丹羽春喜『ソ連軍拡経済の研究』産能大出版部、昭和五十七年刊、一三二―一三四ページを参照せよ)。

米の自給政策に要する「費用」は、納税者の負担と消費者の負担という二つの構成要素から成り立っていると考えた。前者は国家による財政負担額であり、後者は、「現状」(米の輸入自由化を行なわない場合)の米の消費額と米の輸入自由化を行なった場合(したがって米の国内価格の低下が生じた場合)の米の消費額との差額に相当する。たとえば、年間一〇〇〇万トンを輸入する場合に形成され

るであろうところの米の国内価格（上述の計量モデルで予測される世界市場価格を抛りどころとして算出する）を基準にして計算すると、この「費用」の合計額は、年間約二兆四〇〇〇億円（昭和六〇年「円」による実質値）に達するものと算定しうる。

なお、「有事」の発生については、「五年後」にそれが生起すると仮定した場合（本研究作業では一九八五年を第ゼロ年としているので、これは、形式的には、一九九〇年に「有事」の発生を仮定したことになる）と、「経済的地平線」（将来値の現在価値換算額がゼロに収斂）までの期間に現在価値換算合計額で「有事一回・一年分」に相当するダメージがわが国経済にもたらされるものと仮定した場合の、二つのケースを想定して計算を行なった。また、このような計算にさいしては、わが国の「米の輸入自由化」（大量輸入）を想定したケースでは、アメリカがそれに対応してその米の輸出能力の拡充に成功し、最大で年間一〇〇〇万トンの「中・短粒種米」をわが国に輸出することが可能となっている（ただし、上述の計量モデルにより、その世界市場価格は現状よりも相当大幅に高騰するものと算定）ものと想定しておくことにした。なお、このような諸計算において、将来値を現在値に換算するための「割引率」は、年率五パーセントを仮定した。

三 計測結果の評価

このようにして算定された「費用・便益比率」を示したのが第2表と第3表である(3)。

各ケースとも、わが自衛隊のみの場合よりも、在日米軍および米

国第七艦隊（一空母とその直接支援艦艇）を含めて「安全確率」および「危険確率」を計算した場合のほうが、米の自給政策の意義が弱まることかわかる。すなわち、軍事的抑止力の強化によって、自給政策に代替しうるわけである。

ここで、本研究作業で測定した「米の自給政策」の「費用・便益比率」と、これまでの研究（たとえば丹羽・毛利・前川による共同研究）でわが自衛戦力整備のための「防衛支出」について算定された「費用・便益比率」との比較を行なっておく。関野英夫氏のグループによるわが国自衛戦力拡充試案について前川享史氏が算定した防衛支出の「費用・便益比率」は、本研究と非常に似たモデルによる計測値であるが、「五年後」に「有事」の発生を想定した場合のその値は、本研究での第2表での該当値とくらべて一・八倍（最大値どうしの比較）ないし三倍（最小値どうしの比較）の値となっている(4)。また、これに、「経済的地平線」の概念を導入した場合のその計測値を概算してみると、それは、本研究作業での第5表の該当値の三・九倍（最大値どうしの比較）ないし五・九倍（最小値どうしの比較）の値となっている。したがって、わが国の安全保障という観点から見たとき、「米の自給政策」よりも、「防衛支出」（自衛戦力整備のための支出）のほうが、はるかに効率が高いと考えるべきであろう。

また、本稿の計算では、「安全確率」ないし「危険確率」については、「自給政策」の有無にかかわらず同一の値が適用されている。しかし、仮に、日本が「米の自給政策」に固執するあまり、アメリカとのあいだの友好関係を損い、その結果、たとえば在日米軍

や第七艦隊の有事来援を期待できないような状況をつくり出してしまったといった事態を想定するならば、それは、いわば、自給政策そのものの結果として、わが国にとっての「安全確率」の値を大幅に低下させてしまったことを意味する。そのような場合には、「米の自給政策」の「費用・便益比率」はマイナス値を示すことにご注意である(5)（確水専教授の指摘）。

(1) 石井洋『日本国防の経済学』ダイヤモンド社、昭和五五年刊において示された推計方式を準用して計算した。

(2) 本研究作業で用いた「IO・LPモデル」の基本構造は、前川享史氏の用いたモデルにならった。前川享史「海幕モデルおよびIO・LPモデルを利用したわが国防衛支出の費用・便益分析」、『神山経済論叢』創刊号、昭和五八年刊所収を参照。また、いっそう基本的には、われわれのモデルは、安戸駿太郎・和合肇「最適エネルギー政策と総需要管理政策」、『経済研究』二六卷二号、昭和四九年刊所収、に範を得ている。

(3) この二つの表に示されているように、米の輸入量が多いケースに対応して算定された場合ほど「自給政策」の「費用・便益比率」の値がいっそう低くなるのは、そのような場合ほど、米の輸入価格水準が高くなり、したがって、米の国産の不採算性が緩和されるといふことになり、ある程度までよっている。

(4) 注(2)の前川論文を見よ。また、丹羽春喜『連軍拡経済の研究』産業能率大学出版部、昭和五七年刊、二二二―二四八ページ所収の丹羽・毛利・前川共同執筆の補論を参照せよ。

(付記)

予定討論者の確水専教授、ならびに、山口三十四教授からは、きわめて有益な御教示をたまわった。あつく謝意を表したい。

外部性の問題の空間的考察

土門 晃 二

（早稲田大学）

一 序

経済学では、公害問題を負の外部性の概念を使って考察してきた。そして、公害問題を解決し社会的な最適状態を達成するための方法として、外部性の発生の原因になる生産要素に対して課税を行う方法（ピグーの課税政策）と、外部性発生者と外部性の受け手の間での話し合いによる方法（自発的当事者間交渉方式）が考えられてきた。ところが、ピグーの課税政策は社会的に最適な解決方法ではない、という指摘がある。一般に、公害の影響を減少させる方法には、課税によって公害の発生の原因になる生産要素を減少させる以外にも、様々なものがある。それは、外部性の受け手（公害の被害者）や外部性発生者（公害の加害者）が移転すること、外部性の発生防止装置を設置すること、外部性の受け手が防御措置を採ることなどである。前記の指摘は、もし、これらの方法が利用可能な場合、ピグーの課税政策のみでは社会的最適状態は得られない、というものである。この外部性の様々な除去の仕方考慮に入れなければならないという指摘は、ピグーの課税方法だけではなく、自発的当事者間交渉方式についても言えることである。

そこで、以下では、公害問題を解決するために様々な外部性の除

離がなかったとすると、どんなに外部性発生者と外部性の受け手が離れても、外部性が常に発生することになる。このような外部性は、ここでは考えないことにする。

上のように R を置くと、 $r=0$ のとき外部性が発生していない状況を表しており、 $r<0$ のとき外部性が発生している状況を表している。

次に、外部性の程度 E を以下のようにおく。

$$E = E(r, d(X_1, X_2))$$

$$(d(X_1, X_2) \leq r \leq d(X_1, X_2))$$

$$E = 0 (d(X_1, X_2) > r \text{ かつ } d(X_1, X_2) < r)$$

ここで、外部性発生者と外部性の受け手が同一地点に存在することは不可能であるから、 $X_1 \neq X_2$ とする。また、 $d(X_1, X_2)$ は r のとき、騒音、ばい煙、悪臭、振動といった外部性の特質から、

$$\partial E / \partial r > 0$$

$$\partial E / \partial d(X_1, X_2) < 0$$

と考えることができる。

したがって、外部性の程度を減少させるには、大きく二つ方法がある。それは、

$$a) \quad d(X_1, X_2) \text{ を増加させること}$$

$$b) \quad r \text{ を減少させること}$$

である。a)の方法は、外部性発生者と外部性の受け手のどちらか一方、または両者が間隔が拡大するように移動することで可能である。b)の方法は、外部性発生者による外部性の防止措置と外部性の受け手による外部性の防御措置によって可能である。

去方法が使用可能である場合、自発的当事者間交渉方式とピグーの課税方法が最適な方法でありえるのかを考察し、前者の有効性と後者の非有効性を示す。そして、後者の修正方法を考察する。

二 空間的モデルの設定

外部性の程度を減少させることを考えるとき、まず第一に外部性の程度の決定要因を把握しておくなければならない。そこで、以下では、騒音、ばい煙、悪臭、振動といった外部性の発生、その外部性の程度の決定要因はどのようなものであるかを考察する。そのために、空間的モデルを設定する。

最初に、外部性の発生している状況を定式化する。外部性発生者と外部性の受け手の存在位置を平面上の点で表し、それぞれ $X_1 = (X_{11}, X_{12})$ 、 $X_2 = (X_{21}, X_{22})$ とする。次に、外部性の発生する領域 R を、 X_1 を中心とした半径 r の円の内部とする。すなわち、

$$R = \{X | d(X_1, X) \leq r\}$$

とする。ここで、 $d(X_1, X)$ は、点 X_1 と点 X との距離を表している。また、 r について次のように考える。 r は、外部性発生者と外部性の受け手が r より遠ざかったときに外部性が発生しなくなるような、外部性の発生する限界距離である。もし、このような限界距

三 モデル分析

・社会的最適条件

公害の問題は、企業と消費者の間で生じるものが多い。そこで、外部性発生者である企業と外部性の受け手である消費者の間で生じる外部性を想定して、その場合の社会的最適条件を求めよう。

$$Q = f(q)$$

とおく。ここで、 Q 、 q はそれぞれ生産物の量と生産要素の量を表す。次に、利潤関数を

$$\Pi = PQ - pq$$

とおく。ここで、 P 、 q はそれぞれ生産物と生産要素の価格を表す。

消費者の効用関数は、

$$U = U_1 - U_2(E)$$

とおく。ここで、 U_1 は消費者が得ている正の効用の貨幣による評価額で定数である。 U_2 は、外部性によって生じる負の効用の貨幣による評価額である。 E は、前節で定義した外部性の程度である。

次に E を減少させるために用いられる財を以下のようにおく。

a 財 X_1 を移動させるために用いる財

b 財 X_2 を移動させるために用いる財

c 財 生産要素以外で外部性発生者が r を減少させるために用いる財

d 財 外部性の受け手が r を減少させるために用いる財

そして、 $X_1 = X_1(q_a)$ 、 $X_2 = X_2(q_b)$ 、 $r = r(q_c, q_d, q_a)$ であり、

$E = E(q_a, q_b, q_c, q_d)$ である。 U_i は q_i ($i = a, b, c, d$) は、 i 財の量である。

社会的最適条件は、 p_i を q_i の価格とすると、

$$W = \Pi + U - \sum_{i=a,b,c,d} p_i \cdot q_i$$

の極大化条件である。

・自発的当事者間交渉方式の有効性

外部性の問題に關係している者の中で問題を解決するための話し合いがなされ、外部性発生者が被害の責任をとるか、または、外部性の受け手に責任があるかが決まるならば、社会的最適条件は満たされる。

外部性発生者である企業が被害の責任をとる場合、企業は消費者に対して補償金と防御措置にかかる費用を与えるであろう。その額は、

$$C = U_2 + \sum_{i=b,d} p_i \cdot q_i$$

である。企業の利潤関数は、 C を支払うと、

$$\Pi = PQ - pq - C - \sum_{i=a,c} p_i \cdot q_i$$

となる。この利潤関数の極大化条件は、社会的最適条件と同じである。外部性の受け手である消費者が受動的立場に立つ場合、消費者は企業から受ける外部性の影響を避けるため、企業に対して操業の縮小および適切な防止措置にかかる費用を補助金として与えるであろう。

う。その補助金の額は、

$$S = \Pi(q) - \Pi(q) + \sum_{i=a,c} p_i \cdot q_i$$

である。ここで、 q_i は企業の私利利潤を極大化する生産量である。したがって、 $\Pi(q) - \Pi(q)$ は、操業の縮小によって企業が被る利潤の減少分である。消費者は、補助金 S を企業に支払って、効用関数を極大化する。効用関数は、

$$U = U_1 - U_2 - S - \sum_{i=b,d} p_i \cdot q_i$$

となる。この効用関数の極大化条件は、社会的最適条件と同じである。

以上のことにより、自発的当事者間交渉によって、社会的最適条件が満たされることがわかる。

・ビッグの課税政策の修正

ビッグの課税政策は、 i 財 ($i = a, b, c, d$) の使用を考慮に入れていない。したがって、その政策のみでは社会的最適条件は満たされない。しかし、その政策が全く非有効的であるとは言えない。なぜならば、ビッグの課税政策を修正することによって、社会的最適状態が得られるからである。

ビッグの課税政策で満たされる条件は、

$$p = P \cdot \partial Q / \partial q + dU_2 / dE \cdot \partial E / \partial r \cdot \partial r / \partial q$$

である。企業の投入する生産要素に対する課税は、 $du_2 / dE \cdot \partial E / \partial r \cdot \partial r / \partial q$ である。社会的最適状態を得るためには、 xy に、

$$p_i = -dU_2 / dE \cdot \partial E / \partial d(X_1, X_2) \cdot \partial d(X_1, X_2) / \partial q_i \quad (i = a, b)$$

の条件を満たさなければならない。

以下では、外部性の受け手である消費者は外部性の被害の削減の責任を取る必要がないという前提で、条件「1」を満たすための方法を考える。

第一の方法は、企業に対する直接規制である。この規制は、企業に対して条件「1」で決まる a 、 c 財の社会的に最適な量の購入を義務づけ、かつ、消費者の条件「1」で決まる b 、 d 財の社会的に最適な量の購入を肩代わりさせることである。この方法では、外部性発生者が外部性の被害削減の責任をすべて負うことになる。

第二の方法は、企業に対する直接規制と消費者に対する国からの補助金の組み合わせである。企業に対する直接規制は、 a 、 c 財の購入だけに止め、消費者の b 、 d 財の購入には国からの補助金がある。この方法では、外部性発生者と国が、外部性の被害削減の責任を負うことになる。

第三の方法は、国が企業と消費者に補助金を与えて、企業に a 、 c 財、消費者に b 、 d 財を購入させることである。この方法では、企業の課税負担を除くと、国が外部性の被害削減の責任を負うことになる。

四 結 び

本稿では、空間的な視点を取り入れながら外部性の問題の解決方法を考察してきた。そのことにより、自発的当事者間交渉方式の

社会的最適状態に対する有効性が示された。また、ビッグの課税政策も補正を行うことによって有効になることを示した。

しかし、報告において予定討論者を引き受けて頂いた夏目隆先生(神戸大学)が指摘されたように、本稿のモデルには一般均衡的な分析が欠けている。今後は、その点を補った議論が必要とされるものと思う。

(付記)

本報告の際に、予定討論者であります夏目隆先生(神戸大学)から有益なコメントと質問を頂きました。また、本報告の作成の際に、柏崎利之輔先生(早稲田大学)から御指導を頂きました。記して、感謝申し上げます。

参考文献

- [1] Coase, R. H., "The Problem of Social Cost," *Journal of Law and Economics*, vol. 3, 1960.
- [2] Mishan, E. J., "What is the Optimal Level of Pollution?," *Journal of Political Economy*, vol. 82, 1974.
- [3] Oates, W. E., "The Regulation of Externalities: Efficient Behavior of Sources and Victims," *Public Finance*, no. 3, 1983.
- [4] Shibata, H. and Winrich, J. S., "Control of Pollution when the Offended Defend Themselves," *Economica*, vol. 50, 1983.

賃貸住宅居住水準の向上…昭和四三―六三年

— 住宅サービス消費量によるアプローチ —

駒井正晶

〈慶應義塾大学〉

我が国の住宅、特に賃貸住宅の居住水準が、①他の先進諸国と比べて劣悪なものであり、②その向上が遅々として進まないことは、もはや改めて論じるまでもない「通念」と化している。①の問題については、一世帯当り又は一人当りの居住スペースの広さ、あるいは、賃貸住宅の設備水準を国際比較することによって様々な議論が行われてきた。一方②の問題については、これらの指標に加えて、特定の基準、例えば最低居住水準、平均居住水準等を満たしている世帯の割合がどのように推移してきたかという形で論じられる。これらはいずれも我が国の住宅政策上大きな意味を持つ指標であるが、必ずしも居住水準を総合的に表現するものであるとはいえない。本稿では、居住水準を総合的に表現する概念である「住宅サービス消費量」を用いて、昭和四三年から六三年までの二〇年間に我が国における賃貸住宅の居住水準がどのように変化してきたかを推計する。すなわち、②の問題を数量的に検討することが本稿の課題である。

一 住宅サービス消費量の概念

住宅サービスとは、ストックとしての住宅が生み出すサービス(用役)の総称であり、住宅の規模、設備水準、維持・修繕の状態、

関連サービスの水準、周辺環境、立地上の利便性等、住宅の持つ属性のすべてを反映したフローの概念である。したがって、賃貸住宅居住者は、住宅ストックの所有者である家主から、それが生み出すフローの部分のみを購入していることになる。その対価が家賃支出であるから、市場において評価された家賃は、その住宅の生み出すサービスの大きさを貨幣タームで表現するものであるといえよう。すなわち、家賃は、住宅サービスの量(消費量)にその価格を乗じたものであるといえる(1)。

$$R = H$$

$$= P \times Q$$

R…家賃支出額

H…住宅サービス消費額

P…住宅サービスの価格

Q…住宅サービス消費量

住宅サービス消費量(Q)は直接に観察可能ではないが、家賃支出額(R)及び住宅サービスの価格(P)の動きを観察することにより、実質的な居住水準を示す住宅サービス消費量がどのように推移してきたかを把握することができる(Q=R/P)。すなわち、

居住水準の時間的変化は、実質家賃支出額の推移によって把握でき

る。ただし、公的な住宅の家賃は政策的に決定されており、住宅サービスの市場価格を表現するものとはいえない。この場合には、家賃支出額Rは次のように表現される。

$$R = dH$$

$$= dP \times Q$$

a…公的住宅の家賃/市場家賃(通常は、 $R \wedge 1$)

したがって、公的な住宅の価格dPの推移が正確に観察されていれば、住宅サービス消費量Qの動きも正しく把握される。

また、住宅サービスの消費量は上述のように住宅の様々な属性を反映したものであるが、このうち住宅の規模については統計資料から把握することが可能であるため、Qを住宅規模とその他の要因に分解することができる。ここで、その他の要因とは、住宅サービス消費量を住宅の規模で除したもの(O=Q/S)であるから、単位面積当りの住宅ストックが生み出すサービスの量(住宅サービスの質的要素)を意味するものであるということが出来よう。

$$R = P \times S \times O$$

S…住宅の規模

O…その他の要因

二 賃貸住宅サービス消費量の推移…

昭和四三―六三年

表1は、前節における(3)式の変数のうち直接に観察可能なもの

推移を示したものである。家賃支出額及び住宅規模は各年の「住宅統計調査」における賃貸住宅居住世帯の平均家賃支出額及び平均延面積、家賃指数は「消費者物価統計年報」における年度平均家賃指数である(「住宅統計調査」は一月一日現在で実施されているため、年度平均値を採用した)。昭和四三年から六三年までの二〇年間に、家賃支出額、すなわち住宅サービス消費額は約六・二倍に増加しているが、家賃指数、すなわち住宅サービスの価格もこの間に約三・三倍以上昇している。しかし、住宅の延面積は約二〇%しか増加していない。

表2は、昭和四三年から六三年までの二〇年間に於ける住宅サービス消費量を(3)式によって住宅規模とその他の要因に分解し、各々の年平均増加率を五年毎に示したものである。住宅サービス消費量は消費活動全体の増加率を五〇%以上も上回る率で増加してきたということになる。五年毎の期間に分けて見ると、昭和四八年以降には住宅サービス消費量増加率は三%を下回っている。しかし、昭和四八年以降の一五年間における実質消費支出増加率は年率一%弱に過ぎないから、住宅サービス消費の増加は相対的にはより大きなものであったといえよう。また、要因別には、その他の要因の占める割合が二〇年間の平均で三分の二以上を占めており、特に五八年以降の五年間に比重を増している。

ところで、表2に示した住宅サービス消費量の推移は世帯を単位

表4 家賃支出額、家賃指数及び住宅規模の推移（民営・公営借家別）

	平均家賃支出額 (円/月): R		家賃指数(昭和55年=100): P (dP)		平均延面積 (㎡): S	
	民営	公営	民営	公営	民営	公営
昭和43年	6,641 (100)	3,838 (100)	39.2 (100)	33.6 (100)	31.18 (100)	37.57 (100)
昭和48年	12,547 (189)	6,303 (164)	59.6 (152)	46.9 (140)	33.86 (109)	39.88 (106)
昭和53年	22,544 (339)	11,252 (293)	91.6 (234)	82.9 (247)	35.44 (114)	41.94 (112)
昭和58年	30,965 (466)	17,566 (458)	111.4 (284)	120.3 (358)	37.78 (121)	44.81 (119)
昭和63年	39,938 (601)	22,209 (579)	127.1 (324)	151.2 (450)	40.27 (129)	46.38 (123)

(出所) 総務庁統計局「住宅統計調査」, 同「消費者物価指数年報」。
(注) 対象は専用住宅。

表5 住宅サービス消費量増加率（年率）及び要因別分解（民営借家）

期 間	住宅サービス消費量 (Q)	住宅規模 (S)	その他の要因 (O)
昭和43-48年	4.4%	1.7%	2.7%
48-53年	3.3	0.9	2.3
53-58年	2.4	1.3	1.1
58-63年	2.5	1.3	1.2
昭和43-63年	3.1	1.3	1.8

(注) 対象は専用住宅。

表6 住宅サービス消費量増加率（年率）及び要因別分解（公営借家）

期 間	住宅サービス消費量 (Q)	住宅規模 (S)	その他の要因 (O)
昭和43-48年	3.3%	1.2%	2.1%
48-53年	0.2	1.0	-0.8
53-58年	1.5	1.3	0.1
58-63年	0.1	0.7	-0.6
昭和43-63年	1.3	1.1	0.2

(注) 対象は専用住宅。

表1 家賃支出額、家賃指数及び住宅規模の推移（賃貸住宅計）

	平均家賃支出額 (円/月): R	家賃指数(昭和55年=100): P (dP)	平均延面積 (㎡): S
昭和43年	5,352 (100)	40.2 (100)	35.46 (100)
昭和48年	10,029 (187)	59.9 (159)	37.68 (106)
昭和53年	17,908 (335)	92.6 (230)	39.36 (111)
昭和58年	25,107 (469)	114.4 (285)	41.72 (118)
昭和63年	33,214 (621)	131.9 (328)	43.08 (121)

(出所) 総務庁統計局「住宅統計調査」, 同「消費者物価指数年報」。
(注) 対象は専用の賃貸住宅。

表2 住宅サービス消費量増加率（年率）及び要因別分解

期 間	住宅サービス消費量 (Q)	住宅規模 (S)	その他の要因 (O)
昭和43-48年	4.7%	1.2%	3.4%
48-53年	2.9	0.9	2.0
53-58年	2.6	1.2	1.4
58-63年	2.8	0.6	2.1
昭和43-63年	3.2	1.0	2.2

(注) 対象は専用住宅。

表3 世帯規模で修正した住宅サービス消費量増加率（年率）

期 間	住宅サービス消費量 (Q)	住宅規模 (S)	その他の要因 (O)
昭和43-48年	5.8%	2.3%	3.4%
48-53年	3.8	1.7	2.0
53-58年	3.5	2.0	1.4
58-63年	3.6	1.4	2.1
昭和43-63年	4.1	1.9	2.2

(注) 対象は専用住宅。

としたものであったが、この間に我が国の世帯規模は著しく縮小している。賃貸住宅（専用住宅）居住世帯の平均世帯人員は昭和四三年には三・〇七人であったが、六三年には二・四五人に減少している。このため、住宅規模からみた居住水準は、実質的には表2で示した以上に向上しているものと考えられる。しかし、世帯規模と住宅サービス消費量の関係はおそらく線型ではない（世帯規模が半分になったとき、半分の面積で同量の住宅サービスの消費に相当するとはいえない）。このことは、現実の世帯人員別住宅面積を見ても想像されるが、より端的には、様々な居住水準の基準値に示されている。たとえば、現行の住宅建設五箇年計画

における「誘導居住水準」では、二人、三人、四人世帯にとって望ましい居住面積を各々五五²m²、七五²m²、九一²m²としている。

表3は、この点を考慮し、前記の「誘導居住水準」における世帯人員別の必要面積の相対比を用いて、表2の結果を修正したものである。世帯規模の縮小を考慮に入れた場合には、昭和四三―六三年の二〇年間の住宅サービス消費量の増加率は年平均四・一%に上昇する。その他の要因による増加率は世帯当りのみた場合と同じであるが、住宅規模による増加率は、世帯規模縮小効果を含めると一・九%と、世帯当りのみた場合の二倍近くになる。この結果、昭和四三―六三年の二〇年間の居住水準の向上の内容は、その他の要因によるものが依然大きい、住宅規模要因の寄与もかなり大きさを占めるといえる。

三 公営借家と民営借家の比較

前節と同様の作業を公営借家と民営借家の各々について行うことによって、所有関係の異なる住宅間の住宅サービス消費量変化の相違を把握することができる。

公営借家と民営借家の各々についての推計結果(世帯規模未修正)は表5、表6に示すとおりである(家賃支出額等の主要データを表4に示す)。なお、ここで公営借家には、公営住宅の他、公団・公社の賃貸住宅が含まれており、その家賃指数は(2)式の AP を表現したものである。

昭和四三―六三年の二〇年間の住宅サービス消費量の増加率は、民営借家の三・一%に対して、公営借家では半分以下の一・三%に

(2) 推計結果のインプリケーション

以上の推計の関連して、住宅問題を考える上でのインプリケーションのいくつかを最後に検討しておきたい。

一つは、推計の方法に関する問題である。前記の推計は使用したデータ、とりわけ家賃指数(消費者物価指数の家賃指数)の正確さに依存している。すなわち、この推計では、家賃指数が時系列的に「一定品質」の住宅サービスの価格を表現するものであることを前提としている。消費者物価指数の家賃指数は賃貸住宅市場の分析にしばしば用いられる重要な情報であるが、一定品質の住宅サービスの価格という観点からは、次のような二つの原因による偏りを含む可能性がある。

①住宅設備等の品質の向上がコントロールされない場合…品質向上が価格の上昇として指数に算入され、過大推計になる。すなわち、住宅サービス消費量の増加率が過小に推計される。

②同一の住宅を繰り返しサンプリングに含むことによる、時間経過に伴う品質の劣化がコントロールされない場合…劣化(depreciate)しつつある住宅ストックを対象としているため、過小推計になる(2)。すなわち、住宅サービス消費量の増加率が過大に推計される。

現行の消費者物価統計における家賃指数は、民営家賃については全国一六七市町村内から抽出された調査区内の全住宅、公営家賃については調査市町村内の全住宅を対象として調査された家賃水準に基づき、三種別の住宅タイプ別に指数化されている。調査対象市町村及び調査区は五年間固定される。上に述べた二種類の品質コントロールは特に行われていない。しかし、調査の対象となる市町村及

過ぎない。公営借家の住宅サービス消費量増加率は、各期間とも民営借家より低い、特に昭和四八―五三年および五八―六三年に著しく低くなっている。要因別にみると、住宅規模要因による増加率は、民営借家の一・三%に対し公営借家は一・一%と大差がないが、その他の要因による増加率は民営借家の一・八%に対し、公営借家では〇・二%という低水準にあり、しかも昭和四八年以降には増加がほとんど認められない(昭和四八―五三年及び五八―六三年の両期間には低下している)。

四 推計結果の要約とインプリケーション

(1) 推計結果の要約

住宅サービス消費量という概念を用いて、昭和四三―六三年の二〇年間における我が国の賃貸住宅居住世帯の居住水準の推移を検討した結果、以下の点が明らかになった。

①世帯当りの住宅サービス消費量は、年平均三・二%という、消費支出総額より五〇%以上高い率で上昇した。

②二〇年間の住宅サービス消費量増加のうち、住宅規模要因の寄与は三分の一程度に過ぎず、それ以外の質的向上の方が大きい。

③世帯規模の縮小による居住水準の向上効果を考慮すると、昭和四三―六三年の二〇年間の住宅サービス消費量の年平均増加率は四・一%に達する。

④公営借家の住宅サービス消費量の増加率は民営借家比べて著しく低い。特に、公営借家の場合には、規模拡大以外の要因による住宅サービス消費の向上が、昭和四八年以降ほとんど認められない。

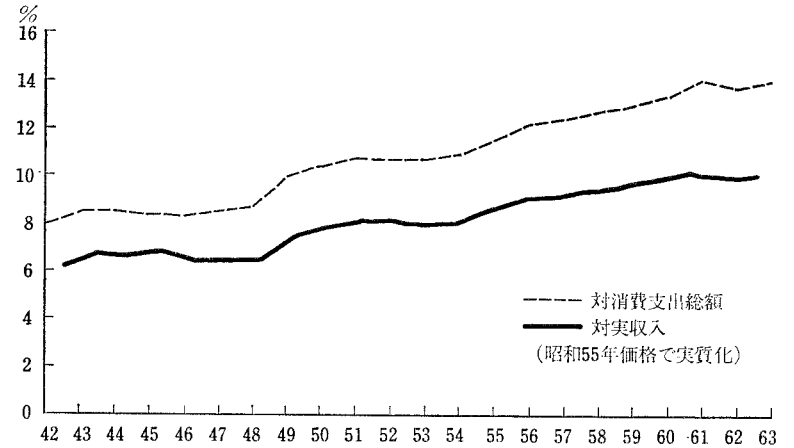
び調査区内の住宅ストックの更新率が平均的なものであるならば、①のタイプの偏りは残るものの、②のタイプの偏りは自動的にコントロールされているといえる。したがって、ここで行った推計に残るかも知れない偏りは、技術進歩に伴って他の多くの財・サービスの価格指数に共通に存在する①のタイプの問題であり、住宅サービス消費量増加率の過小推計の可能性である。

以下では、少なくとも家賃指数が過小評価されていないこと(住宅サービス消費量推計値が過大評価ではないこと)、民営借家と公営借家の家賃指数に偏りがないことを一応の前提として検討を進める。

第二は、賃貸住宅サービス消費量の増加率が消費支出全体の増加率を大きく上回った点である。このことは、計測期間内に消費性向が継続的に低下したのではない限り、所得に対する家賃支出の比率が上昇を続けたこと、言い換えれば賃貸住宅サービスの消費が時系列でみると所得に対して弾力的であったことを示唆している。事実、家計調査からみた民営借家居住世帯の家賃支出率は、消費支出総額に対しても、所得(実収入)に対しても一貫して上昇傾向にある(図1)。

住宅消費の所得弾力性は、実証分析あるいは住宅政策上の重要な情報であり、今までアメリカを中心として数多くの推計が行われてきた。これらはいずれもクロスセクション・データに基づく推計であるが、賃貸住宅に関してはその値は1をかなり下回るというのが今までのコンセンサスであるといつてよい。筆者が行った我が国のデータによる推計でも、借家需要の所得弾力性の値はいずれの所得

図1 民間借家居住世帯の家賃支出率（対実収入・対消費支出総額）の推移



(出所) 総務庁統計局「家計調査年報」より作成。

変数に対しては〇・五を下回るものとなっている(6)。
 そこで、図1に示した家計調査のデータ(民間借家居住世帯)を用いて、左記のような所得と価格の両変数を含む家賃支出関数を推計した。

$$\ln R / (RP) = -9.24 + 1.54 \ln(Y/P) - 1.64 \ln(RP/P) - 20.1D \\ (-2.97)(6.00) \quad (-2.43) \quad (-6.50) \\ + 1.60D \cdot \ln(Y/P) \\ (6.86)$$

$R^2 = 0.979$ $D.W. = 1.68$
 ただし、 R …家賃支出額
 Y …月間実収入
 P …消費者物価指数
 RP …家賃指数

D …昭和四九—六三年 = 1
 (括弧内の数値はt-値)

なお、図1に明らかのように、昭和四八年頃を境として所得と家賃支出額の間関係に変化が見られる。そこで昭和四九年以降を1とするダミー変数Dを導入したが、残差をプロットすることにより、この時点での変化は加法的なものにとどまらないことが示唆されたため、さらに所得変数とダミー変数の交互作用項を導入した。

この式から得られる家賃支出の所得弾力性は、昭和四二—四八年に一・五、昭和四九—六三年に三・一であり、クロスセクション・データによる推計値と比べると著しく高いものとなっている。時系列データによって所得弾力性を推計すると、世帯主年齢、世帯人員

等の要因をコントロールできないという問題があるが、計測期間中に世帯主年齢にあまり変化はなく、世帯人員は減少していることから、この相違はむしろ異時点間の世帯の消費行動が特に住宅の質の側面に関して所得に対し非常に弾力的に反応するものであることを示唆していると考えられる。

第三は、公営借家における住宅サービス消費の増加率が民間借家のそれを大きく下回った点である。また、それは主として住宅規模以外の質的な要因による住宅サービス消費量の増加が停滞したこと起因している。この理由としては、特に昭和四八年以降、公営借家の建設が停滞し、建設された住宅についても、規模の向上は見られなかったものの、立地等の観点から必ずしも良質のものとはいえないこと、また、既存ストックの更新、建て替えがあまり進捗していないこと等が挙げられる。また、この推計結果は、住宅の公的直接供給という政策の限界を予感させるものであるが、この点については様々な角度から更に研究を進めたい。

本稿は日本経済政策学会第四七回大会における報告に基づくものである。予定討論者の熊谷彰矩先生、本誌の二名の匿名レフェリー、およびその他の有益なコメントを下された方々に感謝する。

(1) もちろん、このような住宅サービスの定式化は、住宅サービスという概念の複雑さを考えれば、最も単純かつ大胆なものである。住宅サービスの定義あるいは実証的な取扱いの詳細については、Isler [1]、山田[2]、森泉[3]を参照。

(2) 第二の点については、Lowry[4]、Downs[5]を参照。

(3) 昭和五四年の京浜大都市圏における民間借家居住世帯の家賃支出弾力性は、年間収入、月間実収入、消費支出総額に対して各々、〇・二四五、〇・二七二、〇・三六七であった(駒井[6]参照)。

参考文献

[1] Isler, Morton L., *Thinking about Housing*, The Urban Institute, 1970.
 [2] 山田浩之『都市の経済分析』東洋経済新報社、一九八〇年。
 [3] 森泉陽子『住宅サービス価格の推計と住宅需要の価格弾力性について—日本の都市における住宅需要の価格弾力性の推定—』、『日本統計学会誌』第一六巻、一九八六年。
 [4] Lowry, Ira S., *Inflation Indices for Rental Housing*, WDI-1081-HUD, The RAND Corporation, May 1981.
 [5] Downs, Anthony, *Rental Housing in the 1980s*, Brookings Institution, 1983.
 [6] 駒井正晶『京浜大都市圏における借家需要の分析』、『計画行政』第一九号、一九八七年。

道路のネットワーク構造と消費者余剰分析

藤岡 明房

〈敬愛大学〉

一 グラフ理論とネットワーク・トポロジー

近年、交通、通信、コンピュータなどの多くの分野でネットワークに関連する問題が重要になってきている。しかしながら、従来はネットワークという言葉を利用してながらもその構造的な特徴についてはほとんど検討されてこなかった。その最大の理由としては、ネットワークの構造を明示的に取り扱うことが困難であったことが考えられる。そこで、本論文では道路のネットワーク構造が明示的に与えられた場合の新規道路建設の便益の測定問題を「グラフ理論」、あるいは「ネットワーク・トポロジー」という新しい数学的手法を適用することによって解いてみることにする。これにより、他のネットワーク問題についても新しい手法を適用することが可能であることも示唆される。

二 道路のネットワーク構造

本論文では分析の簡単化のため、あらかじめ図1のような道路のネットワーク構造を与えておくことにする。点Aは起点、点Bは中継点、点Cは終点であり、道路1は新規道路、道路2・道路3は既存道路である。この道路のネットワーク構造の下で、新規道路1が

建設された場合の便益を測定するのが基本的目的である(当初は、枝4は無視する)。

直観的にいって新規道路1が建設されると並列道路になる既存道路2では交通量が減少し、新規道路1の建設により全体としての交通費が安くなることから交通量が増え既存道路3でも交通量が増加する。それゆえ、新規道路の建設の便益を測定するためには他の道路での交通量の変化をどう評価するのかという問題が生じる。もし、この交通市場が外部経済などが存在せず、完全競争的に価格と交通量が決定されるといふファースト・ベストの世界であるならば、他の道路での交通量の変化などは相互に相殺されるため新規道路での便益だけを測定すれば良いことになる。しかし、もしこの交通市場で混雑現象のような外部不経済が発生するならば、混雑税の賦課のような調整が行われないうかがりセカンド・ベストの世界にとどまるため、新規道路の建設の便益を測定するためには他の道路での交通量の変化も同時に考慮に入れなければならない。そこで、以下では混雑現象が存在するが混雑税は賦課されないケースに限定して分析することにする。

起点Aから終点Cまでの交通についての需要と供給からみていく。交通についての需要は通常派生需要であることから所得効果は小

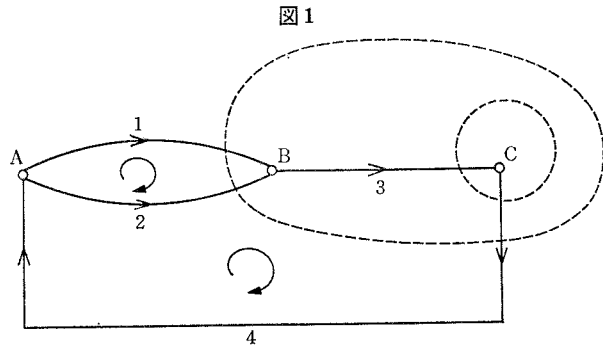


図1

さいためマーンシャル型の需要関数を利用する。また、交通を行う利用者の数は多数であることから、個人の道路利用者の需要関数から得られる個別消費者余剰を集計した値が市場の需要関数から得られる総消費者余剰の値と一致させるために「補償原理」が成り立っているものと仮定する。さらに、需要関数は一般に、 a^d 、 $f^d(p)$ と表わされるが、分析の簡単化のため、

$$(1) \quad a^d = \alpha p + \beta \quad (\alpha < 0, \beta > 0)$$

と仮定する。ここで、 a^d は総需要量、 p はフルプライス(=走行費用+時間費用)である。

次に、交通の供給は各道路での供給からみていく。各道路での交通には混雑が

発生しているならば、 a_i 台の車が走行する場合の社会的総費用(SCT)は、

$$(2) \quad SCT_i = C_i(a_i) \cdot a_i$$

と表わせる。ここで、 C_i は一台当りの走行費用+時間費用である。もし、追加的にもう一台交通量が増加したならば、社会的限界費用(SMC_i)は、

$$(3) \quad SMC_i = C_i + C_i' \cdot a_i$$

となる。(3)式の右辺の第二項は混雑によって生じる混雑費用である。混雑税を賦課しないものと想定しているため、追加的な交通量に課せられる私的限界費用(SPC_i)は C_i だけになるため、社会的平均費用(SAC_i)と等しくなる。そして、道路*i*での供給関数は、社会的平均費用に基づくことになる。しかも、この供給関数では、社会的平均費用に基づくことから生産者余剰は発生しないことに注意する必要がある。

個別道路での供給関数は一般に、 $a_i = q_i(p_i)$ ($i=1, 2, 3$)と表わせるが、分析の簡単化のため線形性を仮定し、しかも逆関数(=費用関数)で表示することにする。

$$(4) \quad p_i = \gamma_i a_i \quad (\gamma_i > 0)$$

ここで、 γ_i は車一台当たりの私的限界費用(=社会的平均費用)である。

三 グラフ理論の適用

道路のネットワーク構造にグラフ理論を適用するにあたり、電気回路理論における「キルヒホッフの法則」に対応する法則を導入しておくことにする。

〔点における交通量の法則〕

任意の点において流入・流出する交通量の代数和は常にゼロである。

〔閉路におけるフルプライスの法則〕

任意の閉路において、閉路に沿って一巡すると各道路でのフルプライスの代数和は常にゼロになる。

また、図1のネットワークにグラフ理論を適用するにあたり、起点Aに入り終点Cから出ていく交通をグラフの中に取り入れるため、点Cから出て点Aに入る新しい枝を追加し、閉鎖的な回路として分析することにする。そこで、図1に新に枝4を加える。図1の枝4が交通の発生・吸収の領域である。

はじめに、新規道路1が建設される前の均衡条件を見てみる。接続行列を求めてみると、

$$\begin{array}{l} \text{枝} \setminus \text{枝} \\ \begin{array}{ccc} 2 & 3 & 4 \\ \begin{array}{l} A \\ B \\ C \end{array} \begin{pmatrix} 1 & 0 & -1 \\ -1 & 1 & 0 \\ 0 & -1 & 1 \end{pmatrix} \end{array} \end{array}$$

となる。そして、木を枝2と枝3とする。この木に関する基本カッ

トセット行列は、

$$(6) \quad Q_1 = \begin{array}{c} \text{枝} \setminus \text{枝} \\ \begin{array}{ccc} 2 & 3 & 4 \\ \begin{pmatrix} 1 & 0 & -1 \\ 0 & 1 & -1 \end{pmatrix} \end{array} \end{array}$$

となる。基本タイセット行列は、

$$(7) \quad B_1 = \begin{array}{c} \text{枝} \setminus \text{枝} \\ \begin{array}{ccc} 2 & 3 & 4 \\ \begin{pmatrix} 1 & 1 & 1 \\ 1 & 1 & 1 \end{pmatrix} \end{array} \end{array}$$

となる。

ここで、点における交通量の法則を適用するため基本カットセット行列を用いると、

$$(8) \quad \begin{pmatrix} 1 & 0 & -1 \\ 0 & 1 & -1 \end{pmatrix} \begin{pmatrix} x_2^s \\ x_3^s \\ x_4^s \end{pmatrix} = \begin{pmatrix} 0 \\ 0 \end{pmatrix}$$

となる。また、閉路におけるフルプライスの法則を適用するため基本タイセット行列を用いると、

$$(9) \quad \begin{bmatrix} 1 & 1 & 1 \\ 1 & 1 & 1 \end{bmatrix} \begin{pmatrix} p_2 \\ p_3 \\ p_4 \end{pmatrix} = 0$$

となる。また、各枝での交通量、フルプライスの関係から、

$$(10) \quad p_i = r_i x_i \quad (i=2, 3)$$

$$(11) \quad p_4 = -p^s$$

となる。以上の条件を用いて整理すると、

$$(12) \quad x_4^s = \frac{p^s}{r_4 + r_3}$$

という点Aから点Cまでの総供給関数が得られる。総需要関数(1)と総供給関数(12)とから、均衡フルプライスと均衡交通量が決定される。

$$(13) \quad p = \frac{(r_2 + r_3)\beta}{1 - \alpha(r_2 + r_3)}$$

$$(14) \quad x = \frac{\beta}{1 - \alpha(r_2 + r_3)}$$

同様にして、新規道路1が建設された後の均衡フルプライスと均衡交通量を求めることができる。

$$(15) \quad p^* = \frac{\beta\delta}{(r_1 + r_2) - \alpha\delta}$$

$$(16) \quad x^* = \frac{\beta(r_1 + r_2)}{(r_1 + r_2) - \alpha\delta}$$

ただし、 $\delta = r_1 r_2 + r_2 r_3 + r_3 r_1$

このようにして求められた新規道路の建設前の均衡条件と建設後の均衡条件とから、新規道路建設に基づく総消費者余剰の変化額を求めることができる。

$$(17) \quad CS = \frac{(x + x^*) \times (p - p^*)}{2}$$

この(17)式に、(13)~(16)式を代入して得られる値が新規道路建設の便益である。

四 まとめ

本論文では、道路のネットワーク構造が与えられているときに新

規道路が建設された場合の便益を測定するため、グラフ理論を適用するという新しい手法について検討した。そして、グラフ理論を適用するならば、システムのネットワーク構造の下での分析が行えることが明らかになった。そこで、今後はより複雑なネットワーク問題や道路以外のネットワーク問題についての適用を行っていくことが必要であろう。

参考文献

- 〔1〕 藤岡明房「道路ネットワークと投資便益の測定」、日本地域学会『地域学研究』第二〇巻。
- 〔2〕 藤岡明房「道路建設便益の測定に対するグラフ理論の適用」、『高速道路と自動車』平成二年十一月号。
- 〔3〕 H・モーリング著、藤岡・萩原監訳『交通経済学』勁草書房。

(謝辞)

本論文は、日本経済政策学会第四十七回大会での報告に基づいている。報告に対し、詳細な検討と貴重なコメントをいただいた討論者の斉藤峻彦先生(近畿大学)およびフロアーから質問・討議していただいた横山彰先生に対し心から感謝するしである。それは今後の研究の課題としていきたいと考えている。

持続的発展と国際環境政策

植田 和弘

〈京都大学〉

一 はじめに——持続的発展の理念——

地球規模の環境問題が世界経済および各国の経済発展（計画）の制約条件になりつつある。国連の「環境と開発に関する世界委員会」の報告書「Our Common Future」(1)に盛り込まれた持続的発展(Sustainable Development)の理念(2)は、世界経済のあり方についての考えを基本的に変えることによって、経済成長と環境保全を両立させることができ、また現在世代の要求や願望と将来世代のそれを両立させることができるとした。

本文は、地球規模の環境問題が発生してきた原因と特徴について一九六〇年代から一九七〇年代初期における公害問題と比較しつつ分析したうえで、持続的発展の理念を具体的な国際環境政策に適用していくうえでの課題を説明することを目的としている。

二 グローバリゼーションと環境問題

(1) 一九七二年と一九八七年

一九七二年、公害の嵐が世界の先進工業国をおそっていた時、ストックホルムで「国連人間環境会議」が開催され、そこでも、「宇宙船地球号」における環境保全のあり方が討議されたが、世界的な環境

保全をすすめていくための合意と枠組の確立には至らなかった。一九七二年のストックホルム会議と一九八七年のブルントラント委員会の報告書とは、世界的な環境保全に対する考え方が大きく変化したといえる。そうした変化の背景について、世界経済と環境問題における一九七二年と一九八七年との違いについて整理すると次の諸点が指摘できる。

①ストックホルム会議以後、世界は「成長か環境か」「開発か保全か」というディレンマに直面したさまざまな経験のなかから教訓として経済成長と環境保全とを二律背反とみるのではなく、環境保全を可能にし生活の質を高める経済発展パターンを追求することが課題であることが認識された。

②世界経済の不均等な発展がよりすすみ、とりわけ、発展途上国の間の格差が拡大するなかで、発展途上国における環境問題が多様な様相を示している。

③ストックホルム会議当時の公害発生源が主として先進工業国であったのに対して、今日、少なくとも直接的な公害発生源の主体は、工業化をすすめる発展途上国と社会主義国に移行している。

④世界経済に占める日本経済の規模と役割が決定的に大きくなった。「経済大国」日本は、一つの意味において、世界から注目され

ている。一つは、「大国」日本が世界の環境保全にいかん貢献するか、という点である。もう一つは、日本の環境問題や環境政策における経験が、発展途上国においても普遍的意味と特殊の意味についてである(3)。

⑤経済のグローバリゼーションが一層すすみ、世界経済の相互依存が強まったことが、①～④を規定しつつ進行させたといえる。

(2) グローバリゼーションと地球環境問題

経済のグローバリゼーションを基本とする変化が生み出した新しい質の環境問題すなわち地球環境問題とはなにか。一九七〇年代はじめに、いち早く国際環境問題を経済学の立場からアプローチしたポーメル(4)は、各国の環境保護プログラムが国際的次元で議論の対象となる場合の中心的論点として、次の二点を指摘した。すなわち一つは、各国の環境政策が及ぼす国際貿易上の競争条件への影響の問題である。第二に、汚染物質が国境を超えることによって生じる諸問題である。これらの点は、今日でも引き続き論点である。同時に、環境問題が国際的次元をもつという場合、一九七〇年代とは質的に新しい問題も提起されており、ここでいわれる地球環境問題を類型化し整理しておくことは有益だろう(5)。

①ある国における経済活動から生じる汚染物質が、他国の環境に損害を及ぼすケース、つまり、国境を超える環境汚染(transboundary pollution)である。この場合、ある国の環境政策を実行することが他国における環境改善という便益を生み出す場合に、他国で生ずる便益が政策を実施する国の経済計算に反映されないという間

題がある。ある国が環境政策にかかわる費用と便益を国際的見地から考慮する仕組みを考察する必要がある。

②環境破壊に伴う加害と被害の関係が直接的ではなく、かつまた、さしあたりは地域的な被害も及ぼさないが、グローバル・コモンズに損傷や影響を与えることで、程度の差はあれ、加害者を含む地球上の全員の人々が被害者になるといった性質をもつ環境破壊。

③「公害輸出」と呼ばれる環境規制の緩い地域への企業進出あるいは直接投資に伴う環境破壊。この場合、民間企業の海外進出のみが環境問題をひき起こしているのではなく、ODAにおいて環境配慮をいかに制度化し保証していくのか。また、発展途上国の環境政策を実効あるものにするために、日本の経験を正確に伝達する必要がある。

④先進国の産業構造や生活様式ともかわって、先進国と発展途上国との経済関係や貿易構造から生み出される環境破壊。

三 持続的発展論と国際環境政策

地球環境問題は以上の四つのタイプに類型化できるが、その根底には経済のグローバリゼーションがある。今日の地球環境問題が上記四タイプの複合的現象として生じているかぎり、地球環境問題への解決策を提示すべき持続的発展論は、経済のグローバリゼーションが生み出す環境問題に対処しうる国際環境政策の原則を提示する必要がある。

上記四タイプの地球環境問題はそれぞれ固有の特徴を持ち、その解決のための政策に伴う困難性も異なる。以下、各タイプに対処す

る政策枠組を確立する際に生ずる問題点と課題を検討していこう。
第一のタイプの典型例は、酸性雨に伴う国境を越える環境汚染である。現実にアメリカ合衆国とカナダとの間で酸性雨被害に対する補償交渉が始まっている、因果関係の立証が最大の論争点になっているが、それは裏返せば、国際的モニタリング・システムをいかに確立すべきかという課題が提起されているということでもある。

環境破壊をめぐる南北問題との関連では、酸性雨の原因国と被害国とを図式化すれば、当然四ケース考えられるが、補償交渉等において PPP (Polluter Pays Principle, 汚染者負担の原則) を適用することが最も困難なケースは、原因国が発展途上国で被害国が先進工業国になる場合である。日本で生じつつある酸性雨問題もこのケースだといってよいが、こうしたケースでは先進工業国が現状のまま推移すれば受けたであろう環境損害をまぬかれるという受益を根拠に発展途上国における公害防止費用の一部を負担するといういわゆる受益者負担原則を適用することも一考の価値がある。

第二のタイプの典型例は、二酸化炭素等温室効果ガスの濃度増加に伴う地球温暖化問題である。地球温暖化問題は多大の不確実性と不可逆性を伴い、超長期の問題であるがゆえに世代間対立の問題が生じるとともに、エネルギー制約をめぐっていわゆる南北間対立が生じるといって性格を持っている。

地球温暖化問題に対処する環境政策は、損害が不可逆的であるがゆえに予見的政策でなければならぬが、同時にまた大きな不確実性を伴うがゆえに、予見的政策に関する社会的合意形成は困難になるのである。地球温暖化防止計画をめぐる環境庁モデルと通産省モデルのルールづくりという課題を提起している。

第四のタイプの典型例は、日本経済とアジアにおける第一次産業(たとえはエビの養殖や森林伐採)に伴う環境破壊との関係によく現れている。日本経済や日本人の生活様式が、地球の環境破壊と引き換えに発展途上国での環境破壊を前提しているのではないかと指摘されている。発展途上国での環境破壊的資源浪費的な経済成長パターンは、やはり先進国での環境破壊的資源浪費的な経済構造や生活様式と結びついているのではないかとするのである。一般に、発展途上国の経済発展と環境破壊との関係について考察するには、上記のような先進国と途上国との関係の検討は欠かせない課題となろう。

四 おわりに

以上四タイプの検討から明らかになったように、持続的発展の理念は個別の開発プロジェクトに関する判定基準として具体化・制度化がはからなければならないだけではなく、同時に経済のグローバルゼーションの下で発展途上国の開発権を保障しつつ地球環境を保全していく国際的次元での社会システムを確立していくうえでの理念としても具体化される必要がある。

デルの相違もこの点に起因しているし、国際的次元での二酸化炭素排出規制を困難にしている各国の態度の存立根拠の一つもここにある。

地球環境問題に対処する政策手段はこれらの諸問題を解決するものでなければならぬ。近年石油危機に伴う原油価格上昇がもたらした省エネルギー効果に関する日本の経験を普遍化しまたより拡大して、市場メカニズムを活用した政策手段が提案されており、積極的に検討していく必要があるが、次の二つの点には特に留意する必要がある。一つは、市場メカニズムを使った石油節約がより環境に悪いエネルギー源に代替するという意味での下級代替で別の環境問題が発生しないかということである。もう一つは、経済のグローバルゼーションの帰結にみられるように市場化は南北問題をより激化させる方向に働くことどう対処するかである。

第三のタイプの典型例は、直接投資や ODA に伴う環境破壊の問題である。日本の在外企業協会の調査によれば、海外進出企業の公害対策費が設備投資に占める割合は国内より低く、在外企業中で大気汚染防止設備を保有している企業は五分の一に達していない⁽⁶⁾。また、ODA の場合には、ODA 自身が開発難民を生み出すような直接的な環境破壊が生じているケースと、ODA に伴って進出した民間企業が環境破壊を惹き起こす間接的ケースとがある。

直接投資や ODA に伴う環境破壊の場合にその現場の国ではなく投資あるいは援助の側の国の政府にいかなる責任が問われるべきかについては国際法上一義的に規定されているわけではないが、OECD 等の国際機関等からはすでに、他国における開発にかかわる投

(付記)

本報告に対して、永井進法政大学教授、尾上久雄滋賀大学学長および藤井隆名古屋大学教授より有益な質問およびコメントをいただいた。記して謝意を表する次第である。

注および参考文献

- (1) World Commission on Environment and Development, *Our Common Future*, Oxford University Press, 1987. 大来佐武郎監修『地球の未来を守るために』福武書店、一九八七年。
- (2) 持続的発展の理念および課題については、植田和弘「持続的発展論の課題と展望」、大来佐武郎監修『地球環境と経済』中央法規、一九九〇年、四一―六〇ページ参照。
- (3) Ueta, K., "Environmental Policy Planning in Japan," Proceedings of the International Conference on Public Policy Planning, Research, Development and Evaluation Commission, The Executive Yuan, Taipei, June 12-14, 1989, pp. 429-462.
- (4) Baumol, W. J. and Oates, W., *The Theory of Environmental Policy*, 2nd ed., Cambridge University Press, 1988, pp. 257-283 参照。
- (5) この類型化は、植田和弘「地球環境問題と持続的発展論」、『経済セミナー』四二三号、一九九〇年、一七一―二一六ページ、参照。
- (6) 『環境白書』一九八八年版、一〇三―一〇四ページ参照。

持続的発展と流域管理

仲上 健一
 立命館大学

一 流域管理システムと管理行動

従来の水資源開発の環境配慮の対象範囲は水源域に限定されていた。しかし、環境を配慮した開発政策の一環である流域管理では対象範囲は流域圏へと拡大される。流域圏の要素としては、自然的要素、経済的要素、都市的要素、社会文化的要素に整理できる(1)。

従来の水資源開発における管理の原理は、水資源開発量の効率的管理であったが、流域管理では流域圏の社会文化的水準の向上となる。

流域管理システムは戦略レベル、戦術レベル、実施レベルに整理できる(2)。

A・戦略レベル

流域圏の基本的特性に起因して発生する根本的問題ならびに各主体の時代的要請に応じて発生する諸課題を抽出する。これらの課題を流域経営上の問題として把握し技術的、経済的、制度的な解決方向別に整理する。

B・戦術レベル

流域圏の経済発展、環境保全の実現を図るために管理基準を設定し、管理目標に適合した土地利用ゾーンを設定する。流

C・実施レベル

戦術レベルにおいて策定した管理基準ならびに計画を実現するための方策を検討する。実現化方策検討にあたっては、計画目標ならびにインタレスト・グループの判断基準を考慮して実効性の高い方式・体制・制度を採用する。

流域管理システムの各レベルにおける(3)管理行動のための必要な情報、(4)管理行動における評価基準は表1に示すとおりである。

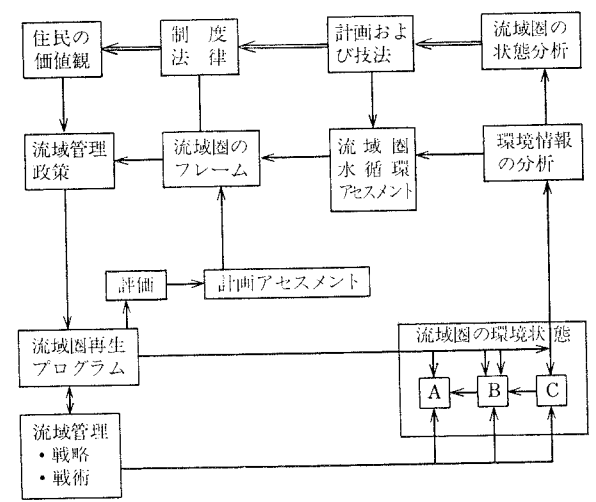
二 流域圏再生のアプローチ

都市の水環境の破局を生み出す現代の社会・経済システムのなかで、水環境再生の構図を展望するには、経済成長および経済制度の最適化(持続的可能性)を生態学的危機、資源枯渇の回避ひいては人間の生活の質、労働の質の向上の視点からの追求が必要である。豊かな国土形成においては、経済成長プログラムそのものが、従来欠如していた環境再生のプログラム、すなわち自然共存システムを有することを求められるようになってきているといえよう。都市生

表1 流域管理システムにおける管理行動

流域管理システムのレベルおよび管理行動	管理行動のために必要な情報	管理行動における評価基準
戦略レベル a) 自然的要素 b) 経済的要素 c) 都市的要素 d) 社会文化的要素 e) その他	基本情報 流域構造 経済構造 都市構造 人口 社会制度	長期的整合性 流域基盤の安定性 流域経済の持続的発展 都市の適正な発展 人口の適正な集中 社会システムの合理性
戦術レベル a) 自然的要素 b) 経済的要素 c) 都市的要素 d) 社会文化的要素 e) その他	計画情報 河川環境 産業構造 社会資本 社会構成 物質収支	総合性 河川環境の保全性 産業分野の適正な配置 社会資本の充足度 社会組織の柔軟性 環境容量の保全
実施レベル a) 自然的要素 b) 経済的要素 c) 都市的要素 d) 社会文化的要素 e) その他	管理情報 河川流況 産業立地 地価 教育制度 廃棄物	実効性 水資源の安定的確保 立地の整備 地価の安定 文化創造運動の推進 廃棄物の適正管理

図1 流域圏再生計画のアプローチ



態系における赤字財政状態を再建するための第一ステップとして、流域圏再生のアプローチのフレームは、図1に示すとおりである(3)。現状の環境状態Aが将来的には、環境状態Bへと変化しつつあると想定しよう。この変化の評価は、ただちに結論はだせないが、この環境にかかわるインタレスト・グループは環境状態Bより高い環境水準の環境状態Cを求めているものとする。環境状態A、Bに関する環境情報が抽出される。この環境情報を基本にして、環境情報Cが次のプロセスを経て創出される。これらの環境情報を基本に流域水循環アセスメントを実施する。流域圏水循環アセスメントの実施にあたっては、問題点の分析を行い、その結果をもとに問題解決型のシステムズ・アプローチにより再整理した課題を軸に環境状態A、環境状態Bならびに環境状態Aから環境状態Bへの変化過程を対象とする。流域水循環アセスメントの結果および問題解決のための諸課題の制度的検討の結果をもとに、流域再生計画を策定する。この流域再生計画を実現するための環境政策は、インタレスト・グループの価値観を考慮して立案する。環境政策を具体化するための流域圏再生プログラムを作成する。この流域再生プログラムにより環境状態Cを設計する。環境状態Cがプログラムどおりに実行できるよう環境管理を行う。環境状態Cがインタレスト・グループの理念や目標に照らし合わせてならぬかギャップが存在する場合、環境創造プログラムを評価し、流域再生計画の計画アセスメントを行う。この計画アセスメントの結果に基づいて初期の流域圏再生計画を修正する。修正された計画により新たに環境政策を立案し、同様の方法により環境状態Cを設計する。流域圏再生のアプローチとして、

次の三つの方式が必要である。

- ① 流域圏再生計画の総合評価(計画にかかわるインタレスト・グループが、それぞれの立場から重要と判断する価値軸に基づいて総合的に評価する制度の確立)
- ② 環境政策へのシステムズ・アプローチ(環境政策を総合的・科学的に展開するためのシステムズ・アプローチの導入と利用)
- ③ 環境保全への住民参加(環境保全に関する住民の政治的・経済的自立と流域圏再生計画への創造的参加)

三 持続的発展の実現方策としての流域管理

持続的発展の実現方策としての流域管理を位置付けた場合、流域圏再生の構図を描くためには次の五点が必要な条件としてあげられる。

- ① 流域経済システム、流域文化の全体像が把握されているか。
 - ② 流域環境の全体像が把握され、目標が明確であるか。
 - ③ 流域圏の水環境の実態が経年的に把握できているか。
 - ④ 流域圏を再生するための技術が確立しているか。
 - ⑤ 流域圏再生の技術が社会に受け入れられるか。
- 流域圏再生計画は、環境創造という新しい枠組みにより理論化され展開されるであろう。地球的規模の環境問題に対して市民一人一人がどのように取り組むかが、問題解決のために重要な課題となる。そのためには、地球的規模の環境問題への理解の促進とともに、どのようなライフスタイルが問題解決へ具体的に貢献するかを明らかにすることが重要である。貢献内容を具体化し、その実行に対して

どのような方法が実行可能であるかをマニュアル化し、その方式を進めていくことにより、地域的、個人的な特性にのみとられずライフスタイルの普及を推進して実施可能である(4)。ただし、生活環境は、それぞれ地域固有条件を有しているため、地域的特性を反映したマニュアルの開発が必要である。流域管理は、地球環境保全を実現するための最も具体的でかつ有効なアプローチである(5)。

参考文献

- (一) Pantulu, V. R., "Ecosystem Modelling a River Basin", edited by Jan Lundquist et al., *Strategies for River Basin Management*, D. Reidel Publishing Company, 1985.
- (二) Kenichi Nakagami, "A STRATEGIC CONCEPT OF RIVER/LAKE BASIN MANAGEMENT AND PLANNING", Second Expert Group Workshop on River/Lake Basin Approaches to Environmentally Sound Management of Water Resources, 16-25 January 1989, Thailand.
- (三) 仲上健一「水環境再生の構図と条件」(國松孝男・菅原正孝編『都市の水環境の創造』に所収)、技報堂出版、一九八八年三月。
- (四) 仲上健一「環境調和型ライフスタイル実現のための政策科学的アプローチ」『季刊環境研究』第七十七号、平成二年一月。
- (五) Ken'ichi Nakagami, Kenji Oya, "Sustainable Development and Environmental Resources"『立命館経営学』第二十九卷二号、一九九〇年七月。

(付記)

本稿は、日本経済政策学会第四十七回大会での筆者の報告に基づいている。報告に対して貴重なコメントをいただいた討論者の宮永昌男先生(龍谷大学)、およびフロアーより尾上久雄先生(滋賀大学)、藤井隆先生(名古屋大学)など何人かの方々からもコメントや質問を頂いた。記して謝意を表します。

公益事業における競争と規制

——NTTの形態変化について——

伊東 光晴

〈京都大学〉

直江 重彦

〈京都大学〉

NTT経営と電気通信産業の問題点

公社からNTTへと民営化し、資金調達や出資規制などの規制が緩和され、従業員は一九八九年、二七万六千人と四万人の減少をみている。だが人件費総額は八四年度の一兆五五七億円から八八年度の一兆九八八億円と大きく増大している。とくに公社制度を離れ民営化した一九八五年度は、人件費はいっきよに一二・四%上昇し、総支出に占める人件費の割合は、八四年度の三五・一%から八八年度の三七・七%へと増大している。

さらに従業員の年齢構成をみると、中年年齢層の比率が異常に高く、若年者が少ない。このことは、形態変化前の国鉄と同じ状態であり、年功制のわが国の賃金形態のもとではたとえ賃金率の上昇は正常でも賃金支払額がふえるということになり、この過大な中年年齢層の定年によってはじめて経営が改善するということになりかねない。

さらに問題なのは、NTTは市内通話と長距離通信を同一経営体が行う結果、新電々三社と、市外通信分野における競争条件が同一

でなく、ためにこの分野での競争がなかなか機能せず、参入分野もそのシェアも抑えられていることである。このことは競争条件が同一な国際通信分野における新規企業の参入が二ヶ月で市場の三〇%を占めたのと対照的である。

その結果、市外通信分野への新規企業の参入は、一方でクリーム・スキミングとなり、他方で、参入会社間の格差を利用した限界企業利用による価格維持政策となり、本来の目的である競争による効率化の推進がみられにくくなっている。

このような現状を改善するためには、独占的市場分野と競争的市場分野を分離し、長距離通信分野において同一な条件下での競争促進を実現することが望まれる。NTTの長距離通信分野は——現に国際電気通信の分野がそうであるように——流れる通信量は増大を続けながら、料金の低下により売上額は伸びないという市場が本来の姿であって、技術革新の現状は、距離差によるコスト差をいちじろしく縮少し、もし競争が健全であるならば、そうした状況を生み出す可能性を持っているのである。

なお長距離通信分野は——その一例である国際通信市場がそうであるように——市内通信市場にくらべて小さい市場であることを忘れてはならない。

技術発展による電気通信網の将来図

市内外分離を行うか否かは、長距離通信会社の分離にともなうネットワーク再編コストがどの程度であるかということと、企業分離が技術的合理性を持っているかどうか重要なこととなる。

ところで電気通信産業における技術進歩は、二十一世紀に向けてデジタル化を推し進め、長距離分野には、大容量の光通信網がメッシュ状に拡がっていく。それは通信量にくらべ容量がはるかに大きく、通信にあたっての制約がほとんどない状況が実現しつつあることを意味している。

通信網は、こうしたメッシュ状の横に伸びる長距離通信網から、縦にツリー状に市内回線が二段階の交換機を経てぶら下っていく。アナログ通信網が四階位で構成されているのと対照的である。経済学的にはこのつり下る分野が地域独占的となり、ボトル・ネックを生む可能性を持っている。

このような技術発展の将来像から言えることは、中継局(ZC)間を結ぶ長距離回線と、ZCからぶら下る「新しい」市内通信網——現在のそれよりはるかに広域で都道府県内を市内と考える——との間で二分することが技術的に合理的であり、同時に企業形態として私企業による競争的市場Ⅱ長距離分野と、地域独占に近い市内通信市場Ⅰ特殊会社ないし公益事業化された企業、に二分されることに

なる。

強力な市内通信会社の育成の必要性

NTT分割に対する潜在的反対論は、それが技術開発力を弱めるというものである。事実日本を代表していると言われている大学関係研究者はこの視点から終止一貫分割に反対している。この研究開発費が市外の分野の黒字によって支えられているという通念が、NTTの市内外分割に反対させる要因なのである。

もちろんこのような通念には根拠がある。長距離通信の利益が大きいからである。だが注意しなければならないのは、こうした状態が維持できるのは、市場が独占的であり、それによる利益が保証されている場合だけであり、経済政策上決して望ましい状況ではない。もし競争が導入され、価格がコストに応じて低下するならば、長距離分野は本来的には規模の小さい分野であるために、利益は少なく、巨額の研究開発費を支えることはできないはずである。強力な研究開発体制をつくりだすためには、規模の大きい市内通話会社がこれを担うことと、経営的に強力な市内通話会社をつくりださなければならぬ。

問題はそれだけではない。今後の研究開発の方向である。

電気通信産業分野における技術革新の中心は二つであると考えられる。その第一は伝送技術の革新であり、その第二は交換技術の進歩である。第一の方向はデジタル化にはじまり、光通信によって進んでいる。この伝送技術の革新は、長距離分野と大量通信分野の革命として、現代社会に大きな変革をもたらした。

アメリカにおける電気通信制度の改革は、こうした長距離分野における技術革新にうながされて、AT&Tの分割再編を進め（一九八四年）、AT&Tは地域子会社を分離し、開発研究分野と製造部門を保持する長距離通信会社となった。つまり研究開発分野は長距離通信会社に附置されたのである。このことは長距離通信会社の経営と深く関連する伝送分野の技術開発には即応するものであっても、交換機分野の技術開発体制としては必ずしも望ましくない。なぜならば、交換機は、地域通信会社がより大きく関係する分野だからである。

デジタル交換機の発展は今後ますます進展するものと思われる。この種の交換機は同時にコンピュータであり、大容量の高速度高性能を必要とする。クレイのコンピュータと同等のものが使われるのはその一例である。交換技術はますます高速高容量大容量の交換機を必要とし、県単位でこれを長距離網に結び、国内長距離も国際通信も同時に行うことが予想されている。逆に言うならば、一國コンピュータ産業の先端技術をおし進めるものは、それを必要とし、したがって先端需要をリードする地域通信会社なのである。こうした体制をつくり、二十一世紀のコンピュータ産業の技術開発をおし進めるためには、技術開発分野を地域会社に所属させることが望ましいのであり、そうすることによって、高能力、高技術の必要が、現場から研究部門に反映され、これが開発へとリンクされる体制が作りだされるのである。アメリカの体制は、この意味で必ずしも望ましい体制とは考えられない。このような見地に立ち、技術開発費を市内、市外各社の固定資産によって配分——長距

市内通信会社は当面事実上の地域独占であり、それゆえに公共性を保持させ、このアクセス・チャージを操作することによって、形態変化にともなう激変を緩和させ、一方で、新電々とNTT長距離会社間の競争の漸進的促進、他方でNTT各社の合理化の促進をはかることが考えられる。

株式上場基準による制約と
市内会社への競争の導入

巨大なNTTを数社に分割する場合、大きな制約条件となるのは、現在の株式上場基準である。東京証券取引所に株式を上場するためには、種々の条件が満たされていなければならないが、すくなくとも、一株当り資産が額面の二倍以上なければならない。ところで、新しく設立される企業は一株五万円の株式ということになっており、NTT株もこれに従って五万円株である。そこで上場基準は一株当り一〇万円の資産が存在することであり、現在NTTは一株当り二四万円の資産があつて、この基準を満たしている。

もしNTT市内会社を地域別再編方式をとり、旧総支社をベースにした一〇ブロックに地域分割した場合にも、総括局(RC-Regional Center)別八ブロックに分割する場合にも、新会社の発行株式数はこの上場基準から現在のNTTの発行株式数よりもはるかに少なくなり、その結果、NTT株一株に対する新NTT地域会社株の交付は、端株とならざるをえず、NTT株所有者の現状が、一株所有者、二株所有者がほとんどである状況のもとでは株式市場で売買

表1 NTT 長距離通信会社・NTT 市内通信会社の経営見通し（平成7年度末）
郵政省発表
（単位：億円、人）

	総収益	総費用	経常利益	従業員数	固定資産
NTT 長 距 離 通 信 会 社	12,000 (17.3%)	7,700 (12.6%)	4,300	9,200 (4.0%)	10,400 (11.0%)
NTT 市 内 通 信 会 社	57,300 (82.7%)	53,500 (87.4%)	3,800	220,800 (96.0%)	84,500 (89.0%)
合 計	69,300	61,200	8,100	230,000	94,900

(注) 1. NTT民営化以降の収益・費用の変化の傾向、NTTが打ち出している23万人体制、最遠距離通話料金200円への引下げ計画、長距離系新事業者との同等な条件等を前提に試算を行った。
2. 遠距離通話料金引下げの影響は長距離通信会社のみに影響すると仮定した。

離通信会社固定資産一兆四〇〇億円一・〇%、市内通信会社八兆四五〇億円八九・〇%——等各種前提において郵政省が計算した平成七年度の経営見通しが上の表である。

この表には、市内通信会社の地域間競争システムの導入による合理化効果など不確定なものは入っていない。だがもし、新電々にくらべ、NTT長距離通信会社が番号桁数をはじめ接続上経済的にも有利な競争条件にあることを考え、新電々との間に格差を導入し、それが一通話二円五〇銭とすると、NTT長距離通信会社からNTT市内通信会社に約一七〇〇億円利益が移動し、それが三円五〇銭であるとすると、約二四〇〇億円移動する。

が難しい端株交付となり、事実上の資産価値をそこなうことになる。この面から市内会社の地域分割は大きな制約を受ける。

こうした制約は市内、市外分割の場合も同様である。そこで現実可能な道はNTTがデータ通信部門を分離し別会社にしたように、NTTが市外会社を分離して別会社にする方法である。だが注意しなければならないのはこうした制約のもとで生れる企業組織と市場構造である。

長距離通信分野においては新電々三社の参入が現にあり、市場競争は進む。だが市内通信分野は、地域独占であり、競争はおこらない。と同時に、考えられる政策はNTT市内会社は地域別に事業部制をしくことである。

技術的には、デジタル網の完備によって、中継局(ZC)からツリー状に通信網が末端にのびるという構造をとる結果、それらを一束として事業部制をしくことは可能である。また経営的には、市内、市外分離によって、長距離通信の料金が、発信局のみならず、受信局にも、市内通信料金として支払われるため、地方の収入は増加し、経営の独立性が高まることになり、さらに一歩進めて分社化傾向にすむならば、地域資金の利用と管理費の削減を生むことになる。

第一種電気通信事業の市場構造のモデル化・製品差別化の導入

小澤 太郎

（法政大学）

一 はじめに

昭和六十年四月一日、電気通信事業法及び日本電信電話株式会社法が施行され、日本電信電話公社が民営化され日本電信電話株式会社（N T T）となった。さらに同年六月二十一日、第二電電株式会社（D D I）、日本テレコム株式会社（J T C）、日本高速通信株式会社（T W J）、他衛星系二社の計五社が第一種電気通信事業の許可を受け、第一種電気通信事業分野へ新規参入した。こうして我が国の電気通信事業分野に競争原理の導入が計られた。

現在までのところ新規参入第一種電気通信事業者（N C C）のシェアは非常に小さい。これには以下の四つの原因が考えられる。

- (1) 長距離系 N C C 三社（D D I、J T C、T W J）は、自らは市内網を有していない為、N T T の市内網と接続しなければ事業を行うことが出来ず、全面的に N T T に依存せざるを得ない構造にある。したがって、これらの業務区域が十分拡大されるまでに時間がかかる。
- (2) N C C と N T T の間でダイヤル数に違いがある。
- (3) N C C の出資者となっている大口ユーザーが、あまり積極的には N C C の提供サービスを利用していない。

- (4) N C C 各社との契約には所定の手続きを要し、工事料を請求される。

しかし、今後長距離系の業務区域の拡大に伴い、N C C のシェアが拡大していく可能性は高い。ただし、N T T の提供するサービスと N C C の提供するサービスを、全く同質的であると顧客は判断しないと思われる。

ところで第一種電気通信事業の市場構造のモデル化の試みとしては、南部〔2〕があるが、そこでは N T T の提供するサービスと N C C の提供するサービスが全く同質的であるとの仮定がなされている。これは第一次近似の為の単純化の仮定であるが、この場合適切さを欠く仮定であると考えられる。以下では、いわゆる「製品差別化」の存在を許容した上で、第一種電気通信事業の市場構造のモデル化を試みる事にする。

二 モデル

高収益部門と低収益部門の二部門が存在し、N T T は両部門にサービスを提供する義務があるものとする。これは日本電信電話株式会社法第二条の中の、「電話の役務のあまねく日本全国における供給の確保」に対応している。また N C C は高収益部門のみにサービ

スを提供するものとする。ここでは単純化の為に各 N C C 間の差異は一切無視し、各 N C C を一まとめにした総体があたかも単一の主体であるかのごとく扱えるものとする。そして以下では、主として高収益部門を明示的に考慮するものとする。

この時、製品差別化の存在によって、高収益部門内に二つの市場を想定する事になる。そして $X_1(X_2)$ を N T T (N C C) のサービス量、 $p_1(p_2)$ を N T T (N C C) のサービス価格とし、各市場の逆需要関数を次のように定める。

$$p_1 = a - b(X_1 + \theta X_2)$$
$$p_2 = c - b(X_2 + \theta X_1)$$

ただし、 $a \geq c > 0$, $b > 0$, $1 \geq \theta \geq 0$

ところで、 $a \parallel c$, $\theta \parallel 1$ が完全代替（南部〔2〕）のケースである。次に $T C_n$ を N T T の高収益部門における総費用、 $T C_c$ を N C C の総費用とし、総費用関数を以下のよう定める。

$$T C_n = k_n + q X_n$$
$$T C_c = k_c + q X_c$$

ただし、 $k_n, k_c > 0$ ($k_n > k_c$), $q > 0$

ところで、以上で与えられた市場構造の下で、N T T と N C C の間でクールノー競争あるいはベルトラン競争がなされるかと言えば、決してそうではない。第一種電気通信事業者が提供するサービスの料金は、郵政大臣の認可により定められる事となっている（電気通信事業法第三一条第一項）からである。そして料金認可の基準に関しては、その第二項において以下のごとく示されている。

- (1) 「料金が能率的な経営の下における適正な原価に照らし公正

妥当なものであること」(第一号)

- (2) 「料金の額の算出方法が適正かつ明確に定められていること」(第二号)

- (3) 「特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと」(第五号)

また具体的な料金認可の指針として「料金算定要領」が定められているが、その骨子は次の通りである。すなわち、料金は適正な原価に適正な報酬を加えた総括原価を基礎に算定されているが、この場合報酬は「レートベース方式」により算出される。ここでレートベース方式とは、事業に対して投下された総投資額の価値に、一定の報酬率を乗じる事によって報酬を算定するやり方を指す。ところで事業者は、ある特定の幅の中からその報酬率を選択しうるものとされる。つまり、料金は会計規則によって機械的に定まるといふわけでは決してなく、経済情勢や事業者の経営状況に対応して裁量的に決定されるものである。

ところで、N T T 及び N C C のサービス価格 p_n, p_c の水準はどのような基準で設定されると考えられるだろうか。本稿では差当たり第一近似として、行政当局は N C C のシェア拡大に主要な関心があるとし、 p_n, p_c の水準が N C C に関する供給最大化原理に基づき決定される場合を考察する。これは確かに極端な仮定であり、行政当局は N C C のシェア拡大と共にその収益の確保にも関心があると考えるのが自然である。しかし新規に事業を開始した N C C にとってシェア拡大は、顧客に対する「経験効果」を通じて将来の需要増に結び付く事が十分考えられるのであり、長期的な観点からそ